

毎週 火曜・金曜日発行

印は長崎県例規集に登載するもの



長 崎 県 公 報

目 次

監査委員公表

・ 包括外部監査結果の報告の公表

監査事務局

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

長崎県監査委員	石 橋 和 正
同	砺 山 和 仁
同	溝 口 芙 美 雄
同	高 見 健

平成26年度

包括外部監査結果報告書

及び報告に添えて提出する意見書

テーマ

議会費の執行及び議会の議決に付すべき契約等の検証について

長崎県包括外部監査人

豊村哲也

- 目 次 -

第1章 包括外部監査の概要

外部監査の種類	1
選定した特定の事件	1
特定の事件を選定した理由	1
外部監査の方法	2
監査従事者	3
外部監査の契約期間及び実施状況	3
表示数値について	3
利害関係について	3

第2章 議会費の執行について

第1 議会費の概要

長崎県議会及び長崎県議会議員の役割等について	4
議員数	5
議長・副議長	5
定例会と臨時会	5
本会議と委員会、議案の流れ	6
議会の主な権限	7
通年議会について	7
議会内会派の変遷	9
県議会事務局の概要	12
議会費の執行状況	12

第2 政務活動費について

政務活動費の法的根拠	13
長崎県における政務活動費の概要	13
監査結果及び意見 【総論】	20
〃 【各論】	30
【議員別】 < 1 > 議員 ~ < 36 > 議員	34 ~ 145
【会派別】 自由民主党・愛郷の会	146
改革21・新生ながさき	151
旧新生ながさき	154
県政改革県民の会	157

第3 費用弁償について

費用弁償の法的根拠	159
-----------	-----

費用弁償の見直しについて	161
監査結果及び意見	162

第3章 議会の議決に付すべき契約等の検証について

議会の議決に付すべき契約等の法的根拠	167
監査対象とした議会の議決に付すべき契約等	169
監査結果及び意見	
整理番号1. 一般国道251号橋梁整備工事(有明川橋上部工)	171
整理番号2. 巖原港社会資本総合整備交付金工事(橋梁上部工)一部変更	178
整理番号3. 長崎県漁業取締船建造工事	181
整理番号4. 旧松浦東高等学校 財産の処分	183
整理番号5. 浦上川線仮棧橋鋼材 財産の処分	192
整理番号6. 一般国道202号橋梁整備工事(雪川橋上部工)	196
整理番号7・8. 長崎県立総合運動公園新陸上競技場新築工事(1工区)(2工区) 一部変更	198
整理番号9. 一般県道諫早外環状線道路改良工事((仮称)1号トンネル)	200
整理番号10. 一般国道207号改良事業に伴う道路改良工事	203
整理番号12. 田尻地区東排水機製作据付工事	206
整理番号13. 旧長崎南商業高等学校 財産の処分	209
整理番号16. 主要地方道佐世保吉井松浦線橋梁整備工事(吉井1号橋上部工)	217
整理番号17. 主要地方道野母崎宿線道路改良工事((仮称)茂木トンネル)	221
整理番号18. 一般県道諫早外環状線道路改良工事((仮称)3号トンネル)	223
整理番号19. 一般県道唐崎岬線道路改良工事(ハトヲキトンネル)	225
整理番号20. 長崎港防災安全対策工事(3工区)	227
整理番号21. ストラドルキャリア取得	229
整理番号24. 看護研究研修センター(仮称)等新築工事	236
整理番号25. 長崎県立鶴南特別支援学校五島分教室の校舎取得	238
整理番号26. 一般県道諫早外環状線道路改良工事((仮称)2号トンネル)	241
整理番号28. 主要地方道有川新魚目線道路改良工事((仮称)広瀬トンネル)	243
議会の議決に付すべき契約等の検証についてのまとめ	244

第4章 最後に

245

第1章 包括外部監査の概要

外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項並びに第4項の規定に基づく包括外部監査

選定した特定の事件

1. 外部監査のテーマ

「議会費の執行及び議会の議決に付すべき契約等の検証について」

2. 監査対象期間

平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

ただし、必要に応じて他の年度も監査の対象とした。

特定の事件を選定した理由

議会（地方議会）は二元代表制の下、その一翼を担い、執行機関である県（知事）の事務執行に対するチェック機能を十分に果たさなければならない。そのためには、まず議決機関としての自らの機能向上を果たすべく、最少の経費で最大の効果を上げるべく、常にその組織及び運営の合理化に努めるべきであると言える。

議会の運営に要する議会費については毎年度10億円程度あり、議会の自浄作用が働いているか、また議会運営の合理化がなされているか等を検証するためにも、その用途に関して調査することは有意義であると考え監査の対象とすることにした。

さらに、地方自治法第96条に規定されている議会の議決に付すべき契約・財産の取得及び処分については、その金額等において重要な事件であり、当然に審議は慎重に行わなければならない。当該契約等の事務手続きの検証は当然であるが、決議が適正に行われるよう、執行機関である県側が、議会に対して適正な情報開示を行い、説明責任を果たしているかを検証することは包括外部監査の視点からも重要であると考え監査の対象とすることにした。

外部監査の方法

1. 外部監査の着眼点

議会費の執行については、「政務活動費」と「費用弁償」を中心に監査を行った。なお、総括的な着眼点としては、議会費の執行における議会側の「説明責任」と、議会審議における県側の「説明責任」である。

(1) 議会費「政務活動費」について

政務活動費は、条例及び規程並びに運用指針等に則って充当されているか
政務活動費の充当について、その使途の透明性が確保されているか
政務活動費の充当について、説明責任が果たされているか
政務活動費制度に関して、改善等を検討する必要性がないか

(2) 議会費「費用弁償」について

費用弁償は、条例及び取扱要綱等に則って支給されているか
費用弁償について、その使途の透明性が確保されているか
費用弁償について、説明責任が果たされているか
費用弁償制度に関して、改善等を検討する必要性がないか

(3) 議会の議決に付すべき契約等について

契約手続きは、法令、条例及び規則等に基づき適正になされているか
契約が随意契約である場合、合理的な理由が存在しているか
契約金額（予定価格を含む）の積算根拠に、適正性が担保されているか
契約の相手方の選定に、適正性が担保されているか
議会審議時に、審議に必要な情報が適正に公開され、十分な説明がなされているか

2. 実施した主な監査手続き

(1) 議会費「政務活動費」について

各年度の収支報告書及び添付領収書等の内容について検証を行った
任意に提示を求めた添付領収書等以外の充当根拠資料の検証を行った
議会事務局へのヒアリングを行った

(2) 議会費「費用弁償」について

各年度の支出伝票の内容について検証を行った
費用弁償の支給根拠となる資料について検証を行った
議会事務局へのヒアリングを行った

(3) 議会の議決に付すべき契約等について

契約等に係る原議一式の内容について検証を行った
契約等に係る関係資料の提示を求め内容について検証を行った
契約等に係る議会審議時の議事録を確認し内容について検証を行った
各所管部署へのヒアリングを行った

監査従事者

包括外部監査人	豊村 哲也	(税理士)
監査補助者	伊東 寛高	(公認会計士)
監査補助者	上谷 浩司	(税理士)
監査補助者	谷川 淳	(公認会計士)
監査補助者	木竹 広賢	(税理士)
監査補助者	佐藤 誠三	(税理士)
監査補助者	池山 耕太郎	(税理士)
監査補助者	池田 雅英	(公認会計士)

外部監査の契約期間及び実施状況

1. 外部監査の契約期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

2. 現場での外部監査の実施状況

監査内容	豊村	伊東	上谷	谷川	木竹	佐藤	池山	池田	合計
予備調査・打合せ	2.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	7.0
議会費 政務活動費	13.0	10.0			14.0	3.0			40.0
議会費 費用弁償その他	1.0					8.0	2.5	5.0	16.5
議会の議決に付すべき契約等	18.0	9.0	16.5	9.0	2.0	3.0	4.5	3.0	65.0
報告書原案提出後のヒアリング	3.0								3.0
合計	37.0	19.5	17.0	9.5	16.5	15.0	8.0	9.0	131.5

表示数値について

報告書の表の合計については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、総合計と内訳の合計が一致しない場合がある。

利害関係について

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 議会費の執行について

第1．議会費の概要

長崎県議会及び長崎県議会議員の役割等について

長崎県議会（以下、「議会」という。）及び長崎県議会議員（以下、「議員」という。）の役割等については、県民と議会との関係、議会と知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を「長崎県議会基本条例」に定めている。以下、一部抜粋

1．議会及び議員の役割と活動

（議会の役割と活動）

第3条 議会は、前条の基本理念に則り、次に掲げる役割を担い、活動するものとする。

- (1) 議事機関として県の意思決定を行うこと並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (2) 議案等の審議又は審査及び調査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (3) 議会活動の透明性を確保するとともに、本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場において、活発な議員間の討議を行うこと。
- (4) 県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (5) 県民に対する議会活動の説明責任を有することにかんがみ、積極的かつわかりやすい情報の公開を行うこと。

（議員の役割と活動）

第4条 議員は、次に掲げる役割を担い、活動するものとする。

- (1) 議員は、合議制の機関である議会を構成する一員として、県民の声を聴き、議会活動を通じて県政に反映させ、県民の負託に応えること。
- (2) 議員は、個別的な事案の解決に努めるのみならず、県民全体の幸福を目指して活動すること。
- (3) 議員は、議会活動について、県民に対する説明責任を果たすこと。
- (4) 議員は、政策能力の向上のため常に研鑽に励むこと。

2．議会と知事等との関係

（知事等との関係の基本原則）

第11条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展に取り組まなければならない。

- 2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。
- 3 議会は、知事等との関係において、その透明性と公正性及び公平性を確保することに努めなければならない。

3. 議会の機能強化等

(議会の機能強化)

第15条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能を強化するものとする。

2 委員会は、所管事務調査を積極的に行うものとする。

3 議会は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務活動費)

第17条 会派及び議員は、議員の調査研究その他の活動の基盤充実に図り、もって議会の審議、立案等の機能を強化するため、政務活動費の交付を受けることができる。

2 会派及び議員は、政務活動費に係る用途を公開し、透明性を確保しなければならない。

3 政務活動費に関しては、別に条例の定めるところによる。

4. 議会改革の推進

第22条 議会は、地方分権・地域主権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、継続的に議会改革に取り組むため、議会改革に関する委員会を設置することができる。

議員数

議員は、市・郡を基準とした16選挙区ごとに選出され、議員定数は「長崎県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」により、現在46人と定められている。

選挙区別議員数								
長崎市	佐世保市・北松浦郡		島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市
14	9		2	4	3	1	1	1
壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	西彼杵郡	東彼杵郡	南松浦郡	計
1	1	1	2	2	2	1	1	46

議長・副議長

議会は、議員の中から選挙で議長と副議長を選出する。議長は、会議の運営や秩序維持にあたり、対外的に議会を代表し、副議長は、議長に事故があるときや議長が欠けたときに代わってその職務を行う。

定例会と臨時会

長崎県議会（以下、「県議会」という。）は、年4回（概ね2,6,9,11月）開かれる定例会と、特に必要があるときに開かれる臨時会がある。

本会議と委員会、議案の流れ

本会議

- 開 会 議長が宣言。本会議を開くには議員定数の半数以上の出席が必要。
- 議案提出 議案には、知事提出のものと、議員提出のものがある。
- 議案説明 提出者から、提出議案の説明を行う。
- 一般質問 議員が県政全般について質問を行い、知事等が答弁を行う。
- 委員会付託 議案等を更に詳しく調べるために、委員会にて審査を行う。

委員会

付託事件審査 説明・質疑・討論・採決・付託された議案や請願について、色々な角度からよく調べ委員会として賛否の態度を決める。

委員会の種類

常任委員会

本会議に提出された議案や請願等を詳しく専門的に審査するため5つの委員会が常設

特別委員会

2つ以上の常任委員会にまたがる事項や、特に重要な事項を調査または審査する

議会運営委員会

議会が円滑に運営できるよう、会議の進め方等を協議するために設置されており必要に応じて開催

本会議

- 委員長報告 すべての委員会が終わると、再び本会議を開き、委員会の審査結果を委員長が報告する。
- 質疑・討論 委員長報告の後、議案等の審査の経過と結果について質疑したり、また、議案等について討論により賛否の考え方を述べる。
- 採 決 議案等についての賛否を出席議員の過半数で決定する。採決の結果は議長から知事に通知され、知事はこれをもとに仕事を進める。

議会の主な権限

議決

議会に与えられた仕事の最も重要なもので、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、条例で定める契約の締結など県政の重要な事項について議決する

選挙と同意

議長、副議長や選挙管理委員会委員などを選挙する。また、副知事、教育委員会・人事委員会・公安委員会の委員など、県の重要な地位に就く人を知事が選任または任命する際には、議会の同意が必要

調査と検査

執行機関が行う事業や事務が、議会の決定したとおりに実施されているかどうか、あるいは適正に管理されているかどうかの調査や検査をしたり、必要に応じて執行機関に対し説明を求め、意見を述べる事ができる

意見表明と決議

県民の福祉や利益になることについて、国会や関係する行政機関に意見書を提出したり、時の国政、社会問題などについて、議会の意思を明らかにするため決議を行ったりする

請願の受理審査

県民から提出された請願をいろいろな観点から審査し、適当なものは県政に反映させるよう努める

通年議会について

議会は全国に先駆けて、平成 24 年 3 月 16 日定例会の回数を年 1 回とする「長崎県議会定例会条例案」を可決し、通年議会を導入した。しかし、平成 26 年 2 月 25 日、定例会の回数を年 4 回とする同条例案を可決し、通年議会を廃止した。

導入前後の状況は次のとおり。

	導入前 (平成23年度)	導入後		廃止後 (平成26年度)
		(平成24年度)	(平成25年度)	
定例会	年4回(2月、6月、9月、11月)招集 会期基本日程:22日~25日間	年1回招集 会期:5月~翌年3月 ※H24は、5月23日~3月22日 (304日間) 定例会基本日程:38日間	※H25は、5月22日~3月28日 (311日間) 定例会基本日程:36日間	年4回(2月、6月、9月、11月)招集
		5月に開会し、6月、9月、11月、2月に「定例会」を開催する。 上記のほか、「緊急議会」を必要に応じて開催する。	同 左	
一般質問	1定例会に3日間(年12日間)実施 1日に4人質問が基本 年間質問者数 46人 (1議員年間1回質問できる)	1定例会に3日間(年12日間)実施 1日に5人質問 年間質問者数 60人 (希望者は今任期中(3年間)のうち、1年間に限り年2回まで質問できる)	1定例会に4日間実施 1日に4人質問が基本(4日目は3人) 年間質問者数 60人	1定例会に3日間(年12日間)実施 1日に4人質問が基本 年間質問者数 48人
常任委員会・ 予算決算委員 会分科会	1委員会当たり、各定例会に3~4日 開催	1委員会当たり、各定例会に10日 開催	1委員会当たり、各定例会に7日 開催を基本とする。	1委員会当たり、各定例会に5日以 内開催(ただし、予備日1日を含む)

通年議会廃止の理由としては、拘束時間が多くなり、対応する県職員等の業務が多忙になったため等とされている。通年議会が導入されていた約 2 年間における議会の実施状況は次のとおり。

平成24年通年議会

平成24年5月23日開会 平成25年3月22日閉会 会期304日間

- ・ 5月定例会議会：H24. 5. 23 (1日間)
- ・ 5月緊急議会：H24. 5. 28 (1日間)
- ・ 6月定例会議会：H24. 6. 6 ~ 7. 13 (38日間)
- ・ 8月定例会議会：H24. 8. 29~10. 15 (48日間)
- ・ 11月定例会議会：H24. 11. 20~12. 26 (37日間)
- ・ 2月定例会議会：H25. 2. 18~ 3. 22 (37日間)

平成25年通年議会

平成25年5月22日開会 平成26年3月28日閉会 会期311日間

- ・ 5月定例会議会：H25. 5. 22 (1日間)
- ・ 6月定例会議会：H25. 6. 5~ 7. 11 (37日間)
- ・ 9月定例会議会：H25. 9. 5~10. 11 (37日間)
- ・ 11月定例会議会：H25. 11. 21~12. 25 (35日間)
- ・ 2月緊急議会：H26. 2. 25 (1日間)
- ・ 3月定例会議会：H26. 3. 4~ 3. 28 (25日間)

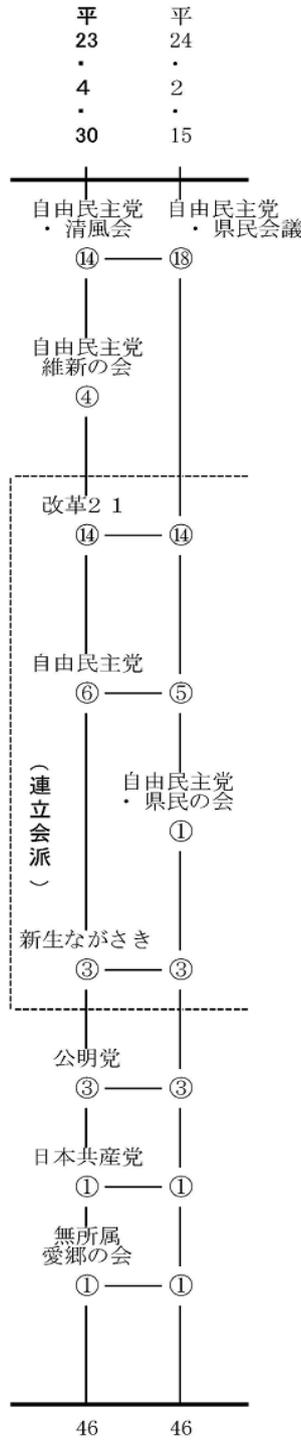
なお、通年議会導入前後における、議案件数は次のとおり。

議案件数（平成23年度～平成25年度）

年別	種別	知提 事案	議発 員議	上議 合 程案 計
平成 23年度	5月臨時会	1	0	1
	6月臨時会	0	0	0
	6月定例会	38	0	38
	9月定例会	13	4	17
	11月定例会	37	1	38
	2月定例会	79	5	84
	計	168	10	178
平成 24年度	5月定例会議会	0	2	2
	5月緊急議会	0	0	0
	6月定例会議会	28	2	30
	8月定例会議会	15	4	19
	11月定例会議会	52	3	55
	2月定例会議会	76	4	80
	計	171	15	186
平成 25年度	5月定例会議会	1	2	3
	6月定例会議会	35	3	38
	9月定例会議会	15	4	19
	11月定例会議会	33	1	34
	2月緊急議会	0	1	1
	3月定例会議会	92	4	96
	計	176	15	191

議会内会派の変遷

議会内における会派については、ここ数年間離合集散を繰り返している。近年の会派変遷は次のとおり。



	平 24 ・ 5 ・ 23	平 24 ・ 5 ・ 24	平 24 ・ 7 ・ 13	平 24 ・ 10 ・ 29	平 24 ・ 11 ・ 28	平 24 ・ 12 ・ 11	平 25 ・ 2 ・ 1	平 25 ・ 2 ・ 4	平 25 ・ 2 ・ 12	平 25 ・ 4 ・ 22
自由民主党 ・ 県民会議	18	18	18	18	17	16	17	17	17	17
自由民主党										
自由民主党 ・ 県民会議										
自由民主党										
改革2 1	14	14	14	13	13	13	13	13	13	13
県政改革 県民の会	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5
新生ながさき	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1
公明党	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
日本共産党	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
無所属 愛郷の会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
創爽会			1	1	1	1	1	1	1	1
日本維新の会									1	1
	46	46	46	45	43	42	42	42	42	42

	平 25 ・ 4 ・ 24	平 25 ・ 6 ・ 5	平 25 ・ 7 ・ 25	平 26 ・ 2 ・ 6	平 26 ・ 2 ・ 24	平 25 ・ 3 ・ 3	平 26 ・ 3 ・ 11	H 26 ・ 4 ・ 1
自由民主党	18	18	19	22	22	23	23	23
自由民主党・ 愛郷の会								
改革21	13	13	14	14	19	19	19	17
県政改革 県民の会	4	4	4	4				
新生ながさき	1	1	1	1				
公明党	3	3	3	3	3	3	3	3
日本共産党	1	1	1	1	1	1	1	1
無所属 愛郷の会	1	1	1	1	1			
日本維新の会	1							
	42	41	43	46	46	46	45	45

県議会事務局の概要

議会費の執行に関しては、県議会事務局が所管している。組織図及び分掌事務は次のとおり。

組 織 図 (平成26年4月1日現在)	
職員数 30名 嘱託職員 6名 計 36名	<ul style="list-style-type: none"> 局長 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 <ul style="list-style-type: none"> 総括課長補佐 <ul style="list-style-type: none"> 主任主事(3名) 技師(1名) 嘱託(4名) 秘書室長 <ul style="list-style-type: none"> 係長 <ul style="list-style-type: none"> 主任主事(2名) 嘱託(1名) 議事課長 <ul style="list-style-type: none"> 課長補佐(2名) <ul style="list-style-type: none"> 係長(6名) 政務調査課長 <ul style="list-style-type: none"> 課長補佐 <ul style="list-style-type: none"> 係長(7名) 図書室長 <ul style="list-style-type: none"> 図書室副室長 <ul style="list-style-type: none"> 図書室係長 <ul style="list-style-type: none"> 嘱託(1名)
分 掌 事 務	
(総務課) 1. 議会事務局の予算及び決算に関する事。 2. 議長及び副議長の秘書に関する事。 3. 議員の身上に関する事。 4. 議員の報酬及び費用弁償に関する事。 5. 議員共済会に関する事。 6. 議員及び職員の福利厚生に関する事。 7. 議会関係庁舎の管理に関する事。 8. 傍聴に関する事。 9. 事務局職員の人事、服務に関する事。 10. 職員の給与及び旅費に関する事。 11. 物品の購入、保管及び出納に関する事。 (議事課) 1. 本会議、全員協議会に関する事。 2. 委員会に関する事。(政務調査課の所管に属するものを除く。) 3. 提出議案に関する事。 4. 議員の発議案(意見書案等を含む。)その他議事に係わる諸規程に関する事。 5. 請願及び陳情に関する事。 6. 議決事項等の処理に関する事。	7. 議会の諸報告に関する事。 8. 会議録の調製に関する事。 9. 政務活動費に関する事。(政務調査課の所管に属するもの及び支出事務を除く。) (政務調査課) 1. 委員会に関する事。(議事課の所管に属するものを除く。) 2. 政策立案補助に関する事。 3. 議会の広聴広報に関する事。 4. 議員の研修に関する事。 5. 議員連盟に関する事。 6. 議案等の調査に関する事。 7. 議員派遣に関する事。 8. 議長会に関する事。 (全国都道府県議会議長会等) 9. 資料の収集及び発行に関する事。 10. 議会史編さんに関する事。 11. 議会図書室に関する事。 12. 政務活動費に関する事。(支出事務を除く。)

議会費の執行状況

平成23年度から平成25年度における、議会費(款:議会費 - 項:議会費 - 目:議会費)の執行状況は次のとおり。

科目名	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	金額	構成	金額	構成	金額	構成
報酬	598,914,375	56.8%	550,784,574	57.6%	527,671,366	61.0%
共消費	164,681,375	15.6%	101,340,092	10.6%	80,870,124	9.4%
賃金	4,630,551	0.4%	6,134,487	0.6%	4,961,909	0.6%
報償費	812,300	0.1%	1,356,300	0.1%	1,816,400	0.2%
旅費	74,866,646	7.1%	81,087,501	8.5%	54,294,960	6.3%
交際費	481,925	0.0%	299,000	0.0%	191,000	0.0%
需用費	1,818,291	0.2%	1,910,701	0.2%	2,748,662	0.3%
役務費	41,103,882	3.9%	49,479,103	5.2%	39,323,566	4.5%
委託料	11,017,147	1.0%	11,142,559	1.2%	13,418,577	1.6%
使用料及び賃借料	5,247,224	0.5%	3,951,760	0.4%	2,413,155	0.3%
備品購入費		0.0%	365,400	0.0%		0.0%
負担金、補助及び交付金	150,704,975	14.3%	148,153,284	15.5%	136,820,709	15.8%
議会費合計	1,054,278,691	100.0%	956,004,761	100.0%	864,530,428	100.0%

第 2 . 政務活動費について

政務活動費の法的根拠

政務活動費は、平成 12 年 5 月、第 147 回国会において地方自治法が改正、政務調査費の交付に関する規定が整備され、その後、平成 24 年の地方自治法(以下、単に「法」と言う。)改正により「その他の活動」を交付目的に追加し、政務調査費から政務活動費へと名称を変更している。(以下、総称して「政務活動費」と言う。)

政務活動費が法的に整備された趣旨は、整備当初の国会においての説明等でも分かるように「地方議会活性化のための、審議能力の強化」「調査研究活動基盤の充実」とされ、あわせて情報公開を促進する観点から、透明性の確保を要求している。

現行の政務活動費については、法第 100 条第 14 項～16 項を根拠法としている。

地方自治法第 100 条

第 14 項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第 15 項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第 16 項 議長は、第十四項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

長崎県における政務活動費の概要

1 . 条例等の整備

長崎県においては、根拠法に則り、経費の範囲等について「長崎県政務活動費の交付に関する条例(以下、「交付条例」と言う。)」及び「長崎県政務活動費の交付に関する規程(以下、「交付規程」と言う。)」を制定し、また運用にあたっては、「政務活動費運用指針(以下、「運用指針」と言う。)を定めている。

運用指針については、随時改訂が行われ、近々には平成 20 年 3 月 19 日・平成 24 年 8 月 1 日付け、及び政務調査費から政務活動費への変更に伴い、平成 25 年 3 月 22 日付けで改訂がなされている。

2 . 交付対象等概要

長崎県においては、交付条例第 3 条により、交付対象を「会派及び議員」と定め、交付額については、同第 4 条及び第 5 条により、会派には、月額 4 万円(年額 48 万円)に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、議員には、月額 26 万円(年額 312 万円)としている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲については、同第2条により定めている。
対象経費の内容は次のとおり。

別表第1 会派に交付する政務活動に要する経費(第2条関係)	
経費	内 容
調査研究費	会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
別表第2 議員に交付する政務活動に要する経費(第2条関係)	
経費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

3. 透明性の確保について

長崎県においては、実費充当の原則により、費用の充当にあたっては、原則収支報告書に全ての領収書の添付を義務付けている。

法第 100 条第 15 項に求める収支報告書の提出については、交付条例第 10 条に定めがあり、原則年度終了日の翌日から起算して 20 日以内に議長へ提出しなければならないこととなっている。

また、法第 100 条第 16 項に求める透明性の確保については、交付条例第 13 条に定めると共に、交付規程第 6 条において、収支報告書内容の根拠となる証拠書類等の整理保管について次のように定めている。

第 6 条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

さらに、運用指針（解説）においても、会計帳簿の整備として、整備すべきことが望ましい帳簿類を明示している。

4. 情報公開の推進について

長崎県における、政務活動費支出内容に関する情報公開については、交付条例第 12 条第 2 項・第 3 項及び交付規程第 7 条において定めており、収支報告書及び領収書等の閲覧の請求があった場合は、長崎県情報公開条例第 7 条に掲げる不開示情報を除き、閲覧に供するものとしている。

又、各年度における議員及び会派別の精算状況を長崎県議会 HP にて公開している。

5. 交付状況概要

長崎県における、過去 3 年度間の政務活動費の交付状況は以下のとおり。

(単位:円)					
	区分	交付額	精算額	返納額	実支給額(交付額 - 返納額)
H25年度	議員分	133,640,000	113,743,376	21,928,761	111,711,239
	会派分	20,560,000	17,579,261	3,199,183	17,360,817
	合計	154,200,000	131,322,637	25,127,944	129,072,056
H24年度	区分	交付額	精算額	返納額	実支給額(交付額 - 返納額)
	議員分	139,360,000	123,360,586	19,584,195	119,775,805
	会派分	21,440,000	20,834,811	737,706	20,702,294
	合計	160,800,000	144,195,397	20,321,901	140,478,099
H23年度	区分	交付額	精算額	返納額	実支給額(交付額 - 返納額)
	議員分	143,260,000	126,434,591	19,912,237	123,347,763
	会派分	22,040,000	19,718,167	2,421,288	19,618,712
	合計	165,300,000	146,152,758	22,333,525	142,966,475

6. 各年度の支出充当状況項目別明細（議員分 単位：円）

以下、各年度における支出充当状況の項目別明細であるが、精算額が充当額の上限を超えている場合があり、記載額の全額が充当されているとは限らない。次項7.において同じ。

(1)平成 23 年度

調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費
914,000	37,000	40,300	0	234,816	1,155,388	84,000	446,574	240,000
722,449	19,000	0	0	252,396	155,400	0	370,442	360,312
1,213,620	55,000	0	0	62,659	610,578	420,000	112,761	80,000
448,750	0	93,450	0	124,424	633,490	420,000	201,891	578,800
137,050	0	0	0	186,234	82,282	1,131,779	549,150	1,350,000
532,000	5,000	0	0	195,743	153,090	10,291	95,331	490,000
383,000	35,000	0	0	132,900	709,663	1,068,823	414,970	1,010,480
302,281	0	0	1,050,000	102,154	234,780	49,799	337,774	427,733
1,086,760	0	17,210	0	0	0	0	428,251	1,644,000
129,679	19,500	0	0	38,000	0	1,311,145	177,060	1,111,380
1,372,395	48,752	0	0	53,836	101,079	210,000	505,850	849,192
899,750	26,000	0	0	107,270	309,669	782,389	234,271	451,500
693,060	0	27,560	0	0	188,224	0	0	0
718,400	0	0	0	0	268,915	0	191,159	145,000
1,281,000	62,000	0	51,707	66,880	84,400	247,723	305,918	1,080,000
2,012,390	43,710	0	0	142,304	0	0	254,767	700,000
593,953	0	0	0	219,900	94,500	310,983	228,209	1,946,000
812,150	55,000	0	0	84,929	485,424	56,893	37,399	1,550,000
1,374,706	33,000	90,000	0	58,480	0	376,244	285,462	856,750
1,607,750	20,000	0	0	185,734	57,171	346,581	480,346	475,000
856,000	21,000	0	0	136,544	686,676	195,000	460,838	900,000
460,367	19,720	0	4,500	69,615	164,621	266,715	417,234	1,453,700
830,210	61,100	0	0	210,116	0	426,900	334,358	1,051,200
232,921	17,000	0	0	84,750	0	0	513,975	2,310,500
1,109,430	61,000	0	0	171,929	0	187,875	53,977	1,618,585
366,450	76,000	0	0	7,842	157,727	184,561	451,365	591,500
374,100	26,000	37,835	0	73,900	267,142	252,204	618,694	1,129,878
180,000	0	0	0	48,350	485,624	0	109,049	1,080,000
547,101	0	0	0	264,567	98,325	1,563,576	443,277	0
2,108,120	96,881	0	0	89,949	0	0	131,179	360,000
0	0	0	0	0	0	0	0	3,120,000
295,000	134,105	8,000	1,050,000	72,000	150,000	612,024	175,495	660,000
714,000	0	0	0	77,349	356,116	178,674	267,320	1,462,950
153,094	10,000	0	0	43,423	64,595	330,000	131,568	1,800,000
461,280	31,000	0	0	78,609	0	1,226,400	157,243	1,200,000
2,192,650	31,000	0	0	82,350	0	302,400	121,301	430,000
1,346,750	0	0	0	0	445,500	420,000	0	955,000
1,416,150	28,750	0	0	56,665	359,318	0	86,186	0
845,548	43,000	0	0	163,484	132,300	341,008	185,829	0
1,067,449	23,000	0	0	127,120	163,800	0	102,187	0
847,540	6,000	0	0	107,957	89,250	0	153,046	0
0	0	0	1,693,000	92,342	0	600,000	0	880,000
305,487	29,195	86,425	0	148,337	1,247,426	411,503	484,619	715,377
336,210	101,840	75,600	0	220,157	1,762,114	300,000	225,919	441,550
106,000	0	0	0	0	0	0	0	1,552,362
1,954,255	143,800	0	0	576,644	0	0	61,794	0
36,341,255	1,419,353	476,380	3,849,207	5,252,658	11,954,587	14,625,490	11,344,038	39,058,749

上記表の額には、平成 23 年 4 月のみ交付されている議員が含まれていないため、P15 の表と総額が異なる。

(2)平成 24 年度

調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費
979,110	188,890	5,000	39,700	181,224	908,778	84,000	400,317	240,000
1,209,104	17,000	0	0	275,614	270,585	0	469,161	360,312
699,780	68,000	0	0	85,365	667,114	420,000	97,919	80,000
0	0	77,700	0	129,879	802,735	420,000	183,880	578,800
211,352	0	0	0	252,104	40,010	1,095,676	607,260	1,481,557
442,000	9,000	7,815	0	405,583	160,560	13,640	44,162	480,000
388,000	58,000	0	0	130,030	977,112	974,673	199,636	936,210
169,042	0	0	0	27,516	0	18,924	145,518	172,262
1,258,150	0	10,980	0	0	0	351,232	363,349	1,212,000
196,708	43,500	5,000	0	45,790	18,352	810,036	201,595	1,307,944
1,438,120	33,055	6,400	810	99,713	520,880	192,500	539,519	586,937
930,652	13,000	0	0	124,700	763,184	814,822	130,245	499,800
717,070	0	46,400	0	132,834	508,510	0	64,708	42,000
771,600	0	0	0	36,000	382,453	0	112,654	285,000
1,142,000	49,500	17,085	24,840	78,600	92,160	240,000	317,657	1,265,000
2,118,900	11,000	0	0	154,979	0	99,007	457,107	400,000
470,861	0	0	0	225,900	118,764	281,256	298,291	1,820,000
619,000	0	0	0	94,104	469,550	100,322	94,790	1,600,000
1,348,269	0	0	0	107,420	0	412,896	476,389	1,077,500
1,728,230	4,000	26,875	0	198,986	109,915	305,477	483,716	360,000
866,000	16,500	0	0	141,424	635,547	197,771	398,717	900,000
308,269	5,560	0	16,626	106,672	233,012	259,035	395,308	1,643,400
815,380	53,100	0	0	219,605	0	700,558	204,589	1,217,600
203,458	0	0	0	77,835	0	0	365,817	1,743,500
999,219	93,300	0	0	123,350	286,258	211,500	124,325	1,658,081
536,220	148,420	0	0	31,247	120,925	236,484	587,456	600,000
113,480	10,000	2,580	0	100,500	872,586	270,944	375,468	1,375,524
469,995	0	0	0	66,020	642,048	0	272,966	600,000
611,323	0	0	0	264,462	111,825	1,578,307	445,870	0
2,169,770	61,000	0	0	101,507	0	0	178,860	360,000
0	0	0	0	0	0	0	0	3,120,000
612,000	63,315	13,000	735,000	90,210	150,000	714,963	142,353	660,000
754,150	0	6,072	0	69,915	330,865	178,688	246,948	1,967,750
54,333	0	0	0	45,920	62,477	360,000	139,395	2,340,000
228,000	15,000	0	0	50,376	0	800,000	124,907	800,000
2,410,540	0	0	0	77,835	0	301,988	159,990	0
1,390,000	0	0	0	0	234,500	480,000	0	1,152,500
1,492,440	47,800	0	0	123,391	535,245	0	108,340	0
778,988	28,120	0	0	159,624	0	336,817	186,468	0
1,193,165	16,000	0	0	112,693	163,800	0	148,080	0
917,730	0	0	0	122,340	0	0	224,783	0
130,240	0	0	0	44,152	766,500	350,000	0	812,000
246,750	156,830	91,780	0	48,255	1,023,660	352,638	416,810	794,173
111,410	18,000	0	0	225,487	1,509,378	313,359	179,564	249,690
89,814	0	14,391	0	44,780	122,850	0	0	1,520,788
2,818,625	50,500	0	0	189,975	0	0	46,113	0
37,159,247	1,278,390	331,078	816,976	5,423,916	14,612,138	14,277,513	11,161,000	38,300,328

(3)平成 25 年度

調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
401,724	161,990	1,358,353	0	0	0	135,324	86,835	284,684	240,000
996,822	40,500	1,042,125	0	13,000	0	285,711	0	352,771	360,312
213,424	0	637,571	0	78,000	38,900	103,100	420,000	83,887	100,000
0	64,300	589,670	0	182,800	0	122,949	420,000	164,353	578,800
206,446	0	57,303	0	0	0	140,582	1,021,530	562,087	1,935,000
329,649	35,000	137,750	0	25,550	0	221,261	13,861	131,874	480,000
236,255	39,052	1,155,699	0	61,000	0	133,200	688,481	154,824	664,355
0	0	0	0	0	0	0	225,000	397,048	2,502,000
270,529	247,730	55,432	0	30,100	0	40,749	298,322	168,828	1,900,000
767,075	111,510	429,819	0	17,070	1,590	93,697	210,000	481,462	1,020,000
210,248	35,000	706,558	0	0	0	118,066	1,039,442	92,977	957,600
1,733,584	48,510	973,330	0	97,335	0	223,374	0	101,816	0
137,120	59,475	358,824	0	7,325	0	69,000	412,506	328,480	646,732
366,243	110,000	125,439	0	259,352	53,710	42,400	240,589	438,370	1,482,500
749,430	103,500	0	5,550	93,735	0	104,244	96,091	364,143	1,440,000
417,034	0	113,670	0	0	0	219,900	289,909	367,029	1,770,000
465,561	0	357,239	0	12,650	0	94,104	147,638	165,920	950,000
962,792	0	0	0	0	0	69,250	439,855	512,887	1,360,000
733,740	20,000	0	0	168,222	0	252,828	316,255	717,654	935,000
322,922	30,000	638,016	0	0	0	158,347	195,354	510,644	900,000
423,148	52,735	69,510	1,275	10,000	7,605	172,730	261,347	434,819	1,089,050
489,144	56,380	0	74,440	18,300	0	174,751	725,738	273,657	1,227,400
757,304	0	594,773	65,000	10,000	0	165,338	212,666	49,881	1,501,648
448,054	103,210	63,422	0	0	0	146,242	240,162	582,763	615,000
201,365	26,000	366,170	62,460	32,800	0	162,584	279,571	433,198	1,378,091
476,606	1,000	864,456	0	0	4,095	67,620	90,500	267,094	961,000
521,913	0	72,050	0	0	0	204,567	1,587,533	504,159	0
268,194	44,500	0	0	15,600	0	163,139	0	142,033	360,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,260,000
67,360	94,000	152,210	0	46,575	1,470,000	72,000	449,824	163,183	660,000
155,312	0	507,394	0	8,514	0	74,599	215,302	289,508	1,908,500
819,705	2,000	0	183,950	210,850	0	84,065	308,669	349,816	1,200,000
923,360	0	0	0	0	370,000	0	480,000	0	1,440,000
394,875	1,550	979,529	5,400	59,890	4,000	152,668	0	212,237	0
630,263	129,520	0	339,699	61,900	0	148,917	346,722	185,203	0
608,110	54,080	155,400	521,810	19,000	0	112,584	0	192,957	0
943,594	112,040	367,500	28,740	0	0	148,433	0	225,087	0
0	3,500	334,660	0	0	0	6,014	86,517	61,347	371,068
107,903	84,000	2,038,983	0	30,150	0	228,324	312,309	195,548	223,955
94,035	45,667	0	0	6,000	0	13,862	0	0	1,543,778
1,176,330	170,350	22,900	322,690	304,150	0	225,952	0	83,358	466,200
75,991	350	0	0	5,000	0	3,000	600,000	139,878	480,000
4,603	0	0	0	0	0	0	46,546	104,167	92,474
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,145	0	0	0	0	0	34,349	0	75,785	50,000
122,549	51,210	400,970	0	0	0	25,374	126,000	77,585	0
56,892	0	0	0	0	0	34,064	340,645	87,542	2,043,870
19,294,353	2,138,659	15,726,725	1,611,014	1,884,868	1,949,900	5,249,262	13,271,719	11,512,543	41,104,333

7. 充当状況の分析

6. にあるように、議員別の政務活動費充当状況においては、調査研究費・人件費・事務所費そして広聴広報費の充当額が比較的多い状況である。

なお、調査研究費については、平成24年度までの定額制から平成25年度より距離制に制度が改正されたこともあり、大幅に充当額が減少している。

主な充当項目である、人件費と事務所費について分析した結果は次のとおり。

人件費分析					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	(単位：円/人) 平均	
充当人件費合計額	39,058,749	38,300,328	41,104,333	39,487,803	
延べ人員数	50.55	51.05	53.75	51.78	
1名当りの充当人件費	772,715	749,429	764,732	762,292	
				(単位：人/円)	
充当人員数区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均	比率
0名	7	8	8	7.7	16.5%
1名	29	29	27	28.3	61.2%
2名以上	10	9	12	10.3	22.3%
合計	46	46	47	46.3	
充当率区分					
50%	27	25	26	26.0	67.2%
100%	12	13	13	12.7	32.8%
合計	39	38	39	38.7	
充当額					
Max	3,120,000	3,120,000	3,120,000	3,120,000	
Min	80,000	80,000	50,000	70,000	
充当額区分					
50万円以下	11	11	11	11.0	28.4%
100万円以下	10	10	10	10.0	25.9%
150万円以下	10	8	9	9.0	23.3%
200万円以下	6	7	6	6.3	16.4%
250万円以下	1	1	1	1.0	2.6%
250万超	1	1	2	1.3	3.4%
合計	39	38	39	38.7	

事務所費分析					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	(単位：円/人) 平均	
充当事務所費合計額	14,625,490	14,277,513	13,271,719	14,058,241	
充当人員	29	29	33	30.33	
1名当りの充当事務所費	504,327	492,349	402,173	466,283	
				(単位：人)	
充当人員数区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均	比率
充当なし	14	12	11	12.3	26.6%
充当あり	32	34	36	34.0	73.4%
合計	46	46	47	46.3	
充当率区分					
光熱費のみ	3	5	3	3.7	10.8%
50%未満	1	1	3	1.7	4.9%
50%	23	24	28	25.0	73.5%
100%	5	4	2	3.7	10.8%
合計	32	34	36	34.0	
充当額区分					
50万円以下	24	26	30	26.7	78.4%
100万円以下	3	6	3	4.0	11.8%
150万円以下	4	1	2	2.3	6.9%
200万円以下	1	1	1	1.0	2.9%
合計	32	34	36	34.0	

監査結果及び意見

【総論】

1. 按分の考え方について（意見）

政務活動費は、実費充当の原則により費用を充当すべきであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在する場合等については、按分の考え方を次のように運用指針に明記している。

1 総論 (2) 按分の考え方

議員活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と政務活動が渾然一体となり多岐にわたっている。

これらのことから、政務活動とそれ以外の活動に係る経費とが混在するなど、それらの活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当な場合にあっては、適切な割合又はそれぞれの活動に係る経費が明確に区分し難い場合は 1/2 の割合を限度として按分した額を充当できることとし、その基準は「2 調査研究費」から「11 人件費」までに定めるとおりとする。

このように、議員が行う活動が渾然一体となり多岐にわたるため、全額を充当することが不適当で、それぞれの活動に係る経費が明確に区分し難い場合には 1/2 を限度に按分し充当できる旨を記してある。

以上のように、「政務活動」を按分の基準の活動と捉える方法をとっているが、例えば平成 19 年 4 月 26 日仙台高裁判決を参考に、まず、明確に区分できる経費があればそれを除外し、その上で、残りを政務活動とそれ以外の活動について適切な割合で按分することを明記することなどを検討する必要があると思われる。

（参考）仙台高裁の例

H19.4.26仙台高裁	政務調査活動と、それ以外の後援会活動等の議員活動の併存する場合 按分割合:政務調査活動 1/2 それ以外の議員活動 1/2 合計 100%
	議員個人としての活動と、政務調査活動を含む議員活動が併存する場合 按分割合:議員個人としての活動 1/2 議員活動 1/2 内、政務調査活動 1/2 それ以外の議員活動 1/2 総合計 100%

なお、透明性の確保の観点から及び過去の判例にもあるように、支出金額の全額を政務活動費として充当する場合には、証拠書類を整理保管し、説明を求められた場合の説明責任は議員（又は会派）が負うことになる。

2. 親族等との取引について

今回、監査に当たり収支報告書・添付領収書等の確認を行ったところ、主に人件費、事務所費、さらに広聴広報費においても、経費の支出先が親族又は親族が経営する企業である場合が見受けられた。

政務活動費の支出先が親族等である場合には、他者との取引である場合以上に、その支出内容及び支出金額の妥当性については、より慎重を期すべきであり、運用指針及びその解説においても例示が記載されている。

しかし、今回調査した結果、その支出の妥当性を立証し得るだけの証拠書類の整理保存が不十分である場合が散見された。

(1)事務所費（結果）

事務所費の場合、運用指針において「自己所有（家族名義を含む）の場合は、賃借料に政務活動費を充当することはできないものとする。」と明記され、又同解説においては、次のような記載がある。

Q 親族所有物件、また議員個人が代表を務める法人が所有する物件に対する事務所費の支出に関する考え方は。

A 親族所有物件、また議員自身が代表を務める法人が所有する物件に対する事務所費の支出については、慎重に対応することが望ましい。

【参考 「政務調査費の事務所費、事務費及び人件費の考え方について（平成20年7月23日）」 全国都道府県議会議長会】

「議員本人及び生計を一にする親族等からの賃借は認められない。また、議員の関連会社等、政治団体（後援会）の所有又は賃借する建物の一部を賃借する場合は、

原則として議員個人が契約主体となること 賃貸借契約書が作成されており、銀行振り込みや領収書等の証拠書類が発行されるなど適切な処理がなされていること、関連会社等、政治団体（後援会）の会計処理上、収入として計上され適切な処理がおこなわれていることが必要」

このように、その支出の妥当性については、他者との取引に関する場合と比べても、より明瞭な説明責任が存在すると言え、万人が納得し得るだけの証拠書類の整理保存が必要だと考えられるが、不十分な場合が見受けられた。

説明責任を果たすべく、より慎重に対応すべきである。

(2)人件費（意見）

人件費においても、運用指針において「同一生計を営む親族の人件費に充当することはできないものとする。」と明記されているが、同一生計以外の親族に対する人件費支出についても、例えば同じ敷地内の別棟に居住する親族を雇い入れる等、生計を一にする場合と

同等と考えられる場合等については、親族以外の者を雇い入れる場合以上に、より明瞭な説明責任が存在すると考えられる。そのことから、同一生計以外の親族の人件費については、当該親族の勤務状況が正確に把握できるだけの証拠書類（出勤簿及び勤務日報等、勤務実態及び勤務内容が客観的に分かる資料）の保存等を検討することも必要と思われる。

(3)その他（意見）

事務所費、人件費以外の経費についても、支出先が親族等である場合には、その支出の内容及び金額の妥当性について、より明瞭な証拠書類の保存が必要であると言える。

今回、広聴広報費において、広報誌の印刷を親族が経営する企業に依頼している場合が見受けられたが、その金額の妥当性について確認し得る資料等の保存がなされていなかった。当該金額の妥当性等を立証できるように、作成した広報誌の現物・印刷部数及び単価の把握はもちろんのこと、配布数が把握できる証拠書類も保存すべきであったと言える。

今後、説明責任を果たすべく、より明瞭な証拠書類の保存基準について検討を行う必要があるものと思われる。

3. 懇親会費等、食糧費の支出について

(1) 会議との一体性等について（意見）

懇親会等の食糧費支出を、政務活動費で充当することは、当然に慎重を期すべきであり、その支出の妥当性については、明確な根拠がなければならない。

食糧費に関しては、政務調査費から政務活動費へ移行したこともあり、運用指針においては、平成 24 年度までと平成 25 年度では、その考え方に変化が見られる。

平成 24 年度までの運用指針においては、調査研究費の例示としては(ア)交通費(イ)宿泊費が挙げられており、ここでは交付規程別表の調査委託費については触れられていない。

研修費の例示としては、研修会参加のための交通費、宿泊費の取り扱い、参加費会費の取り扱い、交通費を除く経費については領収書を添付するものとするが記載されている。

そして会議費については、会議等へ出席のための交通費、宿泊費等の取り扱い、懇親会費等の取り扱い、交通費を除く経費については領収書を添付するものとするが記載されている。

運用指針の「政務調査費の運用に関する説明資料」において、調査研究費（交通費）の細かな取り扱い、研修費（会費）の取り扱い、そして会議費（食糧費）の取り扱いを例示している。

ここまで確認して、食糧費については、会議費の項目においてのみ記載があり、調査研究費や研修費においては、交付規程別表、運用指針の項目別充当指針すべてにおいて具体的にその記載がなされていない。

運用指針においては、会議費における懇親会費等について「会議との一体性を有する必要がある」旨が明記され、又、政務調査費を充当することが不適切な経費の中の(5)において、政務調査活動に寄与しない団体への会費等の経費項目の一つに、「親睦又は飲食だけを目的とする会合の会費」、「意見交換を伴わない会合の会費」という項目がある。

つまり、定期総会後の懇親会、祝賀パーティーや、議員自身が開催する県政報告会等の会議の際に提供する食糧費以外の食糧費については、会議との一体性を有しない場合や、意見交換を行っていないければ、調査研究費や研修費として食糧費を充当することができないということになる。

平成 25 年度に政務活動費となったことに伴い、調査研究費、研修費、会議費の範囲も異なることとなり、その際に会議費においても従来の項目に住民相談会等に要する経費を加えた「議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費」と「団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」という項目が追加された。

平成 25 年度は、懇親会の費用が研修費と会議費（自身開催だけでなく外部会議への参加が含まれた）に記載され、運用指針において、「・・・各種会議と一体性をもって開催される場合に 5 千円を限度として充当できるものとする。」とされた。つまり、各種会議との一体性ということが重要な判断ポイントとされている。

また、運用指針説明資料において、支出に適さない費用として「飲食・会食を主目的とする各種会合」という項目が挙げられている。

以上のことから、懇親会費等の食糧費支出については、各種会議との一体性、又は、飲食、会食を主目的とする会合か否かということが、当該支出の妥当性における判断基準となると言えるが、妥当性について判断が難しいケースも存在するので、再度支出の妥当性について確認すべきである。

(2) 飲食店の領収書による充当について（意見）

今回調査した結果、一部の議員ではあるが、飲食店の領収書のみの添付等により、会議の内容が不明確な食糧費の支出が多く見受けられた。運用指針解説においては、「バー・クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費」は支出に適さない事例として記載されている。

運用に係るQ&Aにもあるように、懇親会が食事自体を目的とするものでなく、会議に伴うものとして政務活動に避けがたく付随していることが必要であると言うことを鑑みれば、平成18年4月の東京地裁判決等にもあるが、政務活動のための会議等を行う場所として、バー・スナック・居酒屋等は適切な場所と言えず、飲食店での会議等は、社会通念上、必要性や相当性が認められなければならないと考えられ、又、運用指針において飲食店の領収書では充当不可を明記している他の自治体もあることを踏まえて、添付する領収書は、当該会議自体が発行した会費の領収書であるべきであって、いくら飲食店で会議を行ったと言っても、その場所で会議を行う特段の必要性や相当性が説明できない限り、飲食店が発行した領収書による充当をするべきではない。

現状、バー・クラブ以外の店舗における飲食については、運用指針において支出に適さない事例として明確化されていないこともあり、議員の判断と説明責任のもと充当されているが、より厳格な適用をするための措置を講じるよう検討を行うべきと考える。

4. 調査研究費における交通費（燃料代）の取り扱いについて（意見）

調査研究費の使途は、「県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む）及び調査委託に要する経費」とし、運用指針及び同解説において、詳細な取扱いについて例示がなされている。

交通費に関しては、平成 24 年度までは領収書の添付に代えて、活動報告書を添付することにより、議員自身の選挙区内で日額 5 千円、選挙区外及び県外については日額 8 千円とする定額制と燃料代の支払額を 1/2 の割合により按分した額を上限として充当する方法の選択制が採られていたが、平成 25 年度からは、日額定額制が廃止され、自家用車を利用した場合は、政務活動のために移動した距離に、職員の旅費に関する条例に定める車賃単価（25 円 / km）を乗じて得た額を活動報告書兼支払証明書に記載し全額を充当する方法と、燃料代の支払額を 1/2 の割合により按分した額を上限として充当する方法の選択制となった。

今回調査した結果、一部の議員であるが、平成 25 年度において活動報告書兼支払証明書への記載により交通費を計算し政務活動費を充当しているが、その交通経路等について、あまりにも不自然な記載がある場合が見受けられた。

また、活動報告書ではなく、実際の燃料代の領収書を添付し、その 1/2 を交通費として政務活動費を充当しているが、その金額から計算すると、あまりにも膨大な移動距離となる場合もあった。

以上のことにより、領収書の添付に代えて活動報告書兼支払証明書により交通費を充当する場合には、不自然な交通経路等が存在しないか、より厳密なチェック体制の構築が必要と言え、又、実際の燃料代の領収書を添付する場合においても、その活動を裏付ける証拠として、移動距離の計算をしなくとも、活動記録の作成・添付などについて検討が必要と考える。

5．資料購入費について（意見）

資料購入費に関しては、その用途が運用指針において下記のように示されている。

「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」とされており、書籍や新聞等の資料（電子書籍等電子データも含む）の購入及びオンラインサービスにおける会費等に政務活動費を充当することができる。

なお、図書等の購入にあっては、領収書添付様式に書籍名を明示（電子データによる購入の際も同様）することが必要である。

しかしながら、提出された収支報告書等を調査した結果、資料購入費として充当することに疑問が生じる書籍等の購入が散見された。

あくまで資料購入費として支出できる経費としては、議会審議に必要な知識を得るための情報収集を目的とした図書・資料等の購入に限定されるべきであって、単に一般教養を高めたりするための図書等の購入に関してまでも充当することにはならないのではないかと思われる。

少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。

6．事務所費について（意見）

事務所費に関しては、その用途が運用指針において下記のように示されている。

「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」とされており、議員が政務活動に使用する事務所等の賃借料には政務活動費を充当することができる。

なお、後援会事務所等と政務活動のための事務所を兼用する場合等、政務活動以外の活動にも使用する事務所については、面積、活動時間等による按分もしくはそれらにより明確に区分できない場合は1/2の割合により按分した額を上限として充当することができる。

しかしながら、提出された収支報告書等を調査した結果、事務所費として全額充当されているものが散見された。

基本的に、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の議員活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多く、そのため事務所費の全額を政務活動費に充当する場合には慎重に対応する必要がある。

従って、事務所の設置、管理に要した経費について、政務活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分することなく、その全額を政務活動費に充当する場合には、それ相応の理由と利用実態を表す根拠資料の提示を求めると言える。

7. 人件費について（意見）

人件費については、その用途が運用指針において下記のように示されている。

「議員（又は会派）が行う活動を補助する職員を雇用する経費」とされており、政務活動以外の活動も含めて事務を行っている職員の人件費については、政務活動とそれ以外の活動が明確に区分し難い場合にあっては 1/2 の割合により按分した額を上限として充当することができる。

今回、提出された収支報告書等を調査した結果、人件費の全額を政務活動費として充当されているものが散見された。

上記の事務所費と同様に、議員活動の特性を鑑みれば、実態に応じた適切な按分をすることが前提と考えるが、ここで、運用指針解説にある次の解説文の解釈が問題となる。

「～なお、人件費全額へ政務活動費を充当する際には、職員の業務に政務活動以外の業務が含まれていないこと等の確認のため、領収書等に併せて雇用契約書の写しを提出することが必要である。」

この解説文を基に、提出された雇用契約書の職務内容に「政務調査活動補助」等と記載されていることを確認の上で、人件費の全額を政務活動費として充当されている。

しかし、事務補助職員の人件費の実態確認のため、雇用契約書その他、賃金台帳、勤務実績簿（出勤簿・タイムカード等）、勤務日報等の提出を任意で求めたところ、人件費の全額を充当している場合においても、書類が作成されていない等のケースがほとんどであった。

運用指針解説の 会計処理において、次のように記載してある。

3. 会計帳簿類の整備

(1) 整備することが望ましい帳簿類

会計帳簿類の種類や様式についての規定はないが、整備することが望ましい会計帳簿類は下記のとおりである。

- ・ 会計の状況を記録した帳簿類（預金・現金出納帳、総勘定元帳等）
- ・ 領収書の整理、保存ファイル類（領収書貼付台紙等）
- ・ 事務職員等の勤務実績簿、賃金等支払台帳、賃金等受領書又は振込依頼書控え

これは、証拠書類等の整理保管を求めた、交付規程第 6 条の詳細を述べたものであり、このような帳簿類の整備保存を依頼していることを鑑みれば、勤務実態に応じて人件費を政務活動費に充当することが本来の主旨であると考えべきであり、決して領収書等に併せて雇用契約書を提出することのみが、人件費の全額を政務活動費として充当する絶対条件ではないと考えるべきである。

以上により、人件費の全額を政務活動費として充当する場合には、雇用契約書の提出のみならず、勤務日報等、当該事務補助職員の勤務実態が把握できる資料の提出を求めるよう検討すべきである。

また、1 名の議員で常勤者の複数名分を人件費として充当している者が一部の議員ではあ

るが存在している。

議員における人件費の使途基準は、交付条例別表 2 において「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」とされている。

現在、多くの議員が事務補助職員としては 1 名以下（人件費が充当されていない議員も複数存在する。）の人件費のみ充当しており、公平性の観点から及び使途基準の本旨を鑑み、複数名を雇用する場合には、それ相応の理由と勤務実態が把握できる資料の提出を求めることも検討すべきであると言える。

又、例えば 2 名を雇用する場合において、各人の人件費の 1/2 を限度として充当した場合には、結果的に 1 名分を全額充当した場合と同等の充当額になることも考えられることから、複数名雇用する場合の勤務実態に応じた按分・充当の基準についても検討の必要があると思われる。

8 . 会計帳簿等の整理保管について（結果）

上記でも一部触れたが、会計帳簿等の整理保管については、交付規程第 6 条に規定しており、又、運用指針解説においても説明がされている。

会計処理

1 . 会計帳簿等の整理保管

(1) 保管期間の定め

会派の政務活動費経理責任者又は議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。【交付規程第 6 条】

したがって、会派が解散等により消滅した場合にあっても、保存を義務付けられている経理責任者が、保存期間が経過するまで証拠書類等を保存しなければならない。

なお、整備することが望ましい帳簿類についても、上記記載のとおり、会計の状況を記録した帳簿類が掲げられている。

今回、監査により会計帳簿類（現金出納帳、総勘定元帳等）の提出を任意に依頼したところ、9 名の議員において会計帳簿が作成されていなかった。

これは、明らかに規程違反である。確かに交付条例において会計帳簿の提出義務がないが、その支出内容を明確にするために重要な書類であることもあり、整理して保管する義務を課しているのである。

主旨を理解し、規程に従って、正確に会計帳簿を調製し、整理保管すべきである。

9．議員が役員等に就任している団体の会合等への出席に係る経費について（意見）

今回、収支報告書及び領収書等を調査したところ、一部の議員であるが、調査研究費や会議費において、当該議員が役員等に就いている団体の会合等への出席に係る交通費等が充当されているものが散見された。

役員等に就いている団体の会合等への出席は、議員の立場ではなく、あくまで当該団体の役員等としての立場で出席している可能性がある。この場合例えそこで意見交換等が行われたとしても、そもそも議員が役員等として出席し役員等として発言しているのである。

たとえ役員としての立場ではなく、議員の立場で会合等に出席し、意見交換を行っている場合も、活動内容が客観的にわかるような措置を講じるなど、検討する必要があると思われる。

10．今後の取り組みについて（意見）

以下、各論として各議員別及び会派別の監査結果及び意見を述べるが、これらの疑義が生じた原因について考察してみる。

当該政務活動費制度の法的構成は、概要でも述べたとおり、地方自治法を基に交付条例・交付規程があり、運用面においては運用指針が存在する。しかし、当然に当該運用指針は全ての事項について網羅されている訳ではなく、この運用指針に記載がないケースについては、根本にある当該制度の制定趣旨（地方議会活性化のための審議能力の強化、調査研究活動基盤の充実）を鑑みて充当が可能か否かを判断すべきことになる。

しかし、今回監査を行った全体的な感想としては、各議員において、誠実に政務活動を行った結果としての支出について充当をしていると考えられるが、判断が難しい場合等において、当該制度の制定趣旨まで踏まえて、充当の相当性について考察しているとまでは言い切れない。

とかくグレーゾーンが多いと言われる政務活動費であるが、今後運用指針を改訂する場合においては、より当該制度の制定趣旨を理解した上での内容にすべく、第三者機関として有識者による運用指針検討委員会開催等を視野に入れ、より精度の高い運用が成されることを切に願うものである。

【各 論】

以下、各議員及び会派別における監査結果及び意見となる。

議員については、平成 23 年 4 月改選以降、その後の補選当選者も含め、長崎県議会議員であった 51 名を対象とし、何らかの結果又は意見が検出された 36 名を掲載した。

今回監査に当たり、交付条例等で提出が義務付けられている収支報告書及び添付領収書等に併せて、支出内容の実態を確認するために、監査委員と協議の上、任意に依頼して下記の書類の提出を求めた。概ね、提出があったが、残念ながら一部の議員については、理解を得られず提出されなかった。

各論において疑義等があった議員別の報告書では、任意に提出を求めた書類の提出状況を添付している。

なお、今回監査により疑義等が生じた項目について、各議員及び会派から意見等があった場合には、充當に対する考え方・解釈には幅があることも考慮し、(議員説明)・(会派説明)として、当該意見等をそのまま掲載する手法を採用している。

監査委員との協議文書

包外監第 26-8 平成 26 年 7 月 22 日	26 長監 第 38 号 平成 26 年 7 月 25 日
長 崎 県 監 査 委 員 様	平成 26 年度包括外部監査人 豊村哲也 様
平成 26 年度包括外部監査人 豊村哲也	長崎県監査委員 石橋 和 正 同 野 山 和 仁 同 清 口 美 美 穂 印 同 高 見 健
<u>関係人からの資料提出の依頼について (協議)</u>	<u>関係人からの資料提出の依頼について (回答)</u>
関係人からの資料の提出を依頼したいので、地方自治法第 25 条の 38 第 1 項の規定により協議致します。	地方自治法第 25 条の 38 第 1 項の規定により、平成 26 年 7 月 22 日付けで協議があった次の関係人の資料の提出を求めることについては、下記の「監査人が留意すべき事項」を遵守の上、実施いただくようお願いいたします。
関係人：平成 23 年度～平成 25 年度中において、在任していた長崎県議会議員及び設置されていた長崎県議会各会派	関係人：平成 23 年度～平成 25 年度中において、在任していた長崎県議会議員及び設置されていた長崎県議会各会派
提出依頼資料：政務活動費に係る以下の資料 ・会計帳簿類 (現金出納簿、総勘定元帳等) ・調査研究視察に係る報告書 ・県外海外視察に係る行程表 ・事務所費に係る賃貸借契約書 ・人件費に係る雇用契約書、賃金台帳、勤務実績簿 (出勤簿・タイムカード等) 業務日報、扶養控除等申告書及び年末調整書類 ・広報費に係る議会だより等の広報誌の現物 ・広報誌作成に係る請求書 (広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類) ・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類 (注) 上記に該当する資料がある場合で既に提出済みの資料は除く	提出依頼資料： 政務活動費に係る以下の資料 ・会計帳簿類 (現金出納簿、総勘定元帳等) ・調査研究視察に係る報告書 ・県外海外視察に係る行程表 ・事務所費に係る賃貸借契約書 ・人件費に係る雇用契約書、賃金台帳、勤務実績簿 (出勤簿・タイムカード等) 業務日報、扶養控除等申告書及び年末調整書類 ・広報費に係る議会だより等の広報誌の現物 ・広報誌作成に係る請求書 (広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類) ・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類 (注) 上記に該当する資料がある場合で既に提出済みの資料は除く
提出依頼理由： ・政務活動費の支出内容についての確認を行う上で必要のため。	監査人が留意すべき事項： 1. 関係人に対して、資料提出を依頼する際は、慎重かつ丁寧な対応を心掛けること。 また、関係人が必ずしも地方自治法の規定を了知しているわけではないので、そのことを十分留意のうえ対応すること。 2. 関係人に対して資料提出を依頼する際、関係人が拒否する場合はこれを強制できないし、罰則規定はないこと。 3. 監査人には、関係人に対する調査等 (資料提出を含む) の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとの守秘義務が課せられていること。
以上	以上

平成 26 年 8 月 21 日

長崎県議会議長 渡辺 敏勝 様

平成 26 年度包括外部監査人 豊村 哲也

平成 26 年度包括外部監査 関係人からの資料提出のお願いについて（依頼）

平成 26 年度包括外部監査に関し、「議会費の執行及び議会の議決に付すべき契約等の検証について」のテーマにつきまして、下記の資料の準備をお願いいたしたく、ご依頼申し上げます。

なお、当該依頼については、別添のとおり監査委員と協議を済ませております。

記

監 査 の 対 象	議会費
準 備 資 料	<p>政務活動費に係る以下の資料の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿類（現金出納簿、総勘定元帳等） ・ 調査研究視察に係る報告書 ・ 県外海外視察に係る行程表 ・ 事務所費に係る賃貸借契約書 ・ 人件費に係る雇用契約書、賃金台帳、勤務実績簿（出勤簿・タイムカード等） <p>業務日報、扶養控除等申告書及び年末調整書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報費に係る議会だより等の広報誌の現物 ・ 広報誌作成に係る請求書（広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類） ・ 広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類 <p>（注）上記に該当する資料がある場合で、既に提出済みの資料は除く</p>
対 象 期 間	平成 23 年度～平成 25 年度の 3 年度分
関 係 人	平成 23 年度～平成 25 年度中において、在任していた長崎県議会議員及び設置されていた長崎県議会各会派
提 出 時 期	平成 26 年 9 月末日

なお、上記依頼文書を提出後、議長から任意に資料提出を求める趣旨の詳細を教えてほしい旨の申し出があり、以下の追加文書を提出している。

包外監第 26 - 12

平成 26 年 9 月 4 日

長崎県議会議長 渡辺 敏勝 様

平成 26 年度包括外部監査人 豊村 哲也

平成 26 年度包括外部監査 関係人からの資料提出のお願いについて（依頼）
依頼理由の追加付記等

平成 26 年度包括外部監査に関し、「議会費の執行及び議会の議決に付すべき契約等の検証について」のテーマにつきまして、平成 26 年 8 月 21 日付けにて依頼しました資料提出のお願いについて、その趣旨・目的等を下記のとおり追加付記させていただきます。

記

< 資料提出をお願いする趣旨・目的について >

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項に基づき交付されるものであるが、その用途については、同第 16 項に「その用途の透明性の確保に努めるものとする」と記載のとおりであり、長崎県政務活動費の交付に関する条例（以下、「交付条例」という。）第 13 条にも同様の条項を設けてあります。

これは、政務活動費が制度として整備（当時は政務調査費）された平成 12 年 5 月の第 147 回国会における趣旨説明の「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて、情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保することが重要になっております」が根拠であり、政務活動を行う上で政務活動費の交付を受ける権利を得る代わりに、公金の支出であることを鑑み、広く情報公開を促進するため、透明性を確保する義務が与えられたと考えます。

当該透明性の確保との観点からは、交付条例第 10 条にて、議長へ収支報告書及び領収書等の提出を義務付けているものでありますが、その支出内容を明確化するために、長崎県政務活動費の交付に関する規程（以下、「交付規程」という。）第 6 条において、「会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、帳簿書類等を整理保管し、これらの書類を

当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない」と保存義務を課し、政務活動費運用指針【解説】においても、整備することが望ましい帳簿類として例示がされております。

今回、包括外部監査にて「議会費の執行～」をテーマとして選定し、議会費の主要な支出項目である政務活動費の支出内容について監査するにあたり、当該政務活動費が制度として整備された趣旨に鑑み、その透明性の確保の状況も調査する必要があると考えております。その場合、現在議長に提出済みの資料のみでは、その支出内容について、明確な調査をすることが困難な場合があるため、交付規程に明記してある、本来保存してあることが考えられる帳簿書類等の内容について確認を行うため、その提出を依頼したものであります。

なお、監査委員からの協議回答にもあるように、現在の認識では、議員及び会派は、包括外部監査において「関係人」として位置づけられており、地方自治法第252条の38第1項にあるように、今回の依頼については強制力がなく、提出するか否かは任意であります。

(以下、一部割愛)

以 上

議員別

< 1 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 1 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費			
・視察に係る報告書	未作成	×	×
・県外海外視察に係る行程表	未作成	×	×
事務所費			
・賃貸借契約書	未作成	未作成	未作成
人件費			
・雇用契約書	未作成	未作成	未作成
・賞金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物			
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)			
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類			
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領</p> <p>該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。</p> <p>該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。</p> <p>該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。</p> <p>提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。</p> <p>該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。</p> <p>該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)研修費等に含まれている懇親会費

平成 23 年度及び平成 24 年度分（意見）

以下の経費については、親睦又は飲食だけを目的とする会合の会費に該当するおそれがあり、再度精査が必要である。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

平成 24 年 11 月 30 日：連立会派副座長

懇談会費として 10,000 円支出のうち 5,000 円を充当

連立会派の会合であるが、会合の目的が領収書に未記載であり、内容が不明瞭

（議員説明）

県政と議会改革の進捗状況について意見交換を行ったが、同会派内の飲食・親睦目的の懇親会との誤解を生じるおそれもあるので、精算返納の収支報告の修正を行いました。

平成 25 年度分（意見）

平成 25 年度においては、団体等の会議との一体性がある懇親会に加え、議員として参加する式典の費用について政務活動費への充当ができることとされたが、下記支出については、会議との一体性が希薄なものかつ親睦及び飲食が主目的と考えられるので、政務活動費への充当について精査が必要と考える。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

平成 25 年 4 月 24 日：（飲食店）

飲食代として、領収金額 20,000 円のうち 5,000 円を充当

「支部校区役員と県政に関する意見交換会」とあるが、議員側が記入しており、又、飲食店の領収書である。会議に避けがたく付随する懇親会とは思われず精査が必要である。

（議員説明）

18 時 30 分から 労組 支部会議室で当面の県政の課題を報告し、隣接地にある（飲食店）にて、神の島工業団地の活用策や国道の渋滞緩和策など県政に関する意見交換を行った。

(2)平成 25 年度の調査研究費について（意見）

平成 25 年度からは、交通費について平成 24 年度までの定額から実費に変更になっている。当該議員はタクシーの利用があり内訳明細を添付しているが、これを確認すると、夜 20 時以降に繁華街である銅座より自宅兼事務所である 町まで、2 名から 4 名の複数名でタクシーの利用をしていることが複数回あり、どのような政務活動に関するものか内容が確認できない。

再度内容を精査し、確実に政務活動と関連がない交通費に関しては、充当額から除外すべきであると言える。この件に関し、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

懇親会の場でいろんな意見・要望、又は県政に対する説明が求められる場合が多くあり、タクシーを利用している。政務活動との区分が明確に区分し難い場合、1/2 按分するとの運用指針にそって按分している。

< 2 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 2 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費			
・視察に係る報告書	×	×	×
・県外海外視察に係る行程表	×	提出済み	×
事務所費			
・賃貸借契約書	未作成	未作成	未作成
人件費			
・雇用契約書	未作成	2人分提出済 2人分未作成	2人分提出済 2人分未作成
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)			
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物			
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	紛失	一部提出済み 紛失	紛失
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	未作成	未作成	未作成
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			
賃貸借契約書は、地代分のみ提出、駐車場の契約書は未作成なので、上段が地代、下段が駐車場分			

(1)人件費（意見）

当該議員の過去3年度間における人件費の支出及び充当状況は次のとおり。

人件費						(単位:円)
H23年度	A	B	C	D	E	計
H23.4	200,000	80,000	50,400	150,000		480,400
5		80,000		100,000		180,000
6		80,000		100,000		180,000
7		80,000		100,000		180,000
8		80,000		100,000		180,000
9		80,000		100,000		180,000
10		80,000		100,000		180,000
11		80,000		100,000		180,000
12		80,000	90,000	112,000		282,000
H24.1		80,000	67,500	100,000	75,000	322,500
2		80,000	52,500	100,000	52,500	285,000
3		80,000	50,000	100,000	66,000	296,000
計	200,000	960,000	310,400	1,262,000	193,500	2,925,900
1 / 2 充当	100,000	480,000	155,200	631,000	96,750	1,462,950
H24年度		B	C	D	E	
H24.4		80,000	48,000	30,000	53,000	211,000
5		80,000	57,500	30,000	47,500	215,000
6		80,000	55,000	30,000	60,000	225,000
7		80,000	45,000	30,000	60,000	215,000
8		80,000	65,000	30,000	35,000	210,000
9		80,000	40,000	30,000	55,000	205,000
10		80,000	55,000	30,000	55,000	220,000
11		80,000	53,000	30,000	53,000	216,000
12		80,000	50,000	30,000	66,000	226,000
H25.1		80,000	72,500	30,000	47,500	230,000
2		80,000	70,000	30,000	52,500	232,500
3		80,000	50,000	30,000	50,000	210,000
計	0	960,000	661,000	360,000	634,500	2,615,500
	0	960,000	330,500	360,000	317,250	1,967,750
		全額充当	1 / 2 充当	全額充当	1 / 2 充当	
H25年度		B	C	D	E	
H25.4		80,000	57,500	30,000	47,500	215,000
5		80,000		30,000	75,000	185,000
6		80,000		30,000	90,000	200,000
7		80,000		50,000	70,000	200,000
8		80,000	65,000	30,000	25,000	200,000
9		80,000	50,000	30,000	45,000	205,000
10		80,000	62,500	30,000	47,500	220,000
11		80,000	55,000	30,000	45,000	210,000
12		80,000	55,000	30,000	42,500	207,500
H26.1		80,000	45,000	60,000		185,000
2		80,000	62,000	50,000		192,000
3		80,000	57,500	50,000		187,500
計	0	960,000	509,500	450,000	487,500	2,407,000
	0	960,000	254,750	450,000	243,750	1,908,500
		全額充当	1 / 2 充当	全額充当	1 / 2 充当	

このように、事務職員 B 及び D については、平成 23 年度は支出額の 1/2 を充当していたが、平成 24 年度及び平成 25 年度においては、その全額を充当している。

これは、平成 24 年度から当該 2 名分の雇用契約書を添付したことによると考えられる。任意に提出頂いた資料の中で、出勤簿は確認できたが、業務日報等はなく、実際の業務内容は確認できていない。

この件について、当該議員からの説明としては、「平成 23 年度までの B、D については、後援会活動、政務活動業務をおこなっていたが、平成 24 年度より通年議会が導入されたこと等により、議会活動や公務活動が活発となったため、2 名（B、D）を政務活動専従者とした。どちらも常勤しているわけではなく、必要に応じて、B は現場周りで、議員の政務活動に同行する一方で、議員が議会開会中で動けない場合に議員に代わって県・市の職員と協議したり、現場調査を担当している。D は政務調査に係る県に提出する全ての書類等の作成を担当している。」とのことであった。

確かに、B、D 共に短時間勤務であり、勤務内容としては当該議員の意見通りとしても問題ないと考えられる。しかし、B、D が政務活動専従者と言う事であれば、他の非常勤勤務である 2 名（C、E）についても支給額の 1 / 2 を充当していることについては、勤務実態に応じての按分とは考えるには疑問がある。

結果的に、非常勤 C、E について 1 / 2 を按分充当したことにより、合計すると 1 名が常勤した場合と同様の金額が充当されることとなる。

運用指針においては、1 / 2 を限度に充当することを認めているが、他に全額を充当する者がいる場合等においては、兼務する事務職員の勤務実態に応じ、適正な額を按分充当することが望ましいと言える。

(2)資料購入費（意見）

収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。

平成 25 年 8 月 8 日	「声に出して読みたい親鸞」	1,470 円
平成 24 年 5 月 15 日	「しごとば 東京スカイツリー」	1,890 円
平成 24 年 5 月 17 日	「ひさし伝」	3,150 円

資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。

少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。この件に関して、議員から以下の説明があっている。

(議員説明)

上記の書籍については、県政一般質問において、知事の政治姿勢や、職員の意識改革を問う参考資料とさせていただいた。

(3)調査研究費（意見）

当該議員は、議員の他に「長崎県 協会会長」の役職に就いている。今回、提出された領収書等の確認を行ったが、平成 23 年 7 月 10 日及び平成 24 年 7 月 15 日に長崎県 フェスティバルに出席し、定額の調査研究費が 8,000 円充当されている。調査相手先は、県・競技力向上対策課課長補佐他(平成 23 年度)県教育委員会参事(平成 24 年度)となっているが、たとえそこで意見交換が行われていたとしても、当該活動は、長崎県 協会会長としての職務として招集した可能性があり、定額の調査研究費の充当について、精査が必要であると考ええる。

また、平成 24 年 9 月 16 日平成 24 年度長崎県高等学校体育連盟 専門部部長を調査相手とし、長崎県の高等学校新人体育大会 競技に出席し、国体に向けた競技力強化への取り組みについて調査を行ったということで定額 8,000 円の調査研究費を充当しているが、この支出についても、上記と同様にたとえそこで意見交換が行われていたとしても、長崎県 協会会長としての職務で出席した可能性もあり、精査の必要があると考える。この件に関して、議員から以下の説明があっている。

(議員説明)

平成 23 年 7 月 10 日は、スポーツ振興と青少年の健全教育のあり方について調査及び意見交換を、また、平成 24 年 7 月 15 日についても体験を通じて青少年の健全育成のあり方等について調査を行っており、いずれも議員としての政務調査活動に該当し、充当は可能と考える。平成 24 年 9 月 16 日についてもご指摘の内容について、議員として政務調査を行っており、充当は可能と考える。

なお、両日、長崎県 協会会長としての職務で出席はしたが、一方、当該地域は漁協が漁業権を持っており、議員として漁業振興策等の要請をうけ現場調査、協議も行っている。

< 3 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 3 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括	/	/	/
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費	/	/	/
・視察に係る報告書			
・県外海外視察に係る行程表			
事務所費	/	/	/
・賃貸借契約書			
人件費	/	/	/
・雇用契約書	×	×	×
・賃金台帳	×	×	×
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	×	×	×
・業務日報	×	×	×
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	×	×	×
広報費	/	/	/
・議会だより等の広報誌の現物	×		×
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×		×
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	×	未作成	×
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			
<p>海外視察は、県議在席16年間政務調査費を活用しておりません。県外視察についても調査目的を明確にして県政の課題と直結した事案のために実施しております。訪問先の資料は別途保管。</p> <p>広報誌の配布につきましては、地元・地域、行政関係・各種団体企業など県北・佐世保市内を中心に配付しておりまして、特別にリストを設けてるわけではありません。すべて手渡しです。個人の後援会活動に当たる内容は記載せずに県議会が県民に役立つように内容を工夫して作成し、普段に配布するようにしております。</p> <p>政務調査費の出金は第3者により行い、使途後、毎月精算方式をとり、会計帳簿も第3者が作成しております。</p>			

(1)資料購入費（意見）

収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。

平成 23 年 9 月 21 日 「精神療法 第 37 巻第 1 号」 1,890 円

資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。

少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

本の内容は添付のように＜認知行動療法の最前線＞を特集したものです。当然委員会や本会議質問で＜認知行動療法＞の推進を図ってきた私にとって、より広く、より深く勉強し、行政当局にその必要性を促すことは当然のことであり、この本はその理論武装に大いに役立って、当局は、長崎県での＜認知行動療法＞を多面的に活用する事業を展開することとなりました。当時私が所属していた文教厚生委員会では、認知行動療法を主導する厚生労働省の外部団体での調査も実施しました。

「精神療法」とだけの表記でしたので、疑問があったと思われませんが、内容はまさしく政務調査に値するものです。

< 4 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 4 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)	提出済み	提出済み	提出済み
調査研究費			
・視察に係る報告書	×	×	×
・県外海外視察に係る行程表	×	×	×
事務所費			
・賃貸借契約書			
人件費			
・雇用契約書	×	×	×
・賃金台帳	×	×	×
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	×	×	×
・業務日報	×	×	×
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	×	×	×
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物	在庫なし	在庫なし	在庫なし
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)			
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	未作成	未作成	未作成
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)調査研究費（意見）

当該議員は、平成 23 年度からガソリン代の半額及び E T C 料金の半額を調査研究費の旅費として計上している。

E T C 料金明細を確認したところ、平成 25 年度分については、1 台分のみを対象とし、対象の 1 台についても対象とならないものと考えられる料金を自ら除外し、E T C 料金を算定した上で半額を充当している。

しかし、平成 23 年分及び平成 24 年分については、2 台分の E T C 料金が含まれており、又、2 台分全ての料金の半額が対象経費として充当されている。

平成 25 年度と平成 23 年度及び平成 24 年度に充当した E T C 料金に整合性が得られない状況から、平成 23 年分及び平成 24 年分については、再度内容の精査を行う必要があると思われる。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

平成 23 年分及び平成 24 年分に充当した調査研究費分の E T C 料金については、政務活動に車両 2 台を使用していたため計上していた。

なお、平成 25 年分から対象除外している 1 台については政治活動（後援会活動）専用に区別したため、政務活動に使用する 1 台分を対象として充当して計上している。

(2)事務費（結果）

当該議員については、事務費として毎月のコピー機カウンター料金の半額を政務活動費として充当している。

毎月の料金は、概ね 1 万円程度であるが、平成 26 年 2 月分請求書においては、118,834 円が請求され、半額の 59,417 円を充当している。

当該請求は、計算期間の関係上、実質的に平成 26 年 1 月に利用された料金と考えられるが、平成 26 年 2 月 2 日に長崎県知事選挙が行われたことを鑑みると、毎月の料金の 10 倍以上請求がきている当該料金のお大半は、選挙活動に利用されたものと考えられる。

この件に関して、当該議員からの説明によると、「平成 26 年 3 月充当分のコピー料金（事務費）については、政務活動用として通常使用しているコピー機を 2 月に交換した際に、請求が上がってこないことを忘れていて、主に政治活動（後援会）に使用している別機種のコピー機（同じメーカー）の料金明細書を間違えて計上していたもの。それぞれのコピー機の料金明細書を確認したところ、取り違えていたことに気付いた。」として、平成 25 年度の収支報告について既に修正報告を行っている。

< 5 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 5 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括	/	/	/
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費	/	/	/
・視察に係る報告書	×	×	提出済み
・県外海外視察に係る行程表	×	×	提出済み
事務所費	/	/	/
・賃貸借契約書	未作成	未作成	未作成
人件費	/	/	/
・雇用契約書	提出済み	提出済み	提出済み
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)			
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費	/	/	/
・議会だより等の広報誌の現物			
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	提出済み	提出済み	提出済み
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類			
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済み」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「 / 」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「 × 」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			

(1)資料購入費（意見）

収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。

平成 23 年 11 月 16 日	「野鳥（日本野鳥の会）」	年間購読料 7,000 円
平成 24 年 1 月 24 日	「最新日本地図」	2,625 円
平成 24 年 11 月 26 日	「野鳥（日本野鳥の会）」	年間購読料 7,000 円
平成 25 年 12 月 4 日	「野鳥（日本野鳥の会）」	年間購読料 7,000 円

資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。

少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。この件に関して、議員から以下の説明があっている。

（議員説明）

「野鳥（日本野鳥の会）」は、野鳥問題を通して「自然環境」のあり方等について、たびたび政策提起を行っているものであり、県議会政務調査活動における重要な資料である。例えば、最近の 2014 年 11 月号では、「気候変動と野鳥(特集)」・地球温暖化と自然生態への影響などの問題点を提起している。

「最新日本地図」はここ十数年来の全国市町村合併の結果としての市町村の範囲の変化後の地図となっており、各地方団体の現状を把握する上で必要。

(2)事務費（意見）

当該議員の事務費において、携帯電話料金が 2 回線分充当されている。

過去 3 年度間の支出及び充当内容は次のとおり。

							(単位:円)
H23		H24		H25			
実金額	精算額	実金額	精算額	実金額	精算額	精算額計	
64,494	32,247	43,208	21,604	52,296	26,148	79,999	
184,276	92,138	130,588	65,294	127,888	63,944	221,376	

上記において、 の回線は当該議員個人名義であり、 の回線は 市職員組合が所有者であり、組合が「当該議員全額負担」との内容で証明書を発行している。

そもそも、携帯電話を 2 回線利用する必要性が感じられない上に、本来組合が負担すべき料金を、当該議員が負担しているものと考えられることから、内容の精査が必要である。

この件に関して、議員より下記のとおり説明があっている。

(議員説明)

私の県議としての活動は、市職員組合がその出身母体であり、組合所有の の携帯は、県議になる前から使用していた。県議当選後、 の携帯を新たに個人で所有したが、 が私の携帯番号として既に相当周知されており、番号変更には様々な不便を強いることになることから、費用は全額私が負担する条件で、組合所有のまま、私自身も主たる携帯として を使用し、 は従たる携帯として、いずれも政務活動に使用していたものである。今回、 については契約を解除し、 については、本来の使用者である私に名義変更を行いました。

< 6 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 6 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括	/	/	/
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)	未作成	未作成	未作成
調査研究費	/	/	/
・視察に係る報告書	×	×	×
・県外海外視察に係る行程表	×	×	×
事務所費	/	/	/
・賃貸借契約書	×	×	×
人件費	/	/	/
・雇用契約書	未作成	未作成	未作成
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費	/	/	/
・議会だより等の広報誌の現物	×	×	×
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×	×	×
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	×	×	×
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「<input type="checkbox"/>」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「<input checked="" type="checkbox"/>」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)資料購入費(意見)

収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。

平成24年5月21日	毎日新聞社刊	新装版「国宝」(全15巻)	194,400円
平成24年10月4日		「運をつかむ技術」1470円、「長崎おいしい歳時記」	1,680円
		「子供のしつけ」	840円

資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関して疑問が残るところである。

少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。この件に関して、議員から下記のとおり説明があっている。

(議員説明)

「新装版 国宝」

本県では、県政の重要施策の一つとして、世界遺産登録の推進について、関係市町と一体となってさまざまな取組を行っています。この毎日新聞社刊 新装版「国宝」に本県の国宝である大浦天主堂も掲載されているなど、世界遺産登録の実現に向けての参考資料であり、また、日本の歴史、建造物について学ぶため購入させていただきました。

「運をつかむ技術」

一般質問や委員会での質問を行う際の調査研究のため購入させていただきました。著者は、ハウステンボスの社長である。18年間赤字だったハウステンボスを1年で黒字化したことが書かれており、佐世保市で誘客効果の高い観光施設であるハウステンボスについて学び、観光振興に役立てるため、購入させていただきました。

「長崎おいしい歳時記」

著者は、長崎在住のリポーターであり、「普通の」食材の豊かさを日々の暮らしの中から実感できる内容であり、長崎の食を通じて地元の食文化を学び、物産振興に役立てるため、購入させていただきました。

「子供のしつけ」

教育問題やしつけの問題について学び、教育行政に役立てるため、購入させていただきました。

(2)人件費(結果)

当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。

これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。

< 7 > 議員

追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。

(1)人件費（意見）

当該議員における、政務活動費の支出内容については、平成 23 年度及び平成 24 年度は、調査研究費が 100 万円超充当されているが、平成 25 年度は充当無しとなっている。

その代わりに、平成 25 年度は人件費が平成 24 年度より、約 130 万円増加している。

当該議員の過去 3 年度間の主な人件費充当内容は次のとおり。

					(単位:円)
平成23年度	A	B			合計
H23.4.28	130,000	130,000			260,000
H23.5.31	130,000	130,000			260,000
H23.6.30	130,000	130,000			260,000
H23.7.30	130,000	130,000			260,000
H23.8.31	130,000	130,000			260,000
H23.9.30	130,000	130,000			260,000
H23.10.31	130,000	130,000			260,000
H23.11.30	130,000	130,000			260,000
H23.12.28	130,000	130,000			260,000
H24.1.31	130,000	130,000			260,000
H24.2.29	130,000	130,000			260,000
H24.3.30	130,000	130,000			260,000
支出額合計	1,560,000	1,560,000			3,120,000
1 / 2 充当	780,000	780,000			1,560,000
平成24年度		B	C		合計
H24.4.27		130,000			130,000
H24.5.31		130,000			130,000
H24.6.29		130,000			130,000
H24.7.31		130,000			130,000
H24.8.31		130,000			130,000
H24.9.28		130,000			130,000
H24.10.31		130,000	130,000		130,000
H24.11.30		130,000	130,000		130,000
H24.12.28		130,000	130,000		130,000
H25.1.31		130,000	130,000		130,000
H25.2.28		130,000	130,000		130,000
H25.3.29		130,000	130,000		130,000
支出額合計		1,560,000	780,000		1,560,000
1 / 2 充当		780,000	390,000		780,000
平成25年度		B	C	D	合計
H25.4.30		130,000	150,000	130,000	410,000
H25.5.31		130,000	150,000	130,000	410,000
H25.6.28		130,000	150,000	130,000	410,000
H25.7.31		130,000	150,000	130,000	410,000
H25.8.30		130,000	150,000	130,000	410,000
H25.9.30		130,000	150,000	130,000	410,000
H25.10.31		130,000	150,000	130,000	410,000
H25.11.29		130,000	150,000	130,000	410,000
H25.12.27		130,000	150,000	130,000	410,000
H26.1.31		130,000	150,000	130,000	410,000
H26.2.28		130,000	150,000	130,000	410,000
H26.3.31		130,000	150,000	130,000	410,000
支出額合計		1,560,000	1,800,000	1,560,000	4,920,000
1 / 2 充当		780,000	900,000	780,000	2,460,000

当該議員は、自宅住所近くに後援会併設事務所を構えているが、平成 24 年 5 月からは、長崎市中心部に、中央事務所として別途後援会併設事務所を設けている。

人件費の充当については、上記のとおり、平成 24 年度までは、概ね常勤 2 名体制であったが、平成 25 年度当初からは、常勤 3 名体制となっている。

今回、追加資料提出の協力を得られず、各事務補助職員の勤務実態が確認できていないが、常勤者 3 名の人件費を各 1 / 2 充当し、結果として常勤者 1.5 名分の人件費が充当されていることを鑑みると、上限である 1 / 2 に固執することなく、勤務実態に応じた適正な按分を検討すべきと思われる。この件に関して、議員から以下の説明があっている。

(議員説明)

私の最初の事務所は長崎市内の外縁部に位置し、県民の来訪の場所としては不向きであるため、市内中心部に経費はかさむが、あと 1 ヶ所設置した。最初の事務所は議員活動を行ううえでの事務作業に不可欠であり、市内中心部の事務所は県民との応答・協議において必要な場所である。また、特に長崎市内を中心に自治会長他多くの県民と個別に会い、あるいは地区の課題解決のための集団での協議を練り直し、問題を整理し、県・市とそれを基に協議し事業化を図るという活動を日常のこととして継続していくことに事務補助員は欠かせない。

このような活動に基づく県民等からの処理に関するファイルが年間で A4 特大ファイルで 6 冊以上、年間 1300 以上の自治会長等、1500 団体以上の代表者等を訪問している。他の議員がどうであれ、私としてこれだけの本来あるべき政務調査活動を熱心に行っている結果であり、このことを一方的に批判されることは議員活動の充実を望む県民の期待に反する本末転倒の指摘である。

人件費の支出のために他の経費への充当ができない実態をどうみるのか、総合的な考察がなされるべきである。

(2)調査研究費（意見）

当該議員の調査研究費については、平成 24 年 1 月 3 日に、他の県議を相手先として、長崎市内ホテルにて、次期定例会以降の県議会運営及び県政の諸課題について意見聴取を行ったとして、5,000 円の調査研究費が計上されている。

一方相手方議員の活動を確認すると、1 月 2 日から 5 日までは、連続して新上五島町での活動を行っている。

このため、この記載が正しいとすれば、相手方議員は 1 月 3 日に日帰りで長崎へ当該議員他との打ち合わせに来た後、また上五島に戻り調査を行ったこととなる。

当該充当に関しては、このように整合性が確認できないため、精査が必要と考える。この件に関して、議員から以下の説明があっている。

(議員説明)

記憶が定かではないが、複数の議員と協議しており、報告書を記載する折に名前を間違えたのではないかと思う。現時点においては確認のしようがないので、収支報告書の修正を行った。

< 8 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 8 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費			
・視察に係る報告書			
・県外海外視察に係る行程表			提出なし
事務所費			
・賃貸借契約書			
人件費			
・雇用契約書	×	×	×
・賃金台帳	×	×	×
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	×	×	×
・業務日報	×	×	×
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	×	×	×
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物	在庫なし	在庫なし	在庫なし
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	事務所で作成しているためなし		
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	なし	×	×
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領</p> <p>該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。</p> <p>該当する書類を提出する場合は、「」を記載してください。</p> <p>該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。</p> <p>提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。</p> <p>該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。</p> <p>該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)資料購入費（意見）

資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、下記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。

少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

平成 26 年 1 月 16 日 「胃がんはピロリ菌でなくせる」1,260 円

(議員説明)

胃がんとピロリ菌の因果関係研究におけるわが国の最高研究者といわれている前北海道大学教授の著書を購入した。

この図書によれば、胃がんの主たる原因はピロリ菌の胃内生存に因るものであり、特に若年層が除菌すれば胃がんにはほとんどかからないと記されている。政府も国民の健康保持と医療費の抑制のため、単なるピロリ菌の除菌に保険適用を図った。近年は世界保健機構も胃がんとピロリ菌の因果関係を発表した。

しばらくの間購読後、私は県政報告会でピロリ菌除菌の必要性を訴えた。

この著書はこれからも再三読み直し、知識を深めて、県の健康増進施策の推進にも活用していきたい。大変政務活動に役立つ本である。

(2)人件費（結果）

当該議員については、各年度常勤者を事務補助者として雇用している。

しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。

これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。

< 9 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 9 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)	提出済み	提出済み	提出済み
調査研究費			
・視察に係る報告書	提出済み	提出済み	提出済み
・県外海外視察に係る行程表	未提出	未提出	未提出
事務所費			
・賃貸借契約書	提出済み	提出済み	提出済み
人件費			
・雇用契約書			
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	×	×	×
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物	×	提出済み	×
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×		×
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	×	未作成	×
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済み」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は、「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)人件費(結果)

当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。

しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。

これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。

< 10 > 議員

＜ 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 ＞			
議員名(又は会派名) < 10 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括	/	/	/
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費	/	/	/
・視察に係る報告書	未作成	未作成	未作成
・県外海外視察に係る行程表	×	×	
事務所費	/	/	/
・賃貸借契約書	未作成	未作成	未作成
人件費	/	/	/
・雇用契約書			
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費	/	/	/
・議会だより等の広報誌の現物	データ提出	データ提出	データ提出
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	廃棄	廃棄	H26.1分提出
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	郵送分	郵送分	郵送分
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」、「廃棄」、「紛失」、「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)人件費(結果)

当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。

しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。

これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。

< 1 1 > 議員

追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。

(1)調査研究費（意見）

当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。

当該議員については、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要があると考える。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

理事会、役員会、同窓会等への参加について

- ・平成 23 年 9 月 23 日：長崎県立 高校同窓会役員会 定額旅費 5,000 円充当

同窓会会長相手の調査となっているが、自身が参与をしているし、出身校でもある。参与としての立場での役員会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。

（議員説明）

議員であるからこそ、参与への就任の要請があったものである。

母校で同窓会役員であることにより、様々な事柄について、学校側（校長、教頭）とも垣根を越えて話し合いができ、また、地元が同じ後輩でもある会長とも意見交換を行うことができる。

この日は、県庁舎建設問題や魚市跡地の安全性について意見交換したものであり、政務調査費の充当は適切と思っている。

- ・平成 24 年 5 月 31 日：県 事務所協会平成 24 年度総会 定額旅費 5,000 円充当

長崎支部長相手の調査となっているが、当該議員自体が であり、相談役として役員立場での総会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。

(議員説明)

議員であるからこそ、相談役への就任の要請があったものである。

役員であることにより、会の会員増強や会員のメリットについて論議したり、待遇を弁護士との待遇等と同等にすべく、国への要望等について意見交換することが多い。

この日は、県庁舎建設の発注、県内業者優先への取組について意見交換したものであり、政務調査費の充当は適切と思っている。

・平成 24 年 7 月 22 日：長崎 会役員会 定額旅費 5,000 円充当

会長相手の調査となっているが、顧問として役員の立場での役員会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。

(議員説明)

会の顧問には、議員として行政へ働きかけることを期待されて就任の要請があったものである。長崎が食文化発祥の地であり、人を集めて栄えた街であるという歴史を特に意識して、如何に和、華、蘭料理を P R すべきかの自論、考え方等について提案している。また、長崎に伝来した料理の提供の取組、県のイベント等について意見交換している。

この日は、観光イベント計画について意見交換したものであり、政務調査費の充当は適切と思っている。

・平成 24 年 12 月 21 日：市 協会理事会 定額旅費 5,000 円充当

理事長相手の調査となっているが、平成 26 年時点において、当該議員が協会会長を務めており、当ても役職に就いていたと考えられる。

役員の立場での理事会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。

(議員説明)

議員であるからこそ、役員への就任の要請があったものである。

協会の会長や副会長、理事らと、競技を通じての健康維持増進、スポーツ振興について意見交換している。

この日は、市 協会から市へ提出する陳情について意見交換したものであり、政務調査費の充当は適切と思っている。

役員会、総会、理事会ではないが、自身が役員の団体の職務と思われる活動に対する調査研究費の充当について

- ・平成 23 年 7 月 17 日： 会会長を相手先とした調査 定額旅費 5,000 円充当

当該議員が同会の顧問であり、役員としての立場での打合せである可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。

(議員説明)

議員であるからこそ、顧問への就任の要請があったものである。日ごろは、競技の指導者と少年の健全育成等について意見交換している。

この日は、国体に向けての競技の強化対策について意見交換したものであり、政務調査費の充当は適切と思っている。

- ・平成 23 年 11 月 13 日：長崎市 協会会長相手の調査 定額旅費 5,000 円充当

平成 26 年時点では当該議員が会長であり、この当時も役員としての立場での打合せである可能性があるとされることから、内容を精査する必要がある。

(議員説明)

国体の概要説明、大会会場の問題への対応のほか、競技を通じての健康維持増進、スポーツ振興について意見交換したものであり、政務調査費の充当は適切と思っている。

- ・平成 24 年 8 月 26 日：長崎市 協会主催理事長相手の調査
定額旅費 5,000 円

競技決勝戦観戦閉会后、意見交換とあるが、上記のとおり、この当時も役員としての立場での決勝戦観戦である可能性があるとされることから、内容を精査する必要がある。

(議員説明)

競技を通じての健康維持増進、スポーツ振興について意見交換を行ったものであり、政務調査費の充当は適切と思っている。

上記以外にも、協会関連の調査との記載が多々あるが、実態は役職としての打合せ及び観戦である可能性があると考えられ、内容を精査する必要がある。

これらの件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

- ・平成 24 年 9 月 1 日：協会主催理事長を相手 定額旅費 5,000 円

(議員説明)

国体の会場の問題のほか、競技を通じた健康維持増進、スポーツ振興について意見交換を行ったものであり、政務調査費の充当は適切と思っている。

- ・平成 24 年 9 月 2 日:長崎 協会会長を相手
市 協会友好団体として参加 今後の対応を意見交換 定額旅費 5,000 円

(議員説明)

企業スポーツは社員の健康増進に大きな役割を果たしているが、厳しい経済事情の昨今、本競技も会社側の理解と協力が得られなくなっている。市民スポーツをより普及させるためにも、競技の強化は重要であることから、企業への協力要請について意見交換したものである。そのため、政務調査費の充当は適切と思っている。

- ・平成 24 年 9 月 6 日：長崎市 協会理事長を相手
競技決勝戦表彰式に参加 定額旅費 5,000 円

(議員説明)

新聞社が主催する少年 大会に参加したもので、参加者を激励することにとどまらず、青少年健全育成について意見交換している。そのため、政務調査費の充当は適切と思っている。

- ・平成 24 年 9 月 9 日：新聞社の営業局長を相手
少年競技決勝戦観戦 定額旅費 5,000 円

(議員説明)

新聞社が主催する少年の競技大会に参加したもので、参加者を激励することにとどまらず、青少年健全育成について意見交換している。そのため、政務調査費の充当は適切

と思っている。

・平成 24 年 12 月 8 日：長崎市 協会審判員審判長相手 定額旅費 5,000 円

(議員説明)

競技の審判員は、夏には朝 5 時には家を出て、6 時から炎天下で試合に参加するなど、大変な苦勞をしていることから、国体に向けた審判員の確保について意見交換したものである。そのため、政務調査費の充当は適切と思っている。

・平成 25 年 1 月 27 日：市 協会理事長相手 定額旅費 5,000 円

(議員説明)

長崎市 団体への対応のほか、競技を通じての健康維持増進、スポーツ振興について意見交換を行ったものであり、政務調査費の充当は適切と思っている。

< 1 2 > 議員

追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。

(1)人件費（結果）

当該議員については、事務補助職員を 1 名雇用しており、支出内容及び政務活動費への充当状況は次のとおり。

なお、摘要は事務補助職員発行の領収書に記載されている内容である。

	(単位:円)		
	支払額	充当額	摘要
H25.8.10	120,000	60,000	記載なし
H25.9.10	120,000	60,000	記載なし
H25.10.10	120,000	60,000	9月分給与
H25.11.10	120,000	60,000	10月分給与
H25.12.10	120,000	60,000	11月分給与
H26.1.10	120,000	60,000	12月分給与
H26.2.10	120,000	60,000	1月分給与
H26.3.10	120,000	60,000	2月分給与
合計	960,000	480,000	

当該議員は、平成 25 年 7 月 21 日投票の補選で当選し、実質同 7 月 22 日から議員として活動している。

政務活動費の交付については、交付条例により任期開始の日の属する月の翌月分（その日が初日の場合は当月分）から交付されることから、当該議員の場合は平成 25 年 8 月分からの交付となる。

ただし、経費としては議員就任後の活動に係る分については充当できることとなっている。

上記の人件費の支出内容を確認するに、10 月 10 日支払分が 9 月分との記載から、逆算すると、8 月 10 日支払分の人件費は 7 月分と言うことになる。

締日の関係もあるが、当該日支払の人件費が 7 月 1 日～31 日分とすると、議員就任前の期間に係る人件費を充当したこととなる。

以上を踏まえて、内容を再度確認し、議員就任前の期間に係る人件費がある場合は、日割計算を行った上で、適正額を再度精算すべきである。

（なお、当該議員は、日割計算の上で精算返納する修正報告を提出している。）

< 13 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 13 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)	未作成	未作成	未作成
調査研究費			
・視察に係る報告書	×	×	未作成
・県外海外視察に係る行程表	×	×	提出なし
事務所費			
・賃貸借契約書	未作成	未作成	未作成
人件費			
・雇用契約書	未作成	未作成	未作成
・賃金台帳			
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物			
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)			
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	未作成	未作成	未作成
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動費)を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)人件費（意見）

当該議員は、事務補助職員として、平成 23 年度及び平成 24 年度は常勤者 2 名、平成 25 年度は常勤者 1 名を雇用している。

各年度の支出内容及び充当状況は次のとおり。

		領収書金額	充当額	摘要
A	H23年度	1,200,000	600,000	半額充当
	H24年度	1,300,000	650,000	半額充当
B	H23年度	1,900,000	950,000	半額充当
	H24年度	1,900,000	950,000	半額充当
	H25年度	1,900,000	950,000	半額充当

収支報告書に添付された当該人件費の領収書を確認したところ、事務補助職員が 1 年分の人件費合計額を記載し「 党長崎県 支部」宛てに発行したものであり、各月の領収書は、「 党長崎県 支部支部長 当該議員」が「当該議員」宛てに発行した領収書である。

このことから、当該事務補助職員は、 党長崎県 支部に雇用されていることになり、当該議員の議員活動に対する事務補助も行っていることから、人件費の半額を政務活動費として充当している。

当該支部は、当該議員個人の政治団体であり、所属しているのは当該議員一人である。そのことから、人件費の半額を充当することに異論はないが、運用指針においても「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と明記されていること、又、当該事務補助職員において、自らの人件費が県の公金から充当されていることを認識するためにも、できる限り当該議員が直接雇用することが望ましいと言える。

< 14 > 議員

＜ 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 ＞			
議員名(又は会派名) < 14 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括	/	/	/
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費	/	/	/
・視察に係る報告書	提出済み	提出済み	提出済み
・県外海外視察に係る行程表	提出済み	提出済み	提出済み
事務所費	/	/	/
・賃貸借契約書	提出済み	提出済み	提出済み
人件費	/	/	/
・雇用契約書	提出済み	提出済み	提出済み
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)			
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	×	×	×
広報費	/	/	/
・議会だより等の広報誌の現物	×	×	×
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×	×	×
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	×	×	×
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「 / 」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「 × 」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)調査研究費（結果）

当該議員の以下の支出については、その内容に疑問を残すものである。

平成 23 年 12 月 23 日～25 日の韓国出張の際の宿泊費が 2 泊で 46,000 円となっている。海外視察の際の宿泊費は、長崎県の旅費条例により韓国であれば、指定職の職務にある者に該当し、乙地方で 1 泊 17,200 円が上限と定められている。

このことから、当宿泊については、1 泊当たりの指定金額を超過するため、過大に充当した 11,600 円については再度精算すべきである。

（なお、この件に関しては、当該議員は既に修正報告書を提出している。）

(2)事務所費（結果）

当該議員の事務所費として充当されている物件の賃貸契約書を確認したところ、以下の内容であった。

貸主：当該議員の親族

借主：当該議員後援会

家賃：契約期間 平成 22 年 6 月 1 日より平成 23 年 12 月 31 日まで
50,000 円（うち半額の 25,000 円充当）

平成 24 年 1 月 1 日より平成 29 年 12 月 31 日までの 5 年。
100,000 円（うち半額の 50,000 円充当）

上記のように、当該事務所の貸主は当該議員の親族であり、借主も当該議員個人ではなく、後援会である。

総論でも述べたが、親族所有物件については慎重な対応が求められるべきであり、契約主体も議員個人ではなく、後援会となっていることから、明瞭な説明責任が存在すると言える。

平成 24 年 1 月から従来の 2 倍の金額の賃借料となったことも、より明確な根拠が示されない限りは、合理性を欠くと考えられ、再度、金額の根拠について精査が必要と思われる。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

平成 24 年 1 月からの賃借料については、契約更新の際、家賃相場や賃貸部屋数増加（5 部屋から 9 部屋へ）を考慮し 100,000 円が妥当とされ、再契約がなされたも

のであります。

(3)人件費（意見）

当該議員が政務活動費として充当している人件費は、事務補助職員常勤者 1 名分の給与総額を全額充当している。

雇用契約書の提出はあり、追加で提出された書類において、出勤簿は確認できたものの、業務内容自体は勤務日報等がないため確認できなかった。

この件について、当該議員の説明によると、「政務活動に係る事務補助のみを行っている常勤者の 1 名とは別に、3 名の常勤者等で後援会活動等の業務を行っております。」とのことであった。確かに、人数的には 1 名の常勤者が政務活動補助業務のみに従事していることも考えられるが、業務内容を確認する方法がないため、1 名でも全額を充当する場合においては、根拠資料として業務実績がわかる資料として勤務日報等の作成保存を実行する必要があると思われる。

< 15 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 15 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)	提出済み	提出済み	提出済み
調査研究費			
・視察に係る報告書	未作成	未作成	未作成
・県外海外視察に係る行程表	海外のみ提出	海外のみ提出	海外のみ提出
事務所費			
・賃貸借契約書	なし	なし	なし
人件費			
・雇用契約書	提出済み	提出済み	提出済み
・賃金台帳	なし	なし	なし
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	なし	なし	なし
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物			
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	提出済み	提出済み	提出済み
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	提出しない	提出しない	提出しない
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動費)を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)調査研究費（意見）

当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。

当該議員については、県 協会副会長及び島原市 協会会長職にあり、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要があると考えられる。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

競技関係の行事への参加については、スポーツを通じた青少年の健全育成、社会の向上発展を目的に参加している。市議、県議あわせて長期間活動しているが、国会議員も地方議員も議員をしているからこそ、より熱心に頑張るものであり、 協会の役員という立場だけで活動しているわけではない。

下記のとおり、役員以外の方とも、スポーツ振興に関する意見交換を行っているのに、当該団体の役員と言うだけで政務活動費の充当が不相当とされるのには疑問がある。

平成 23 年 6 月 4 日

調査場所：大村市

調査相手：県 協会会長

調査内容：県高校総体 競技力の現地調査、競技力向上について意見交換

宿泊費：5,000 円、交通費：8,000 円（定額）

（議員説明）

H23.6.4 については、調査相手を総体として「県 協会会長」と記載したもので、各市 協会会長、各高校や少年少女競技の指導者、保護者らとも意見交換を行っており、役員の立場だけで意見交換したわけではない。

平成 24 年 7 月 17 日

調査場所：雲仙市、島原市、南島原市の小中学校 9 校

調査相手：県 協会会長

調査内容：ジュニアスポーツ への支援を要請及び意見交換

交通費：8,000 円（定額）

(議員説明)

H24.7.17 については、調査相手を総体として「県 協会会長」と記載したものである。調査場所である小中学校には、島原 スクールの選手が通学しているため、各校長に対して、競技を通じたこどもの健全育成のための支援等を要望し、少年少女 専門部長等の県 協会関係者や保護者らとジュニアスポーツ・ について意見交換を行っており、役員の立場だけで意見交換したわけではない。

平成 24 年 12 月 22 日、23 日

調査場所：東京都、東京都国立競技場

調査相手：日本 協会副会長

調査内容：全日本 選手権大会「長崎選手団」応援及び日本 協会副会長と「長崎が んばらんば国体」にむけた「運営並びに選手強化」等について意見交換

交通費：8,000 円（定額）×2 日

交通費：48,800 円

(議員説明)

H24.12.22～23 の調査については、調査相手である日本 協会副会長が県内高校出身であることから、国体を控えた長崎県として意見交換を行うことは当然のことであり、役員の立場だけで意見交換したわけではない。

(2)人件費（結果）

当該議員については、常勤で事務補助者を 1 名雇用している。

しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。

これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。

追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。

(1)調査研究費

宿泊費の内容について（意見）

当該議員の場合、自宅から県庁までの距離が29.0キロとなっており、応招旅費においては、議会時の宿泊は原則として認められていない。

ただし、調査活動として政務活動で宿泊の必要性があれば、自宅からの距離にかかわらず宿泊費の充当が可能となる。

例えば、平成24年9月24日から27日については、総務委員会が開催され当該議員も出席している。当日は、議会から旅費が支給されるため定額の調査研究費は計上していないが、24日は政策企画課長、地域振興課企画監、管財課長他と総務省出向者と長崎県との関わりについて意見交換を行い宿泊。25日は、総務部長、財政課長、人事課長、他会派議員他と総務委員会の在り方について意見交換を行い宿泊。その後27日は、総務委員会の後東京へ向かい東京へ宿泊となっている。

このように、政務活動費において充当した宿泊費については、平成23年度の長崎市内の宿泊回数は47回で、その内県議会と重なっているのが、議会前日で15泊、当日で17泊、平成24年度については、議会前日で22泊、当日で29泊となっている。平成25年度においても、議会前日で14泊、当日で18泊していることが確認できる。

自宅から県庁までの距離が29.0キロであり、高速道路を使用すると片道30分以内の場所であることを鑑みると、これだけの日数の宿泊が必要だったのか疑問が残るところである。

以下の も同様であるが、最少の経費で最大の効果を上げるべく、効率的な政務調査活動を行っているか精査が必要である。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

平成23年度については、6年ぶりに県議会に復帰したことから、その間の県政の推移をはじめ、県政を取り巻く現状や今後の長期総合計画など県政全般の状況を把握するとともに、問題点や課題の抽出のため、このような活動実績となったものであります。

また、本県議会では、平成24年度より、他の都道府県に先駆け、通年議会の導入がなされました。平成24年度の通年議会の会期は、平成24年5月23日から翌年3月22日までの304日間にもなり、前年度までの年4回の定例会開催の会期（1定例会の会期は20日～25日程度）と比べ、3倍以上の会期となり、それに伴い常任委員会や特別委員会などの開催回数も急増し、毎週何らかの委員会開催あるいは本会議の開催

といった議会活動が激増いたしました。

この通年議会の導入に伴う議会活動時間の増加によって、前年度までの政務調査活動時間が大幅に減少されることになったことから、昼間に本会議や各種委員会の開催などの議会活動が行われた際、それらが終了した夕刻以降に、県の施策や事業に対する質疑や提案などの政務調査活動を行わざるを得ないこともありました。そうすることで、活動時間の効率的な活用が図られるからであります。

県本庁の組織は、総務部、福祉保健部、農林部、土木部、各種委員会、教育庁など約20に及び部局、101を超える課・室に分かれており、数多くの施策や事業などを実施しています。

また、それら組織に加え、県内各地域に多くの地方機関があり、地域に密着した事業等を行っております。それら多くの事業等について現地調査等を行い、質疑や提案などを理事者に行うための打ち合わせや協議には相当数の時間が必要となります。

今回の宿泊は、通年議会の導入によって減少した政務調査の活動時間を補うための活動であり、その活動が遅い時間となった場合にのみ宿泊したものであります。

また、意見の中に、「最少の経費で最大の効果をあげるべく、効率的な政務調査活動を行っているか精査が必要」として、「自宅から県庁までの距離が29.0キロであり、高速道路を使用すると片道30分以内の場所であることを鑑みると、(後略)」と述べられていますが、仮に、高速道路を利用すると、距離は38キロと9キロも長くなります。

また、高速料金700円も必要となることから、遅くなって帰宅する場合のタクシー料金(29キロで8,000円以上) + 高速料金と、宿泊料金を比較すると、後者の方が金額的にも安価となるよう宿泊所の選定を行ってきたところであります。

これは、まさに監査人の意見にある「最少の経費で最大の効果をあげる」ための活動でもあると考えます。

平成25年7月9日、10日の宿泊について(意見)

平成25年7月11日付けの宿泊代については、7月9日に県庁において意見交換をした際の宿泊代及び10日に農林水産省にて意見交換を行った後、長崎着が遅い時間になったため翌日の本会議に備えて長崎市内に宿泊した際の宿泊費となっている。

しかし、当該県議の自宅は諫早市であり、9日についても自宅からの方が大村空港へ近く、また10日については、大村空港から帰るにしても長崎市内へ向かうよりも自宅の方が近く宿泊する合理的な理由がなく、宿泊代を政務活動費へ充当することについて疑問が残る。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

(議員説明)

通年議会の議会運営は、平成24年度から25年度の2カ年行われ、26年度からは、

従前の年4回の定例会開催の会期に戻りました。本事案は、前述の通年議会が実施されている時期であり、政務活動の時間を容易に確保することが難しい状況にありました。

そのような中、本事案は、7月10日に農林水産省と意見交換を行うに当たり、事前に県の所管部署である農林部と関連事項の打ち合わせを行う時間がとれず、前日の9日の遅い時間の打ち合わせとなったことから、宿泊をしたものであります。

また、翌日の10日の農林水産省（東京都）との意見交換は、日帰りの行程で行ったもので、帰崎後、農林水産省での意見交換に関連して県農林部との打ち合わせを行いました。時間的に遅くなったことから宿泊をしたものであります。

平成25年度の会議費について（意見）

会議費として飲食店もしくは温泉センターの名称の領収書が下記内容で政務活動費に充当されている。総論でも述べているが、政務活動費の交付に関する条例及び長崎県政務活動費運用指針では、会議費は、

1. 議員が行う各種会議住民相談会等に要する経費
 2. 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
- とされている。

具体的な経費の事例としては、

1. 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等
 2. 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
- とされている。

懇親会等の経費については研修費に準じて取り扱うものとする、としている。

研修費の項目における懇親会等の経費については、「・・・各種会議と一体性をもって開催される場合に5千円を限度として充当できるものとする。」とされている。

そして、Q&Aでは会議との一体性として、「懇親会が食事自体を目的とするものではなく、会議に伴うものとして政務活動に避けがたく付随していること。」としている。

また、支出に適しない事例として、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費、飲食、会食を主目的とする各種会合などが挙げられている。

下記で挙げられている費用については、そもそもが会議をするための場所ではなく飲食を主目的とする場所での会合であり、かつ領収書についても飲食店等の領収書であり、会議等を行った団体等が発行する領収書ではない。

そして、そもそもの会議が飲食店等で行われているもので、会議を行った後に避けがたく付随する懇親会とも異なるものである。

このような内容から、下記支出については政務活動費への充当について精査の必要があると考えます。

支出の内容

- ・平成 26 年 1 月 18 日 旅館 5,000 円 会費として
町旅館 で開催された「町遺族会役員会」に出席。町遺族会会長他役員と遺族会員の減少に伴う今後の遺族会の運営等について意見交換。その際の会費
- ・平成 26 年 1 月 18 日 観光(株) 5,000 円 懇親会費
温泉センターにおいて開催された町自治会長他自治会役員との懇談会に出席。有喜川河川改修、中通地区急傾斜地崩落対策事業、国道 251 号速水交差点改良等有喜地区の諸課題について意見交換
- ・平成 26 年 1 月 19 日 観光(株) 5,000 円 懇親会費
温泉センターにおいて諫早市協会支部長他と面談。支部及び交通指導員の活動等について意見交換。
- ・平成 26 年 1 月 22 日 観光(株) 5,000 円 懇親会費
温泉センターにおいて開催された町建築士会総会に出席。氏、氏他町内の建築士他関係者と面談。町内の家屋建築の現状、国道 57 号改良に伴う家屋移転等について調査、報告及び意見交換。
- ・平成 26 年 1 月 26 日 観光(株) 5,000 円 会費として
温泉センターにおいて、自治会長他と面談。地区排水対策特別事業の受益地の見直し、二反田川の今後の改修への取り組み等について調査、報告及び意見交換。
- ・平成 26 年 2 月 5 日 食堂 意見交換時、5,000 円 会費として
高来町「食堂」において、林業 4H クラブ元役員(氏)、会員と懇談。林業振興への今日までの取り組みと今後の政策展開について調査及び意見交換。
- ・平成 26 年 2 月 21 日 (飲食店) 5,000 円 お食事代
諫早本庁において、諫早市支所長(氏)同元支所長(氏)他と懇談。諫早市及び旧町管内の事業の進捗状況と今後の計画について報告及び意見交換。
- ・平成 25 年 10 月 2 日 (飲食店) 5,000 円 お食事代としまして
長崎市本石灰町において、副知事、教育長、総務部長と長崎県政全般、知事部局・教育委員会の在り方、それぞれの課題への取り組みについて意見交換。
- ・平成 25 年 10 月 7 日 (飲食店) 5,000 円 お食事代としまして

長崎市本石灰町において、元農林省から長崎県への出向者（元東海農政局局長 氏）、元総合農林試験場長（ 氏、 氏、 氏）農産園芸課長と TPP 他、今日の農政問題について意見交換。

・平成 25 年 12 月 4 日 （飲食店） 5,000 円 お食事代としまして
長崎市本石灰町において、企画振興部長経験者と今日までの長崎県の政策目標及び課題と今後の政策目標について意見交換。

・平成 25 年 12 月 16 日 （飲食店） 5,000 円 お食事代としまして
長崎市本石灰町において、教育長、総務文書課長他と県職員としての心得及び県政への取り組みについて意見交換。

・平成 25 年 5 月 6 日 観光（株）5,000 円 会議費
温泉センターにおいて、 地区自治会員と今後の 地区の国道 207 号改良計画について意見交換。

・平成 25 年 5 月 8 日 観光（株）5,000 円 会議費
温泉センターにおいて開催された「 町認定農業者定期総会」に出席し、認定農業者への支援対策等について意見交換。

・平成 25 年 9 月 18 日 （飲食店） 5,000 円 お食事代として
長崎市本石灰町において、 大学地域教育連携・支援センター長（ 氏）、同 教授及び長崎県病院企業団企業長（ 氏）と、 大学の在り方、長崎県との連携等について意見交換。

これらの件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

これらの会議等を行った目的は、各支出伝票の支出内容の記載事項について意見交換等を行うための政務活動であり、飲食を目的としたものではありません。当時、通年議会が導入されており、昼間の政務活動時間を容易に確保出来なかったこと、また、複数の異なる組織や部署に属する方々と一緒に意見交換等を行う場合には、どうしても時刻以降の時間帯となり、食事を伴う時刻、場所とならざるを得ない場合がありました。

これらの会議等は、政務活動費運用指針（平成 25 年 3 月 22 日）の【運用に係る Q & A】の「Q）会議との一体性とはどのようなことか。」に対する回答 A）にあるように、「懇親会が食事自体を目的とするものではなく、会議に伴うものとして政務活動に避け

がたく付随していること。」に該当する事案であると考えます。

また、これらの支出額は、全て5千円以上のものでありましたが、政務活動費運用指針（平成25年3月22日）の【運用に係るQ & A】の「政務活動費を充当できる上限は5千円までとなる」という規定があることから、支払った料金のうち、5千円分の領収書をもらうこととしたものであります。

今後の充当においては、実際に支払った金額の領収証を受領し、そのうえで、指針に基づいた充当を行うことといたします。

会費代わりの清酒について（結果）

平成25年11月15日 町公民館において開催された「 地区地域懇談会」に出席。

町自治会長他 地区自治会長、県央振興局長、地域住民等と 地区の課題とその取り組み状況について意見交換。

その際、「主催者と協議のうえ、会費の代わりに清酒2本を提供。」とされ、3,500円が会議費として政務活動費へ充当されている。

運用指針においても、公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食、寄付に該当する経費（お茶及びお茶請けを超える飲食の提供、・・・）などは支出に適しない事例として挙げられている以上、主催者との協議の上であったとしても、政務活動費への充当には疑問が残る。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

本事案は、 地区地域懇談会に出席する際、会費の負担について主催者に尋ねたところ、会費の代わりに清酒2本をと言われたことから負担したものであり、社会通念上認められうる範囲のものではなかろうかと思いますが、会費ではなく、物品であることから、全額返納の修正報告を行いました。

(2)資料購入費（意見）

収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。

平成 23 年 5 月 31 日	「現代用語の基礎知識」、「コンパクト法律用語辞典」他 2 点 8,695 円（領収書には合計金額しか記載がないため、4 冊のうちどれがいくらなのかは不明であり、このような領収書の記載に関しても改善の必要あり。）
平成 23 年 6 月 9 日	「カタカナ外来語 / 略語辞典」、「漢辞海」、「英和辞典」他 1 点 16,485 円（領収書には合計金額しか記載がないため、4 冊のうちどれがいくらなのかは不明であり、このような領収書の記載に関しても改善の必要あり。）
平成 24 年 1 月 10 日	「現代用語の基礎知識 2012」、「カタカナ外来語 / 略語辞典」の 3 冊購入 9,700 円
平成 24 年 3 月 1 日	毎日新聞社刊新装版「国宝」（全 15 巻） 194,400 円
平成 24 年 3 月 12 日	「たとえば君」 598 円、「たったこれだけの家族」1470 円
平成 24 年 6 月 28 日	「タビトモ・北欧」、「地球の歩き方・ドイツ」、「地球の歩き方・フランス」、「地球の歩き方・スペイン」、「地球の歩き方・ポルトガル」 8,295 円 （領収書には合計金額しか記載がないため、4 冊のうちどれがいくらなのかは不明であり、このような領収書の記載に関しても改善の必要あり。）
平成 24 年 7 月 31 日	「世界地図帳」、「グローバルマップ」、「英和辞典」他 1 点 2,940 円（領収書には合計金額しか記載がないため、4 冊のうちどれがいくらなのかは不明であり、このような領収書の記載に関しても改善の必要あり。）
平成 24 年 8 月 20 日	「地球の歩き方 ブラジル」 2,100 円
平成 25 年 1 月 15 日	「地球の歩き方 マレーシアブルネイ」1,785 円
平成 25 年 2 月 4 日	「論語入門」840 円
平成 25 年 3 月 19 日	「広辞苑」8,400 円、「類語新辞典」7,140 円、「大辞林」8,190 円、「日本語源広辞典」7,875 円
平成 26 年 3 月 4 日	「ワイドアトラス世界地図、日本地図（県庁控室用）」3,990 円
平成 26 年 3 月 7 日	「ワイドアトラス世界地図、日本地図（自宅用）」3,150 円

資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によ

るべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。

少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

(議員説明)

議会等活動における的確な言動や判断は、県政推進に関連した事物の定義や法・制度の規定等を適宜、適切に確認し、それらの正確な現状認識と解釈を行うことによってなすものと思います。

その基本的な理解や認識、解釈のためには、現代用語の基礎知識、法律関係辞典、国語・英語等辞典などの基礎文献資料を手元に置き、必要な時にすぐに活用できる態勢を整えておくことが不可欠であると思います。

また、時代の進展や変化に伴って、議会等活動として検討すべき施策や事業も刻々と変化しており、それらの理解や認識等を適宜更新していく必要もあります。

更に特定テーマの検討においては、より深く、より具体的に、多方面から検討を加えていくためにも当該テーマに関連した多くの情報収集が求められます。例えば、議員発議で制定されている「長崎県がん対策推進条例」の具体的な対策実施においては、現在、がん予防のため事前検診を促進する方策が求められており、また、がん患者のケア対策をどのようにしていくのかについても課題の一つとなっております。

そこで、それらの検討に当たり、がん患者の闘病等の関連書籍(書籍名:「たとえば君」「たったこれだけの家族」)を参考にするなどして、課題に対する認識や考え方を整理し、対策検討を深めていくことが必要であると思います。以上のことから、情報収集の一環として、書籍等資料購入とその活用は不可欠であり、妥当であるものと思います。

このほか、国内のみならず、広く海外での取り組み状況を県政推進の参考とするために、諸外国に関連する現状や地理等がわかる書籍等資料を購入し、活用しております。

(3)人件費（意見）

当該議員については、平成 25 年度のみ人件費が充当されている。

人件費の内訳は、1 名が平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月まで、月額 30,000 円の 1 年分合計 360,000 円を全額充当しているが、雇用契約書の添付はない。

金額は少額と言えるが、雇用契約書の添付、及び特段の理由がなく業務内容が勤務日報等で説明できない限りは、全額充当するのは適切とは言えないことから、内容について精査を行う必要があると考える。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

平成 25 年 4 月から 26 年 3 月までの人件費については、不定期で、短期的な活動補助で、アルバイト的雇用であったことから雇用契約書や日報の作成はしておりませんでした。勤務は、週に 1～2 日程度で夜間や休日などに政務活動にかかる運転業務をお願いしていたものです。

今後は、雇用契約書の締結並びに日報等を作成し、充当内容が確認できるようにいたします。

また、もう 1 名については、平成 26 年 3 月分のみ、支給額 106,200 円の全額が充当されている。

これは、当該議員が所属していた会派が、平成 26 年 3 月に解散したことに伴い、会派の政務活動費で充当することが出来なくなったためと考えられるが、いずれにしても、上記同様、全額を充当する理由が存在せず、これも内容について精査を行う必要があると考える。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

平成 26 年 3 月分の人件費については、会派が解散したものの、引き続き属人的に政務活動補助業務に従事していたため計上したものの、政務活動以外の業務は行ってもらっておりません。

< 17 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 17 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費			
・視察に係る報告書	×	×	×
・県外海外視察に係る行程表	×	×	×
事務所費			
・賃貸借契約書			
人件費			
・雇用契約書	未作成	未作成	未作成
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)			
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物	×	×	×
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×	×	×
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	×	×	×
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動費)を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)調査研究費（意見）

当該議員については、平成 23 年 4 月 21 日のガソリン代が 299,030 円となっており、その半額分である 149,515 円を政務活動費として充当している。

他の月は 5 月 113,414 円、6 月 78,235 円、7 月 90,006 円、8 月 76,860 円、9 月 86,716 円、10 月～12 月は 3 ヶ月で 241,262 円、1 月 67,472 円、2 月 65,236 円、3 月 69,678 円となっている。

このように、平成 23 年 4 月だけガソリン代が他の月の約 3 倍程度と相当に多額になっていることが分かる。

仮にガソリン代を 155 円程度と考えると、1,929 リットル分となり、燃費を 1 リットル当たり 10 キロとすると 19,290 キロ分となる。30 日で割ると、1 日 643 キロ分である。

当該ガソリン代については、平成 23 年 4 月 10 日に県議会議員の選挙が行われたこと、そして、走行距離から車両 1 台分ではなく数台分であることが考えられることから、選挙活動に関するものが相当に含まれていると思われる。

もし、選挙活動に係る部分がある場合については、当該経費を明確に区分することができる場合は、半額充当以前に政務活動費の充当対象から除外すべきであることは当然である。内容については、再度精査が必要と思われる。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

(議員説明)

運用指針では、「政務活動とそれ以外の活動に係る経費とが混在するなど、それぞれの活動に係る経費が明確に区分し難い場合は 1/2 の割合を限度として按分した額を充当できる」とある。ガソリン代は、まさに政務活動とそれ以外の活動に係る経費とが混在するものであるため、指針どおり按分して充当している。

なお、平成 23 年 4 月 21 日に支払ったガソリン代は前月の 3 月分となるが、3 月は、議会開会時期にも関わらず各地で 16 回の県政報告会を行っている。当日対応する人数は最低 4 名は必要で、また会場設営等もあるので車も 2～3 台で行くことが通常であり、その関係でガソリン代が多額になったものと思われる。

(2)人件費（意見）

当該議員の人件費として充当した内容は次のとおり。

				(単位:円)
平成23年度	A	B	C	合計
H23.4	128,000	168,000	146,000	296,000
5	150,000	120,000	60,000	270,000
6	150,000	120,000	60,000	270,000
7	150,000	120,000	80,000	270,000
8	150,000	120,000	80,000	270,000
9	150,000	120,000		270,000
10	150,000	120,000		270,000
11	150,000	120,000		270,000
12	250,000	220,000		470,000
H24.1	150,000	120,000		270,000
2	150,000	120,000		270,000
3	150,000	120,000		270,000
合計	1,878,000	1,588,000	426,000	3,466,000
1 / 2 充当	939,000	794,000	213,000	1,733,000
平成24年度	A	B		合計
H24.4	150,000	120,000		270,000
5	150,000	120,000		270,000
6	250,000	220,000		470,000
7	150,000	120,000		270,000
8	150,000	120,000		270,000
9	150,000	120,000		270,000
10	150,000	120,000		270,000
11	150,000	120,000		270,000
12	250,000	220,000		470,000
H25.1	150,000	120,000		270,000
2	150,000	120,000		270,000
3	150,000	120,000		270,000
合計	2,000,000	1,640,000		3,640,000
1 / 2 充当	1,000,000	820,000		1,820,000
平成25年度	A	B		合計
H24.4	150,000	120,000		270,000
5	150,000	120,000		270,000
6	150,000	120,000		270,000
7	150,000	120,000		270,000
8	150,000	120,000		270,000
9	150,000	120,000		270,000
10	150,000	120,000		270,000
11	150,000	120,000		270,000
12	300,000	270,000		570,000
H25.1	150,000	120,000		270,000
2	150,000	120,000		270,000
3	150,000	120,000		270,000
合計	1,950,000	1,590,000		3,540,000
1 / 2 充当	975,000	795,000		1,770,000

上記のように、過去3年度間のすべての期間において、常勤の事務補助職員2名を雇用している。

雇用契約書は存在せず、追加で提出があった出勤簿においても、勤務日報がないため、業務内容の実態は確認できない。

このように、常勤者2名の人件費について、各々上限である1/2を充当した場合には、結果として常勤者1名分の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

(議員説明)

議員の活動実態は多種多様であり、活動の濃淡や選挙区の広さ、地理的条件にも大きく左右される。また指針でも雇用人数自体の制限は特にはなく、私は、議員活動を行っていくのに常勤2名が必要だからそのように雇用しており、人件費については政務活動とそれ以外の活動を明確に区分し難いため、指針どおり按分して充当している。

追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。

(1)調査研究費

当該議員については、調査研究費として充当されている交通費について、記載内容に疑義を生じるものが存在する。

自身が役員等を務める団体との意見交換について（意見）

まず、自身が役員を務める団体との意見交換に係る交通費の充当が数多く見受けられる。NPO 法人 会及び学校法人 については、平成 23 年度及び平成 24 年度において、1 回あたり 5,000 円で、合計 25 回の意見交換に対し定額の調査研究費が充当されている。

平成 25 年度については、定額の調査研究費を充当する制度が廃止され、支出額自体は減少したものの、依然自身が役員を務める団体への意見交換に係る交通費が多く充当されている。

これらは、あくまで団体の役員としての身分での意見交換と考えられ、内容の精査が必要と考える。

本人ブログと活動報告書の整合性及び活動報告書の記載内容について（意見）

ここで、平成 25 年度における活動報告書兼支払証明書記載の交通費と、同日における当該議員本人のブログ記載内容との比較をし、整合性を確認してみる。

なお、この件に関して、議員から下記のとおり説明があっている。

平成 25 年 5 月 25 日

・ ブログ

本日は、参議院議員 総合後援会の総会が盛大に開催されました

・ 活動報告書

1 組町内会（事務所 大湊町）
参議院議員 氏（大湊町 長崎市）
協会（長崎市 新田町）

氏の後援会に行っているのは内容が合致しているが、同氏の総合後援会総会であり、既に同年 4 月の段階で 7 月の参議院選挙への出馬も表明し、同選挙に向けての総会と考えられることから、そもそも選挙活動の一環と言える活動の可能性があり、政務活動費を充当することについて精査の必要がある。

(議員説明)

当時参議院議員であった 氏の国政報告も行われ、国の動きなど情報収集のため、県議会議員として出席したものであり、正当な政務活動の一環と考えている。

平成 25 年 5 月 27 日

・ブログ

朝 7 時から米海軍佐世保基地前と、戸尾三角公園前で、2 時間街頭活動
その後、佐世保の 5 月の風物詩・早岐茶市へ

・活動報告書

労働組合（光月町 長崎市）
佐々町 町長（長崎市 佐々町）
佐世保 協会 会長（佐々町 光月町）

ブログの内容から、長崎に行くことは整合性がとれない。

(議員説明)

早岐茶市の開催期間は、5 月 7 日～9 日、5 月 17 日～19 日、5 月 27 日～29 日など、複数期間、複数日にわたっており、当時の記憶があいまいではあるが、ブログの記載日を誤った可能性があると考えている。

平成 25 年 5 月 28 日

・ブログ

県立高校

・活動報告書

佐世保 （光月町 有福町）
佐世保 高校（有福町 母ヶ浦町）

ブログでは、5 月 30 日に佐世保 に行っているようだが、28 日も行っていたのか疑問である。30 日は活動報告が上がっていない。内容の確認をお願いしたい。

(議員説明)

確認の結果、ブログの記載日付が誤りでありました。

平成 25 年 6 月 4 日

・ブログ

早朝より米軍ゲート前、戸尾市場前の三角広場で街頭演説
その後、県庁へ移動して仕事を済ませ、参議院選挙に向けた会議に出席しました。
さらに夕方から息子が通う予定の塾を見学

・活動報告

ながさき分会（事務所 長崎市）
内科（長崎市 皆瀬町）
町自治会（皆瀬町 須佐町）
町内会（須佐町 佐々町市瀬）
世知原町（佐々町市瀬 世知原町）
協議会（世知原町 早岐 1 丁目）

活動報告のハードスケジュールの中、参議院選挙に向けた会議に出席し、夕方からは息子が通う予定の塾を見学できるのか疑問が残る。

（議員説明）

翌日から県議会本会議が開催されたため、かなり無理して圧縮したスケジュールをこなしたように思う。ちなみに早朝の街頭演説は、早い時で早朝 7 時から行うこともあり、また、塾については、19 時～21 時が授業時間となっている。

平成 25 年 6 月 16 日

・ブログ

16 日、佐世保市 連合会の総会に来賓として出席
夜は佐々町へ。応援している候補者の事務所で、町長選挙と町議会議員選挙の結果を待ちました。

・活動報告

佐世保 （事務所 有福町）
協会佐世保支部（有福町 戸尾町）
連合長崎（戸尾町 長崎市）
佐々町（長崎市 佐々町）

佐々町は少なくとも選挙活動に係るものである可能性があり、政務活動費への充当について精査の必要がある。

(議員説明)

前佐々町長の 氏より、前の県政の最重要課題の 1 つとされていた市町村合併について、単独町政のあり方について意見交換を行い、さらに 町長の 2 期目に向けた抱負等を直に聴くこともしており、拝聴することは県議としての活動に十分資するものがあり、正当なる政務活動の一環であると考えているが、選挙当日の活動であり、選挙活動との誤解を生じるおそれがあることから、修正報告書を提出した。

平成 25 年 6 月 28 日

・ブログ

私も今日は、参議院選挙対策で企業や地域回り。

・活動報告書

病院（事務所 権常寺町）
医院（権常寺町 皆瀬町）
保育園（皆瀬町 世知原町）
保育園（世知原町 長畑町）
町自治会（長畑町 星和台町）

この日の動きは全て参議院選挙対策である可能性があり、政務活動費への充当について精査が必要である。

(議員説明)

選挙活動は、特定の立候補者への投票を得させるためにする、いわばお願いである。これに対し、ブログにも記載しているが、この日の活動では、そうしたお願いとは別に活動先の様々な皆様から政治一般や県政へのご意見をいただき、改めて地域を歩き、声を聴くことによって再認識させていただいているので、県議としての正当な政務活動の一環と認識している。

平成 25 年 7 月 6 日

・ブログ

参議院議員が佐世保入り。朝 6 時から佐世保朝市、佐世保青果市場、魚市場の特市、柚木よかもん市場と選挙車に同行しました。
午後は、俵町商店街、三ヶ町、四ヶ町アーケード、戸尾市場では桃太郎を行い、一軒一軒お店を回って、店主や買い物客の皆様と握手しました。
夜は、大野地区公民館、相浦公会堂、佐々文化会館にて、 個人演説会を開催

・活動報告

協会（事務所 新田町）
障害者就労関係（新田町 早岐 1 丁目）
自治連合会（早岐 1 丁目 柚木町）
水産（柚木町 大潟町）
世知原 グループ（大潟町 世知原町）
町自治会（世知原町 須佐町）

この日の動きは全て参議院選挙対策の可能性があり、政務活動費への充当については精査が必要である。

（議員説明）

選挙活動は、特定の立候補者への投票を得させるためにする、いわばお願いである。これに対し、ブログにも記載しているが、この日の活動では、そうしたお願いとは別に活動先の様々な皆様から政治一般や県政へのご意見をいただき、改めて地域を歩き、声を聴くことを再認識させていただいているが、当該日付けは既に参議院選挙の公示日以降の活動であり、選挙活動との誤解を生じるおそれがあるため、修正報告書を提出した。

平成 25 年 7 月 27 日

・ブログ

27日は白浜海水浴場から。米軍基地で働く皆さんの労働組合青年部のBBQにお邪魔し
正午には長崎市内へ。 党長崎県連の常任幹事会に出席
その後、佐世保に戻り、佐世保市立 中学校の同窓会に出席

・活動報告

長崎県 協会 会長他（事務所 長崎市万才町）
氏（長崎市万才町 世知原町）
NPO 法人 会（世知原町 東浜町）

ブログの内容と活動報告の視察相手が全く一致しない。本当に活動報告の内容の意見交換を行っているのか疑問が残る。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。

平成 25 年 8 月 19 日

・ブログ

19日、20日はインターン生と共に相浦港から佐世保市の離島「黒島」へ視察調査
19日の夜は、島の診療所のドクターをはじめ、島民の皆さんとお酒を酌み交わしながら、
地域医療、航路対策、世界遺産登録など、黒島の地域振興全般について、熱く熱く語り合
いました。

・活動報告書

8月19日

佐世保 高校（事務所 母ヶ浦町）

佐世保 （母ヶ浦町 有福町）

世知原 グループ（有福町 世知原町）

地区生涯学習協議会（世知原町 日宇町）

8月20日

（株） 研究所（事務所 福岡市博多区）

協会 理事長（福岡市博多区 白木町）

19日、20日は黒島に視察に行っているため、実質的に活動報告書通りの行動は不可能。
又、20日の活動報告のように、黒島から戻ったあと福岡に行っていればよいが、ブログ
の内容からは行ったことに疑問が残る。

（議員説明）

8月19日の政務調査活動については補助員が行った活動を記載している。8月20日の
政務調査活動については、黒島発 相浦港は 6:40 7:30、11:10 12:00、15:30 16:20
と1日3便運行されており、相浦中里インターから西九州自動車道を経由、福岡市博多
区往復について特段の無理はありません。

平成 25 年 9 月 10 日

・ブログ

9月10日、今日は母校である 評議員会からのスタート
その後、事務所へ移動し、 の関係者の方々にカジノ誘致の取り組みについてヒアリン
グと意見交換
午後は事務所にて質問書を仕上げる作業

・活動報告書

労働組合（早岐 長崎市） 幼稚園（長崎市 花高3丁目）
幼稚園（花高3丁目 松原町）

活動報告書の上段に記載した9月1日が早岐で終わっているの間違って早岐から出発にしてある模様で、距離も早岐からで計算してある。

ブログの内容と活動報告が全く一致しないばかりか、1日と10日が遡及して後日纏めて記載されたとしか考えられず、当該活動報告内容に疑問が残る。

（議員説明）

活動報告書の早岐からの記載は誤りのため、修正報告を提出した。また、政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、当日の活動報告は補助事務員が行った活動を報告書に記載している。

平成25年10月20日

・ブログ

10月20日、今日は社会福祉法人（高齢者施設）の理事会出席のため、平戸市その後、 党の常任幹事会に出席し最終日を迎えたYOSAKOIさせば祭りのフィナーレ

・活動報告

社会福祉法人 会（事務所 平戸市戸石川町）
佐世保 （平戸市戸石川町 有福町）
協会（有福町 新田町）

まず平戸の社会福祉法人は理事会であるため、内容について精査が必要である。

（議員説明）

社会福祉法人の理事会への出席については、理事会の場とは別に、障がい者の就職支援策と受け入れ企業についての意見交換等を行っている。

平成25年10月22日

・ブログ

10月22日、今日は吉井町にある熊野神社と春日町にある春日神社の例大祭へ夜は、経済同志会 の皆さんによる企画例会に出席

・活動報告

地区連合町内会（事務所 竹辺町）
地区生涯学習推進会（竹辺町 日宇町）
世知原町連合町内会（日宇町 世知原町）
協議会（世知原町 早岐1丁目）

ブログと活動報告が全く一致しない。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。

平成 25 年 11 月 9 日

・ブログ

11月9日、本日は私の母校であります の創立60周年記念式典に出席
その後、 地区公民館文化祭の開会式に出席
その後、 地区公民館まつりへ
地区公民館まつりにもお伺いしました
その後、防災士資格のための講座を受講し、仕事の打ち合わせを経て 青年会議所の
仲間とBALさるく（3500円で、1店舗1ドリンク&1フード、5店舗をめぐるこ
が出来ます）に参加

・活動報告

青果（事務所 天神町）
ながさき佐々支店（天神町 佐々町）
労働組合（佐々町 長崎市）
幼稚園（長崎市 俵町）
佐世保 協同組合（俵町 沖新町）

ブログの内容で考える限り、長崎に行く余裕はないと思われる。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。

平成 25 年 11 月 15 日

・ブログ

11月15日、本日はアルカス SASEBO で開催された長崎県老人クラブ大会に出席
午後は、西九州統合型リゾート研究会のシンポジウムに出席するため、長崎新聞本社文化
ホール

・活動報告

大学（事務所 熊本県熊本市）

中学校（熊本県熊本市 祇園町）

ブログと活動報告が全く一致しない。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載
している。

平成 25 年 11 月 24 日

・ブログ

11月24日、今日は佐世保市 町にある玉依姫神社の新嘗祭に出席

・活動報告

九州（事務所 福岡県福岡市）

佐賀県武雄市（福岡市 武雄市）

江迎住民（武雄市 江迎町）

世知原町連合町内会（江迎町 世知原町）

長崎 会会長（世知原町 光月町）

ブログからは福岡、武雄、江迎、世知原と動いた感じはなく、実際に行ったのか疑問が
残る。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載
している。

平成 25 年 11 月 30 日

・ブログ

今朝行われた小佐世保 7 ヶ町の防火婦人クラブの皆さんによる防災訓練の様子です。私も参加させていただき、AEDの仕組みや使い方も含めて、皆さんと一緒に学ばせていただきました。

12 月 1 日のブログより

12 月 1 日、今年も残すところ 1 ヶ月となりました。

昨夜のご報告になりますが、母校である の「ファミリーの集い」が開催されました。幼稚園、中学、高校の教職員、家族、学院の理事、評議員での和やかな忘年会となり、私は最後の万歳三唱を担当させていただき、ご挨拶申し上げます。

・活動報告

協会佐世保支部（事務所 有福町）
連合長崎（有福町 長崎市）
佐々町（長崎市 佐々町野寄免）
世知原 町内会（佐々町野寄免 世知原町）

ブログと活動報告が全く一致しない。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。

平成 25 年 12 月 14 日

・ブログ

本日は午前中より地域の方々と要望箇所の現地視察のため佐世保市南部へ。その後、党長崎県支部の常任幹事会に出席お世話になっている地区の皆さんの忘年会へ、県政報告とご挨拶夜は世知原へ移動し、前佐世保市長を囲む会「会」の忘年会佐世保市中心部に戻り、研究会の忘年会

・活動報告

前佐世保市議会議員（事務所 吉井町直谷）
連合長崎（吉井町直谷 長崎市）
1 組町内会（長崎市 戸尾町）

佐世保（戸尾町 船越町）
公民館長（船越町 上楠木町）
病院（上楠木町 早岐 1 丁目）

ブログと活動報告が全く一致しない。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。

平成 25 年 12 月 15 日

・ ブログ

私が理事を務める社会福祉法人「 会」の小規模特別養護老人ホーム「 」のオープニング式典と感謝のイベントが開催され、出席させて頂きました。

・ 活動報告

（株） 研究所（事務所 福岡市博多区）
内科（福岡市博多区 皆瀬町）
町自治会（皆瀬町 須佐町）
町内会（須佐町 佐々町市瀬免）
NPO 法人 会（佐々町市瀬免 東浜町）
保育園（東浜町 佐々町古川免）

平戸に行っているはずだが、最初の予定は福岡であり、内容に疑問が残る。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。

平成 25 年 12 月 26 日

・ ブログ

12月26日、本日は1月2日オープン予定の新ペンギン館の完成記念式典に出席
午後は、佐世保市東彼杵道路の要望活動や2月の県外調査の打ち合わせなどのため県庁へ。
さらに、今晚18時30分より、長崎市民会館で会派所属議員による県政報告会を開催

・活動報告

長崎県庁（事務所 長崎市）
佐世保市議（長崎市 椎木町）
里親ネットワーク（椎木町 烏帽子町）
地区住民（烏帽子町 世知原町）

県庁での意見交換の後佐世保市内で意見交換を行っているが、ブログでは 18 時 30 分より会派所属議員による県政報告会を長崎市民会館で行っており、佐世保で意見交換を行っているとは考え難い。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動及び議員本人の活動を報告書に記載している。

平成 26 年 1 月 4 日

・ブログ（1 月 5 日分より）

4 日は 地区の新年交歓会へ

・活動報告書

佐世保 （事務所 有福町）
協会佐世保支部（有福町 戸尾町）
連合長崎（戸尾町 長崎市）
町自治会（長崎市 須佐町）

地区の新年交歓会に参加した後、実際に上記活動をしたのか疑問が残る。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。

平成 26 年 1 月 6 日

・ブログ

1 月 6 日、本日は各地で開催された消防出初式に参加させていただきました。

・活動報告

協会（事務所 長崎市）

社会福祉法人 会（長崎市 権常寺町）

町自治会（権常寺町 須佐町）

世知原町住民（須佐町 世知原町）

労働組合（世知原町 HTB）

各地で開催された消防出初式に参加したことに加えて、長崎から世知原、さらに HTB に行ってという意見交換が本当にできるのか疑問が残る。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。

平成 26 年 1 月 17 日

・ブログ

1 月 1 7 日、本日は粉雪舞う地元で、お世話になっている皆さまのもとへ挨拶回りを行いました。

冷えきった体を暖めてくれたのは、亭さんの噂の「丸ごとトマトのスープカレーちゃんぽん」。

・活動報告

地区商工振興会（事務所 瀬戸越町）

九州（瀬戸越町 福岡市博多区）

協会（福岡市博多区 新田町）

長崎 会会長（新田町 塩浜町）

地区自治会連合会（塩浜町 有福町）

地元であいさつ回りとなっているが、福岡に行く時間はあったのか疑問が残る。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。

平成 26 年 1 月 23 日

・ブログ

1 月 2 3 日、本日は早朝より地域を挨拶回りです。

有難いことに、お伺いしたお宅で、新鮮なわさび菜と和檸檬を収穫させていただきました。

午後より、理事を務めさせていただいている障がい者授産施設の理事会に出席。
その後、定期検査のため総合病院へ。
検査後は、企業関係の方と事務所にて、県北地域の景気浮揚策について、意見交換を行いました。

・活動報告

長崎県 協会（川下町 諫早市）
（22日の終わりが川下町だったので間違った模様。）
町自治会（諫早市 東高梨町）
連合長崎事務所（東高梨町 長崎市）
学園（長崎市 春日町）

ブログの内容と活動報告が全く一致しない。諫早に行って、佐世保に戻り、また長崎に行くなど地理的に考えて非常に不自然であると思われる。

又、前日と内容が連続して記載されているようであり、遡及して後日纏めて記載された
としか考えられず、当該活動報告内容に疑問が残る。

（議員説明）

活動報告書の川下町からの記載は誤りのため、修正報告を提出した。また、政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、当日の活動報告は補助員の活動を記載している。

平成 26 年 2 月 3 日

・ブログ

3日、本日は節分です。各地域で神社やお寺など、節分の行事が行われています。
私も、須佐神社の豆まきからスタート！
その後、柚木の西光寺にて春の息吹を感じる「ふきのとう」を頂き、豆まきを行いました。
さらに、大野の祝詞神社、佐々町の熊野神社と、豆まき・懇親会に参加させて頂きました。

・活動報告

協議会（事務所 早岐 1 丁目）
NPO 法人 （早岐 1 丁目 諫早市）
佐世保 高校（諫早市 母ヶ浦町）
地区連合会町内会（母ヶ浦町 柚木町）
幼稚園（柚木町 花高 3 丁目）

幼稚園（花高3丁目 柚木町）

協会（柚木町 白木町）

須佐神社の豆まきの後、各神社の豆まきを回っており、ブログでは明るい写真から暗い写真まで神社の写真が確認できる。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。また、一見不自然と見える移動も、意見交換や情報収集に伺わせていただく相手方の都合もあり、選挙期間中など多々あることです。

平成26年2月11日

・ブログ

11日、本日は、午前中より星きらりで開催された料理教室に参加
午後より、皇紀2674年を祝う建国記念日の恒例行事「日の丸大行進」と奉祝行事に出席
その後、佐々町で行われた地域の男女祈願祭へ

・活動報告

田川市議会議員（事務所 福岡県田川市）

NPO 法人 会（福岡県田川市 東浜町）

鹿町町 地区住民（東浜町 鹿町町）

江迎町民（鹿町町 江迎町）

病院（江迎町 権常寺町）

午前中は星きらりの料理教室で、その後午後から八幡神社の行事、その後佐々町の祈願祭に出席する中で、福岡県田川市他に意見交換に行くことは困難だと思われる。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。

平成26年2月28日

・ブログ

2月28日、今日は私の母校である 高等学校・中学校の卒業式に出席
午後より、性暴力被害者のワンストップ窓口設置に取り組んでいる佐賀市に個人視察

・活動報告

九州（事務所 福岡市博多区）
地区生涯学習推進会（福岡市博多区 日宇町）
町自治会（日宇町 須佐町）
総連（須佐町 長崎市）
内科（長崎市 皆瀬町）
保育園（皆瀬町 佐々町古川免）

卒業式に出席後、佐賀に個人視察に行っているのに、さらに福岡市、長崎市、佐世保市で意見交換を行うのは不可能だと言える。

（議員説明）

政務調査活動には補助員が行う活動も認められており、補助員の活動を報告書に記載している。

以上により、ブログと活動報告の整合性がとれない場合が散見される。活動報告書の内容について精査を行い、適正額を算定し、速やかに再度精算を行うべきである。

この件に関して、議員から下記のとおり説明があっている。

（議員説明）

長崎県議会では、平成 25 年度より政務活動費の制度改正が行われ、政務活動費の交通費には、その活動ごとに移動距離を把握し、燃料代を算出する新たな手段が導入された。

本来は、1 日ごとに報告書を作成するのが妥当であるが、公務や地元活動に追われる中、後日まとめて報告書を作成する事もあった。また、政務調査活動には議員本人のほか、補助員（秘書）が行う活動も認められており、ブログの記載も議員本人のほか、補助員が行う場合や、後日まとめてアップする場合等もある。このような実情をご理解いただきたい。

ブログと政務活動報告書との相違点については、政務調査活動には補助員（秘書）が行う活動も認められており、ブログには議員本人の活動、政務活動報告には議員本人及び補助員の活動を記載している。また、ブログについては、代理投稿のものや後日まとめてアップする場合があり、日付の誤りや私的な活動が含まれている場合もある。

< 19 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 19 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費			
・視察に係る報告書	×	×	×
・県外海外視察に係る行程表	×	×	×
事務所費			
・賃貸借契約書	提出済み	提出済み	提出済み
人件費			
・雇用契約書	廃棄	廃棄	廃棄
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物	×	×	×
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×	×	×
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	×	×	×
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「 」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)人件費(結果)

当該議員については、常に2名体制で事務補助者を雇用していた。

しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていなかった。

これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要であったと考える。

< 20 > 議員

追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。

(1)平成 25 年度の会議費の処理（意見）

平成 25 年度については、団体等が開催する会議等に出席した場合に、会議等との一体性がある場合は、懇親会等の食糧費の支出についても政務活動費への充当が可能である。

下記支出については、会議との一体性という側面から、内容を精査する必要があると考える。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

・平成 25 年 9 月 19 日 白木峰高原育成会名義で観月会会費 3,000 円

そもそもの目的が観月会であり、飲食・親睦が主たる目的であるという側面、又は会議との一体性があるとは言えない。

（議員説明）

地区の自治会長他、地区役員の参加があり、地域の諸問題について情報収集と意見交換を行っています。

(2)事務所費（意見）

平成 23 年度から平成 25 年度において事務所費として充当している内容については、当該議員の親族が経営する企業所有の物件を、当該議員が経営する企業が月額 40,000 円で賃借し、当該自身が経営する企業から当該議員個人が月額 20,000 円で賃借している。

つまり、当該議員が経営する企業と、後援会事務所が併設されていることになり、按分の考え方としては、議員活動と関係のない他の団体の活動分が含まれている場合には、まずその部分を按分し、残りの議員活動に係る部分の中から政務活動に係る部分を按分すべきことになる。

この件について、当該議員の説明によると、「事務所は企業活動部分と政務活動部分の 2 つのスペースにそれぞれ分け、企業活動の方で後援会活動も行い、政務活動はそれだけを専用スペースで行っています。政務活動部分相当額の賃借料を賃借企業に支払っているものであり、職員もそれぞれ分かれて事務を行っています。」とのことであったが、後援会活動を企業活動の方のスペースで行っていることには疑問がある。

内容を再度精査する必要があると考える。

この件に関して、議員より以下のとおり再度説明があっている。

(議員説明)

企業の活動は、不動産の賃貸管理業務のみで1名が従事しているだけなので、後援会活動は企業活動の職員で十分に対応できています。なお、事務所で政務活動補助に従事する常勤職員も別に1名います。後援会活動は、市内の各地域の会員やボランティアの協力等に依存する部分が多く、事務所ではとりまとめ事務や情報発信等を行うだけです。よって、企業活動部分で十分に後援会活動に対応できています。

(3)事務費（意見）

平成26年2月26日において、事務費として以下の支出があり、当該支出については全額を政務活動費として充当している。

パソコン代	100,000円	
液晶ディスプレイ代	37,550円	
レーザープリンタ代	39,375円	合計 176,925円

当該議員の説明によると、「購入したパソコンは政務活動専用であり、企業及び後援会のパソコンは別にあります。」とのことであった。しかし、上記事務所費でも述べたように、後援会活動と政務活動が明確に区分されているとは疑問があることから、内容を再度精査する必要があると考える。

(4)人件費（意見）

当該議員の人件費として政務活動費に充当されている内容については、1名常勤の事務補助職員を雇用し、2名が事務補佐及び運転手として短期間雇用されている。

2名の短期間雇用者については、支出額の1/2を充当しているが、常勤職員については、支出額の全額を充当されており、充当額は3年度間合計で3,456,000円である。

雇用契約書の提出はあるものの、業務内容自体は確認できていない。

上記、事務所費でも述べたように、当該事務所が後援会活動部分と政務活動部分とが明確に区分されているとは疑問がある。

以上により、特段の理由及び根拠となる証拠書類がない場合には、全額充当は適切ではない可能性があることから、内容を再度精査する必要があると考える。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

(議員説明)

常勤の事務補助員1名が、政務活動業務のみを行っています。後援会事務および企業

運営事務は、別の職員 1 名が行っておりこの別の職員の人件費には、政務活動費を充当していません。

< 2 1 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 2 1 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括	/	/	/
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費	/	/	/
・視察に係る報告書	×	提出済み	提出済み
・県外海外視察に係る行程表	×		
事務所費	/	/	/
・賃貸借契約書			
人件費	/	/	/
・雇用契約書	未作成	未作成	未作成
・賃金台帳			
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)			
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	×	×	×
広報費	/	/	/
・議会だより等の広報誌の現物			
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×	×	提出なし
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	提出しない	提出しない	提出しない
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「 / 」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「 × 」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)調査研究費（意見）

当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。

当該議員については、次の役職にあり、下記の調査旅費について団体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることから、内容を精査する必要があると考える。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（役職等）

諫早市 協会副会長
大学評議員

（平成 23 年度）

・平成 23 年 4 月 23 日 たらみ図書館 多良見町 協会会長他 5,000 円

（議員説明）

諫早市 協会の役員を務めているが、多良見町 協会とは組織が別である。多良見町 協会は以前会長を務めた経験もあるが、現在の活動状況や活動実績を調査研究することで、長崎がんばらんば国体などへ向けた意識高揚を図るなど、地域スポーツの振興に寄与しており、政務調査活動の一環としての活動である。

・平成 23 年 12 月 3 日 大学ホール 学長他
学院創立 65 周年・ 大学開学 10 周年記念式典 8,000 円

（議員説明）

当日は、評議員としての記念式典参加だけでなく、理事長他関係者と意見交換を行い、外国人学生の状況、及び学校の歴史、あゆみ等について調査を行うなど政務調査活動の一環として意義あるものである。

・平成 24 年 3 月 23 日 とぎつカナリーホール 大学卒業式 8,000 円

（議員説明）

当日は、評議員としての卒業証書等授与式参列だけでなく、学長他関係者と意見交換

を行い、国内外の卒業生の進路及び就職状況について調査を行うなど政務調査活動の一環として意義あるものである。

(平成 24 年度)

- ・平成 24 年 4 月 29 日 なごみの里グランド 協会会長他
ライオンズクラブ旗争奪少年 大会 5,000 円

(議員説明)

ライオンズ旗争奪少年 大会に参加し、各チームの指導者と意見交換を行うなど、県内各地域の少年スポーツの状況について調査を行ったが、協会の役員の立場で参加したものではない。地域の県議会議員として、参加したものであり、政務調査活動の一環として捉えている。

< 2 2 > 議員

＜政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表＞			
議員名(又は会派名) < 2 2 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括	/	/	/
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費	/	/	/
・視察に係る報告書	提出済み	提出済み	提出済み
・県外海外視察に係る行程表			
事務所費	/	/	/
・賃貸借契約書	(平成23年から4年契約)		
人件費	/	/	/
・雇用契約書	未作成	未作成	未作成
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費	/	/	/
・議会だより等の広報誌の現物	×	×	×
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×	×	×
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	×	×	×
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「 」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)調査研究費(結果)

平成23年12月23日～25日の韓国出張の際の宿泊費は2泊で46,000円となっている。海外視察の際の充当可能な宿泊費は、長崎県の旅費条例により韓国であれば、指定職の職務にある者に該当し乙地方で1泊17,200円と定められている。

このことから、当宿泊については、1泊当たりの指定金額を超過することとなるため、11,600円が過大に交通費として充当されていることになる。

内容を精査の上、修正を行うべきである。

(当該超過額については、すでに修正報告書を提出済みである。なお、平成25年3月のタイ視察は、宿泊超過分の処理は適正になされている。)

(2)人件費

按分充当基準の検討等について（意見）

当該議員の人件費として政務活動費に充当されている内容を確認すると、平成 23 年度から平成 25 年度全般において、ほぼ同じ金額程度の常勤事務職員 2 名体制となっており、各 1 / 2 を充当している。

収支報告書に添付された領収書を確認すると、当該事務職員は「 党 支部」に雇用されており、当該支部から議員個人へ折半した金額の領収書が交付されている。

雇用契約書は存在せず、追加で提出があった資料を確認しても、整理保管してある資料が存在しないため、業務内容の実態は確認できない。

当該支部は、当該議員個人の政治団体であり、所属しているのは当該議員一人である。そのことから、人件費の半額を充当することに異論はないが、運用指針においても「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と明記されていること、又、当該事務補助職員において、自らの人件費が県の公金から充当されていることを認識するためにも、できる限り当該議員が直接雇用することが望ましいと言える。

また、常勤者 2 名の人件費について、各々上限である 1 / 2 を充当した場合には、結果として常勤者 1 名分の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。

証拠種類の整理保管について（結果）

追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。

これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。

< 2 3 > 議員

＜ 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 ＞			
議員名(又は会派名) < 2 3 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)	未作成	未作成	未作成
調査研究費			
・視察に係る報告書	×	×	×
・県外海外視察に係る行程表	×	×	×
事務所費			
・賃貸借契約書			
人件費			
・雇用契約書			
・賞金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物	×	×	×
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×	×	×
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	×	×	×
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動費)を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)人件費

当該議員の人件費として政務活動費に充当している内容は次のとおり。

					(単位:円)
平成23年度	A	B	C		合計
H23.4	100,000	100,000			200,000
5	100,000	100,000			200,000
6	100,000	100,000			200,000
7	100,000	100,000			200,000
8	100,000	100,000			200,000
9	100,000	100,000			200,000
10	100,000	100,000			200,000
11	100,000	100,000	120,000		320,000
12	100,000	100,000	120,000		320,000
H24.1		100,000	120,000		220,000
2		100,000	120,000		220,000
3		100,000	120,000		220,000
(備考)			領収書別様式		0
合計	900,000	1,200,000	600,000		2,700,000
1 / 2 充当	450,000	600,000	300,000		1,350,000
平成24年度	A	B	C	他	合計
H24.4		100,000	120,000	13,115	233,115
5		100,000	120,000		220,000
6		100,000	120,000		220,000
7		100,000	120,000	5,000	225,000
8		100,000	120,000		220,000
9		100,000	120,000	5,000	225,000
10		100,000	120,000		220,000
11		100,000	120,000		220,000
12		85,000	120,000		205,000
H25.1	110,000	85,000	130,000		325,000
2	110,000	85,000	130,000		325,000
3	110,000	85,000	130,000		325,000
(備考)	領収書別様式		領収書同様式に	領収書別様式	
合計	330,000	1,140,000	1,470,000	23,115	2,963,115
1 / 2 充当	165,000	570,000	735,000	11,558	1,481,558
平成25年度	A	B	C		合計
H25.4	110,000	100,000	130,000		340,000
5	110,000	100,000	130,000		340,000
6	110,000	100,000	130,000		340,000
7	110,000	100,000	120,000		330,000
8	120,000	100,000	120,000		340,000
9	120,000	100,000	65,000		285,000
10	150,000	100,000	65,000		315,000
11	150,000	100,000	65,000		315,000
12	150,000	100,000	70,000		320,000
H26.1	150,000	100,000	65,000		315,000
2	150,000	100,000	65,000		315,000
3	150,000	100,000	65,000		315,000
(備考)	領収書同様式に				
合計	1,580,000	1,200,000	1,090,000		3,870,000
1 / 2 充当	790,000	600,000	545,000		1,935,000

按分充当基準の検討について（意見）

上記のように、雇用状況としては、平成 24 年 12 月までは概ね常勤事務職員 2 名体制、平成 25 年 8 月までは常勤事務職員 3 名体制、その後は 2.5 名体制となっている。

雇用契約書はあるものの、勤務実績簿等の整理保管がないため、業務内容の実態は確認できない。

常勤者複数名の人件費について、各々上限である 1 / 2 を充当した場合には、結果として常勤者 1 名分以上の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

当事務所は、年末年始の数日間を除き、閉所する事なく常時 1～2 名（交代制）体制で稼働しているため、最低 3 名の要員が必要です。地元、県外から、陳情、相談等で来所される方々の対応受付や電話業務を行っています。また、地元を中心に、議会・政務・政治活動を日頃より活発に行っております。他の議員との公平性もあるでしょうが、議員活動の質量も様々であり、私を補佐していただく職員として 3 名体制となっている実態があります。

証拠書類の整理保管について（結果）

継続して雇用されている上記 B は、当該議員と同姓であり、領収書に記載されている住所によると、平成 25 年 4 月以降は、当該議員と同一敷地内の家屋に居住している。

確認したところ、B は当該議員の親族であり、同じ敷地内に居住しているが、建物・住民票とも別であり、同一生計ではないとのことであった。

同一生計ではない場合においても、親族への人件費支給は勤務日報等により、真実に勤務実態があることを証明すべきであると言える。より明瞭な説明責任が存在すると考えられるが、当該議員については、B の分も含めて、勤務実績簿等の整理保管がなされていない。

勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。

< 2 4 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 2 4 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費			
・視察に係る報告書	×	×	×
・県外海外視察に係る行程表	×	×	×
事務所費			
・賃貸借契約書	未作成	未作成	未作成
人件費			
・雇用契約書	未作成	未作成	未作成
・賞金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物	×	×	×
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×	×	×
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	×	×	×
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)資料購入費（意見）

収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。

平成 25 年 12 月 9 日	「倫理会費本代」	支出先（社）	研究所	14,400 円
平成 26 年 3 月 31 日	「家の光（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）」			8,980 円

資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。

少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

手引きに記載しているとおり、「政務活動のために直接必要ではない雑誌や娯楽小説等」への政務活動費の充当は認められていないが、特定の専門的知識の取得のためだけでなく、社会や経済動向把握のためでもある。

「倫理会費本代」は社会教育・生涯学習に関するもの、また「家の光」は地産地消に関するもので、集会等で住民と意見交換する時に、様々な意見があり、それぞれの住民の意見に答えるには多くの書籍を読んでおく必要があったための購入である。情報収集のためのものであっても幅広く認められるべきと考えている。

(2)人件費（結果）

当該議員については、常勤で事務補助者を 1 名雇用している。

しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。

これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり証拠書類の整理保管が必要と考える。

< 2 5 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 2 5 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括	/	/	/
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費	/	/	/
・視察に係る報告書			
・県外海外視察に係る行程表			
事務所費	/	/	/
・賃貸借契約書			
人件費	/	/	/
・雇用契約書			
・賃金台帳			
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)			
・業務日報			
・扶養控除等申告書及び年末調整書類			
広報費	/	/	/
・議会だより等の広報誌の現物			
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)			
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類			
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動費)を充当していない場合「x」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			
収支報告で添付した資料以外はありません。			

(1)調査研究費(意見)

当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。

当該議員については、社会福祉法人 会理事等の職にあり、下記の経費について、団

体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることから、内容を精査する必要があると考える。

・平成 23 年 12 月 17 日、平成 24 年 2 月 18 日、平成 25 年 3 月 29 日に佐世保市内ホテルで自身が理事となっている 会役員と介護事業の今後の取り組みについて情報調査として 8,000 円の定額の調査研究費が支出されている。

・当社会福祉法人の代表であり、かつ佐世保市議会議員である 氏との打ち合わせについても、平成 23 年 4 月 16 日、平成 23 年 10 月 23 日、平成 24 年 12 月 5 日、平成 25 年 1 月 17 日、に政務活動費として各 8,000 円の計上がなされている。

(2)資料購入費（意見）

収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。

平成 24 年 4 月 26 日	「クラウドとデータセンターを上手に使い分ける本」	1,995 円
平成 24 年 4 月 26 日	「Premiere Pro CS5.5 & CS5 マスターブック」	3,255 円
平成 25 年 2 月 20 日	「初めての windows」	1,470 円
平成 25 年 2 月 20 日	「アスキーPC」	649 円
平成 25 年 3 月 18 日	「これ一冊で完全理解 windows8」	680 円
平成 25 年 3 月 18 日	「windows8 大辞典」	1,680 円
平成 25 年 9 月 5 日	「100 歳までぼけない 101 の方法」	735 円

資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。

少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。

(3)人件費（結果）

当該議員については、常勤で事務補助者を 1 名雇用している。

しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。

これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。

< 26 > 議員

＜ 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 ＞			
議員名(又は会派名) < 26 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括	/	/	/
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)	未作成	未作成	未作成
調査研究費	/	/	/
・視察に係る報告書	×	×	未作成
・県外海外視察に係る行程表	×	×	海外分提出済み
事務所費	/	/	/
・賃貸借契約書	未作成	未作成	未作成
人件費	/	/	/
・雇用契約書	未作成	未作成	未作成
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費	/	/	/
・議会だより等の広報誌の現物	在庫なし	在庫なし	在庫なし
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	廃棄	廃棄	廃棄
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	未作成	未作成	未作成
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「 」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)調査研究費（意見）

当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。

当該議員については、諫早市 協会理事等の職にあり、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることから、内容を精査する必要があると考える。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

- ・平成 23 年 4 月 16 日 諫早市 協会役員相手の調査 5,000 円

（議員説明）

平成 23 年 4 月 16 日の協会役員との調査については理事会の開催日ではあったが、理事会終了後に県議会議員の立場で協会役員から選手強化への県の支援について相談を受け、協議したものであり、協会理事の立場ではなく、正当な政務調査である。

- ・平成 24 年 3 月 20 日 諫早市 協会会長相手の調査 5,000 円

（議員説明）

平成 24 年 3 月 20 日の協会会長との調査については、協会理事会への出席ではなく、県のスポーツ団体への支援対策について協議したものであり、正当な政務調査である。

- ・平成 24 年 3 月 24 日 長崎県 協会会長相手の調査 5,000 円

（議員説明）

平成 24 年 3 月 24 日の協会会長との調査については、協会理事会への出席ではなく、国体選手強化対策について協議したものであり、正当な政務調査である。

- ・平成 24 年 11 月 24 日 長崎県 協会会長相手の調査 8,000 円

（議員説明）

平成 24 年 11 月 24 日の協会会長との調査については、協会理事会への出席ではなく、選手強化への県の支援について協議したものであり、正当な政務調査である。

(2)人件費

按分充当基準の検討について（意見）

当該議員の人件費として政務活動費に充当した内容は次のとおり。

													(単位:円)
H23年度	A	B	C	合計	H24年度	A	B	C	合計	H25年度	A	B	合計
H23.4	90,000	75,000		165,000	H24.4	120,000	75,000		195,000	H25.4	120,000	120,000	240,000
5	90,000		70,000	160,000	5	120,000	70,000		190,000	5	120,000	120,000	240,000
6	90,000		80,000	170,000	6	120,000		80,000	200,000	6	120,000	120,000	240,000
7	90,000	60,000		150,000	7	120,000	70,000		190,000	7	120,000	120,000	240,000
8	90,000	70,000		160,000	8	120,000	80,000		200,000	8	120,000	120,000	240,000
9	90,000	75,000		165,000	9	120,000		75,000	195,000	9	120,000	120,000	240,000
10	90,000	60,000		150,000	10	120,000		60,000	180,000	10	120,000	120,000	240,000
11	90,000		70,000	160,000	11	120,000		70,000	190,000	11	120,000	120,000	240,000
12	90,000	80,000		170,000	12	120,000	80,000		200,000	12	120,000	120,000	240,000
H24.1	90,000	60,000		150,000	H25.1	120,000		60,000	180,000	H26.1	120,000	120,000	240,000
2	90,000	70,000		160,000	2	120,000		70,000	190,000	2	120,000	120,000	240,000
3	90,000	60,000		150,000	3	120,000	75,000		195,000	3	120,000	120,000	240,000
計	1,080,000	610,000	220,000	1,910,000	計	1,440,000	450,000	415,000	2,305,000	計	1,440,000	1,440,000	2,880,000
1/2充当	540,000	305,000	110,000	955,000	1/2充当	720,000	225,000	207,500	1,152,500	1/2充当	720,000	720,000	1,440,000

上記のように、平成 23 年度及び平成 24 年度は 1 名常勤の事務補助職員を雇用し、他 2 名はスポットで人件費が計上されているが、当該 2 名を合計すると、概ね 1 名常勤職員分と同等と言える。平成 25 年度には完全に 2 名常勤職員体制となっている。

雇用契約書は存在せず、追加で提出があった資料においても、勤務実態を確認する資料の保存がなされていない。

このように、常勤者 2 名の人件費について、各々上限である 1 / 2 を充当した場合には、結果として常勤者 1 名分の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

(議員説明)

平成 23、24 年度は、A が常勤で事務業務を行い、B、C については、交代で運転用務などの業務を行っていた。平成 25 年度は A は引続き同様の業務を行い、C が諸事情により雇用できなくなったため、B を常勤体制とした。

証拠書類の整理保管について（結果）

当該議員については、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていないが、これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。

< 27 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 27 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)	提出なし	提出済み	提出済み
調査研究費			
・視察に係る報告書	×	×	×
・県外海外視察に係る行程表	×	×	×
事務所費			
・賃貸借契約書	提出済み	提出済み	提出済み
人件費			
・雇用契約書	未作成	未作成	未作成
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	8~12は廃棄 1~3
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	×	×	×
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物	在庫なし	在庫なし	在庫なし
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×	×	×
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類			
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動費)を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」と記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
<p>備考(何かコメントがあれば記入下さい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会だより等の広報誌の現物 だよりを常時と事務所で印刷A4紙1枚程度で現物は残していません。 ・広報誌の配布先リストは23.24.25年度同じです。 ・広報誌の配布先リストは普瀬地区の住所・電話帳があり、それを活用 			

(1)事務所費（意見）

当該議員は、平成 22 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日までの 2 年間の期間で、事務所を賃借している。

賃貸契約書によると、延床面積 386.38 m²（約 116.87 坪）の 2 階建てであり、当地の画像から判断するに、総 2 階造りの建物である。賃料は月額 126,000 円となっている。

当該賃料の充当については、管理している不動産会社が、「1 階が月額 110,000 円、2 階を月額 16,000 円として受領していることを証明する」旨の証明書を発行していることを根拠に 110,000 円を政務活動費として充当している。なお、契約内容の取り決めを明記する賃貸契約書には一切記載されていない。

例え、管理している不動産会社が証明書を発行しても、物件所有者である貸主の意思が確認できず、又、実態として 2 階部分も事務所として使用可能となっていることを鑑みると、各階の使用実態が判明しない状態において 1 階と 2 階で賃料を区分する根拠が不明確と言える。

したがって、126,000 円の内、110,000 円を充当したことについて、内容を精査する必要があると考える。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

この建物は、平成 15 年 1 月から継続して借り受けているもので、当初は選挙事務所用として 1 階部分を 20 万円/月で借り受けていた。この時、2 階部分は、 に荷物置き場として無償で提供されていた。平成 15 年 4 月の選挙終了後、議員事務所として改めて 1 階部分を借用した。

その後の衆議院選挙で当選した 代議士から、1 階部分を借りたいとの申し出があり、不動産会社と協議の結果、私が一切の責任を負うことを条件に、私の名義で 1 階部分と 2 階部分をそれぞれ契約して借り受けて、1 階部分を 氏が、2 階部分を私が使用することとなった。当時の家賃は、1 階が 13 万 5000 円（税抜き）、2 階が 1 万 5000 円（税抜き）であった。

その後、事務所が使用する 1 階部分の改造工事が発覚し、平成 22 年 9 月に契約解除と退去が告げられた。その後の交渉の結果、事務所は退去し、1 階部分及び 2 階部分とも私の事務所として使用することになった。その際、契約をし直し、期間を 2 年間と設定して、平成 23 年 4 月の選挙で当選後期間満了まで継続して借用した。

1 階と 2 階の家賃は同額がふさわしいとの指摘については、1 階は事務所としての機能を有しているものの、2 階部分は鉄工所時代のもので、間仕切りはなく 2 段のワンフロアー、冷暖房の設備もなく夏は室温が 50 度近くになり、冬場も 0 度以下になることもあった。そのため、自費で間仕切り、冷暖房工事を行って事務所とした。

過去に 2 階を荷物置き場にしていた は、社員を常駐させていなかったのに対して、私の事務所には常駐していたため、不動産会社との協議のもとに 1 階と 2 階の家賃を決

めたものである。これは、過去の経緯から全てを決めたものであり、貸主と不動産会社
の間に意思の疎通がなかったとは考えられない。そのため、私には1階と2階を別個の
ものとしか判断できない。また、1階と2階の出入り口は全く別となっている。

管理している不動産会社の証明書については、議会事務局から1階の家賃が提出して
いた賃貸借契約書で確認できないとの指摘があったため、不動産会社に1階部分と2階
部分をそれぞれ別に契約していた当時の賃貸借契約書のコピーを求めたが、不動産会社
内部の事情によりそのコピーが取れず、私も当時の契約書を保管していなかったため、
証明書となったものである。事務所の実態については、1度建物を見てもらえれば、こち
らの説明が理解できると思う。

(2)人件費（意見）

当該議員については、平成23年度から平成25年度の間、継続して雇用している常勤事
務補助職員が1名存在する。他には、平成23年度に短期間雇用者が1名だが、平成24年
度はいない。

平成25年度に入り、他に1名の常勤と考えられる雇用者の人件費が充当されている。
平成25年度の人件費の支給及び充当状況は次のとおり。

	(単位:円)			
H25年度	A	B	C	合計
H25.4	200,000	100,000		300,000
5	200,000	100,000		300,000
6	200,000	100,000		300,000
7	200,000			200,000
8	150,000		150,000	300,000
9	150,000		150,000	300,000
10	150,000		150,000	300,000
11	150,000		150,000	300,000
賞与12	150,000		150,000	300,000
12	150,000		150,000	300,000
H26.1	150,000		150,000	300,000
2	150,000		150,000	300,000
3	150,000		150,000	300,000
				0
合計	2,150,000	300,000	1,350,000	3,800,000
1/2充当	1,075,000	150,000	675,000	1,900,000

Aは平成24年度以前よりの継続雇用者

このように、実質として常勤職員2名体制となっているが、雇用契約書は存在せず、追
加で提出があった出勤簿においても、勤務日報がないため、業務内容の実態は確認できな
い状況である。

このように、常勤者2名の人件費について、各々上限である1/2を充当した場合には、

結果として常勤者 1 名分の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。

なお、継続して雇用されている A については、確認したところ、当該議員の親族であることが判明した。

親族関係にある場合には、より慎重な対応が必要であり、業務内容の立証ができ得るよう、勤務日報等の整理保管の検討が必要であると言える。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

(議員説明)

事務所には職員を常駐させる必要があり、また、県議が不在の時の対応や政務活動関係の事務処理等専門的なものを担っているため、2名の職員を雇用している。なお、賃金の15万円/月については、仕事内容の煩雑さや保険、年金が個人負担であることを考えればむしろ安いと考えている。

また、継続して雇用している職員1名は、私と姉弟の関係にあるため、勤務日報等の整理保管については指摘を踏まえて対応したいが、賃金の多寡は一般的なものであり、議員と生計を一つにしていることもない。

< 28 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 28 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括	/	/	/
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費	/	/	/
・視察に係る報告書	×	海外分提出済み	未作成
・県外海外視察に係る行程表	×	提出済み	提出済み
事務所費	/	/	/
・賃貸借契約書	×	×	
人件費	/	/	/
・雇用契約書			
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	未作成	未作成
・業務日報	未作成	未作成	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費	/	/	/
・議会だより等の広報誌の現物			
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	なし	なし	5月分のみ
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	未作成	未作成	未作成
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)人件費(結果)

当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。

しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。

これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。

< 29 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 29 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括	/	/	/
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費	/	/	/
・視察に係る報告書	未作成	未作成	未作成
・県外海外視察に係る行程表	未作成	未作成	未作成
事務所費	/	/	/
・賃貸借契約書	紛失	紛失	紛失
人件費	/	/	/
・雇用契約書	未作成	未作成	未作成
・賃金台帳	未作成	未作成	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	廃棄	廃棄	(一部)
・業務日報	提出しない	提出しない	提出しない
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	未作成	未作成
広報費	/	/	/
・議会だより等の広報誌の現物			
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	廃棄	廃棄	廃棄
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	提出済み	提出済み	提出済み
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			
会計帳簿類についてですが、「政務活動費運用指針」[解説]P36の「会計帳簿類の整理」に基づき、「保存ファイル類」を提出させていただきます。			

(1)会計帳簿（意見）

提出依頼資料チェック表においては提出となっているが、実際には収支報告書に添付した領収書の写しをファイリングした状況であり、交付規程第 6 条が求める会計帳簿を調製したと言えるか疑問が残るところである。

運用指針： 会計処理： 3 会計帳簿類の整備においては、次のように記載がある。

会計帳簿類の種類や様式についての規定はないが、整備することが望ましい会計帳簿類は下記のとおりである。

- ・ 会計の状況を記録した帳簿類（預金・現金出納簿、総勘定元帳等）
- ・ 領収書の整理、保存ファイル類（領収書貼付台紙等）
- ・ 事務職員等の勤務実績簿、賃金等支払台帳、賃金等受領書又は振込依頼書控え

この件に関して、議員から「列挙された 3 例が「整備することが望ましい会計帳簿類」とされている。この「望ましい」という表現は義務ではなく“参考にするべし”という意味に解釈するのが一般的である。したがって、自分は会計帳簿類の整備は、3 例を参考にし、このうち 2 例目の「領収書の整理、保存ファイル類（領収書貼付台紙等）」に軸を置いて整理している。」との説明があった。

しかし、当該整備することが望ましい会計帳簿類における 3 例の列挙は、各々が独立した意味からの例示であり、「・領収書の整理、保存ファイル」を整備することにより、他の「・会計の状況を記録した帳簿類」「・事務職員等の勤務実績簿、～」を整備する必要がないということではない。

「・会計の状況を記録した帳簿類」については、政務活動費の支出・充当状況を記録する帳簿として整備することが望まれるものである。

「・事務職員等の勤務実績簿、～」については、人件費充当の根拠となる資料として整備することが望まれるものである。

また、「・領収書の整理、保存ファイル類」は、会計帳簿との検証可能性を確立させるために、支出充当の根拠となった領収書等を整理することを求めていると解される。

このように、当該例示は、各々が独立した意味をもち列挙されていることは明らかであり、交付規程第 6 条においては、会計帳簿類ではなく、「会計帳簿を調製し～」とあることから、政務活動費の支出・充当状況を証する基礎となる記録である会計帳簿（預金、現金出納簿等）について整備を求めたものである。

当該議員においては、領収書等に関して詳細に整理がなされ、検証が容易に可能なようにファイリングがなされていることは認められるが、上記の趣旨を鑑み、今後は会計帳簿の整備を行う必要があると考える。

この当方の解釈に関し、議員から以下のとおり説明があった。

（議員説明）

この表現はフェアではなく読者に誤解を与えるので、整備“すべき”会計帳簿類では

なく、整備が“望ましい”会計帳簿類と指針に表記されていることを同列で明記してほしい。つまり、3例のうち1例を満たせばその他を整備する必要がないとは言っていないが、3例全部を整備すべきとも言っていないことを同列で明記すべきである。なぜなら、運用方針の冒頭に以下のように記載があるからである。「会計帳簿類の種類や様式についての規定はないが、整備することが望ましい会計帳簿類は下記のとおりである。」と。

会計帳簿類は、種類や様式の規定はない。例示がある会計帳簿類は、整備“すべき”ものではなく、整備が“望ましい”ものである。そして、会計帳簿についての記載は、交付規程以外でこの運用指針の中にしかなく、これを参考にするしかない。

ご主張のような解釈であれば、交付規程第6条とこの運用指針はリンクしないものとお考えでおられるのだろうか。交付規程第6条にある「会計帳簿」という言葉の定義は、議員個人の判断に委ねるには限界があることを認識し明記すべきである。明確な規定がないために解釈が広がることは、何も不自然なことではない。

< 30 > 議員

追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。

(1)調査研究費（意見）

当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。

当該議員については、長崎県 連盟会長の職にあり、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることから、内容を精査する必要があると考える。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

県議会議員として社会教育・スポーツ振興の充実を目指している為に長崎県 連盟に参加し理念の達成に努力している。特にがんばらんば国体の成功をここ数年政策の目標にし 連盟の会長を引き受けたので国体のインフラ、運営について経験者の皆さんからの情報を収集するために意見交換を行っている。手引きでも、「当該団体の理事会、役員会や総会の出席」を不適切な例としているが、私の活動は、団体の運営事項を協議するような役員としての会合出席だけではなく、議員としての立場で国体の成功に向けた選手の強化対策など、県政の諸課題について調査相手方と意見交換を行ったものであり、まさに政務活動に該当すると考える。

交通費関係

（平成 23 年度分）

・平成 23 年 5 月 5 日 鹿児島市 長崎県 連盟 氏他 マイカー利用 8,000 円

（議員説明）

長崎県 連盟 氏と「長崎県の競技者の所属、レベル」などについて意見交換を行った。

・平成 23 年 5 月 8 日 時津町 長崎県 連盟 氏他 マイカー 5,000 円

(議員説明)

長崎県 連盟 氏と「国体に向けた指導者、競技者の育成」について意見交換を行った。

・平成 23 年 6 月 25 日 福岡県久山市 九州 連盟 氏 マイカー 8,000 円

(議員説明)

九州 連盟 氏と「競技普及や大会の運営」や「長崎国体のインフラ、運営」について意見交換を行った。

なお、上記意見交換の後、同席していた九州 連盟会長で九州 常務でもある氏と「夏の電力需要」について意見交換を行った。

・平成 23 年 8 月 27 日 鳥栖市 九州 連盟 氏 マイカー 8,000 円

(議員説明)

九州 連盟の 氏と「競技者、指導者の育成」について意見交換を行った。

なお、上記意見交換の後、同席していた九州 連盟会長で九州 常務でもある氏と「玄海原発の安全性」について意見交換を行った。

・平成 23 年 9 月 23 日 長崎市 連盟 氏、時津町副町長 マイカー 8,000 円

(議員説明)

連盟 氏と長崎市で「長崎国体への意欲と、長崎開催に向けての指導者、競技者の育成」について意見交換を行った。また、時津町に移動し、時津町副町長と「町政、県政に関する政策課題」について意見交換を行った。

・平成 23 年 9 月 25 日 唐津市 九州 連盟 理事 マイカー 8,000 円

(議員説明)

九州 連盟 理事と「指導者・競技者の育成」について意見交換を行った。

なお、上記意見交換の後、同席していた九州 連盟会長で九州 常務でもある氏と「玄海原発の稼働停止」について意見交換を行った。

・平成 23 年 11 月 12 日 諫早市 連盟 理事ほか マイカー 8,000 円

(議員説明)

連盟 理事他数名と長崎国体に向け、「指導者、競技者の育成」について意見交換を行った。

(平成 24 年度分)

・平成 24 年 5 月 4 日 福岡市 九州 連盟理事長 マイカー 8,000 円
宿泊費 19,000 円(運転士含む)

(議員説明)

九州 連盟理事長と「各県の指導者、競技者育成」について意見交換を行った。
なお、上記意見交換の後、同席していた九州 連盟会長で九州 常務でもある氏と「玄海原発の安全性・安全対策」について意見交換を行った。

・平成 24 年 5 月 5 日 福岡県粕屋郡 長崎県 連盟 氏 マイカー 8,000 円

(議員説明)

長崎県 連盟 氏と「長崎県の競技者の所属、レベル」などについて意見交換を行った。

なお、上記意見交換の後、同席していた九州 連盟会長で九州 常務でもある氏と「玄海原発の長崎県への影響」について意見交換を行った。

・平成 24 年 5 月 8 日 諫早市 連盟 氏 マイカー 8,000 円

(議員説明)

連盟 氏と「長崎県の競技者の所属、レベル」などについて意見交換を行った

・平成 24 年 6 月 17 日 西海市 県 連盟 ・ 理事 マイカー 8,000 円

(議員説明)

県 連盟 、 理事と国体に向け、「競技者、指導者の育成」について意見交換

を行った

・平成 24 年 8 月 10 日 諫早市 連盟副理事 氏 マイカー 8,000 円

(議員説明)

連盟副理事 氏と「がんばらんば国体に向けて選手、指導者の育成、使用施設」について意見交換を行った。

・平成 24 年 9 月 23 日 唐津市 長崎県 連盟 理事 マイカー 8,000 円

(議員説明)

長崎県 連盟 理事と「今年の国体の 競技」について意見交換を行った。

・平成 24 年 11 月 9 日 長崎市 連盟 理事長、 副理事長ほか マイカー
8,000 円

(議員説明)

連盟 理事長、 副理事長他数名と「がんばらんば国体時の会場や施設又運営等」について説明聴取及び意見交換を行った。

・平成 25 年 2 月 10 日 時津町 県 連盟 理事 マイカー 5,000 円

(議員説明)

県 連盟 理事と「がんばらんば国体に向けて「指導者、競技者の育成状況」について意見交換を行った。

・平成 25 年 3 月 9 日 東京都 日本 連盟 会長、平戸市長 マイカー 8,000 円

(議員説明)

日本 連盟 会長及び平戸市長と「がんばらんば国体時のインフラ等」について意見交換を行った。

なお、上記意見交換の後、同席していた九州 連盟会長で九州 常務でもある氏と「玄海原発の平戸への影響」について意見交換を行った。

・平成 25 年 3 月 16 日 平戸市 長崎県 連盟理事 マイカー 8,000 円

(議員説明)

長崎県 連盟理事と「がんばらんば国体開催時の 競技で使用する施設」について意見交換を行った。

なお、上記意見交換の後、同席していた平戸市長と「道路整備の進捗状況」について意見交換を行った。

(平成 25 年度分)

・平成 25 年 5 月 5 日 福岡県久山町 長崎県 連盟 氏 マイカー 4,150 円

(議員説明)

長崎県 連盟 氏と東京国体へ向けて「選手の競技レベル」について意見交換を行った。

・平成 25 年 5 月 10 日 平戸市 県 連盟 氏 マイカー 4,500 円

(議員説明)

県 連盟 氏と「国体時の 競技の運営、インフラ」について意見交換を行った。なお、上記意見交換の後、同席していた平戸市長と「ふるさと納税での町おこし」について意見交換を行った。

・平成 25 年 6 月 2 日 平戸市 連盟 氏 マイカー 4,500 円

(議員説明)

高総体 競技場を視察し、その後 連盟 氏と「長崎国体時の施設や競技運営」について意見交換を行った。

なお、上記意見交換の後、同席していた平戸市長と「高総体準備状況」について意見交換を行った。

・平成 25 年 6 月 16 日 西海市 県 連盟 氏 マイカー 2,225 円

(議員説明)

県 連盟 氏と国体に向けて「本県選手のレベル」などについて意見交換を行った。

・平成 25 年 6 月 23 日 大村市 連盟 氏 マイカー 1,900 円

(議員説明)

連盟 氏と「来年の国体の審判員・競技者の育成」について意見交換を行った。

・平成 25 年 8 月 18 日 熊本市 県 連盟 氏 マイカー 5,850 円

(議員説明)

県 連盟 氏と「長崎県の競技者のレベル」について意見交換を行った。

・平成 25 年 9 月 22 日 熊本市 県 連盟 理事長 マイカー 5,050 円

(議員説明)

長崎県選手の競技レベルを視察し、その後、県 連盟 理事長と「国体のインフラ、運営」について意見交換を行った。

・平成 25 年 10 月 15 日 諫早市 長崎県 連盟 副会長 マイカー 800 円

(議員説明)

長崎県 連盟 副会長と来年の長崎国体に向け、「競技者・審判の育成」について意見交換を行った。

・平成 25 年 11 月 2 日 長崎市 氏 マイカー 44 キロ分×25 円

(議員説明)

氏と「東京国体での 競技の優勝」について意見交換を行い、また、「来年の国体への強化」について協議を行った。

・平成 26 年 1 月 27 日 長崎市 連盟 理事長 1 キロ×25 円

(議員説明)

県教育庁全国大会優勝報告会に出席し、その後 連盟 理事長と「長崎国体での優勝の可能性」について意見交換を行った。

・平成 26 年 3 月 29 日 平戸市 連盟 理事長 (125 キロ+91 キロ)×25 円分

(議員説明)

連盟 理事長と「がんばらんば国体の準備状況」について意見交換を行った。
なお、上記意見交換の後、同席していた平戸市長と「ふるさと納税、観光の発信力の手法」について意見交換を行った。

(2)人件費(意見)

当該議員の人件費に充当されている内容は次のとおり。

		(単位:円)	
H23年度	A	H25年度	A
H23.4	100,000	H25.4	120,000
H23.5	100,000	H25.5	120,000
H23.11	100,000	H25.6	120,000
H23.12	100,000	H25.7	120,000
H24.1	100,000	H25.8	120,000
H24.2	100,000	H25.9	120,000
H24.3	100,000	H25.10	120,000
		H25.11	120,000
合計	700,000	H25.12	120,000
	全額充当	H26.1	120,000
		H26.2	120,000
H24年度	A	H26.3	120,000
H24.10	100,000		
H25.1	100,000	合計	1,440,000
H25.2	100,000		全額充当
H25.3	100,000		
合計	400,000		
	全額充当		

このように、全期間人件費の全額を充当している。

雇用契約書の提出はあるものの、追加資料の提出はなく、勤務実態は確認できていない。

この件について、当該議員の説明によると、「政務活動を行う事務補助職員のほか、事務所にはもう 1 名の事務補助職員がおり、計 2 名の体制で事務所は運営されている。当該職員 1 名が政務活動のみに従事している為、人件費として当該職員分を全額充当していた。

もう 1 名の事務補助職員は政務活動以外の業務を主に行っているため、報告書に記載しておらず、政務活動費は充当していない。」とのことであった。

確かに、人数的には 1 名の常勤者が政務活動補助業務のみに従事していることも考えられるが、業務内容を確認する方法がないため、1 名でも全額を充当する場合には、根拠資料として業務実績がわかる資料として業務日報等の作成保存を実行する必要があると思われる。

追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。

(1)調査研究費（意見）

定額の調査研究費が廃止された 25 年以降については、ガソリン代の半額が交通費として計上され、1 年間で 592,880 円が計上されている。

これは、政務活動分として 1/2 按分した金額であるため、平成 25 年度のガソリン代を 1 リットル当たり約 160 円と考えると、 $592,880 \text{ 円} \times 2 \div 160 \text{ 円} = 7,411$ リットル分となる。仮に燃費を 1 リットル当たり 10 キロとすると、走行距離は、74,110 キロとなり、月当たりの走行距離は、6,175 キロ、1 日平均にすると、205 キロという計算となる。

例えば、平成 25 年 4 月のガソリン代は 128,052 円となっている。当時の長崎県のガソリン代は、レギュラーガソリンで 155 円～160 円程度、ハイオクガソリンで 165 円から 170 円程度となっている。レギュラー車の場合、 $128,052 \text{ 円} \div 160 \text{ 円} = 800.3$ リットル燃費を 1 リットル当たり 10 キロとすると走行距離は月 8,000 キロ、1 月 30 日毎日車を利用したとして、1 日当たり 266 キロ走っていることとなる。

ETC の利用明細を確認すると、車の利用頻度が非常に高くなっていることがうかがえるが、1 日あたり 266 キロを走るとなると、毎日福岡県を往復する必要があり現実的には不可能と言える。

燃料費の領収書はすべて後援会発行となっており、議員が使用したガソリン代の半額分を後援会へ支払う形をとっている。

この件について、当該議員の説明によると、「当方以外に 1 名の事務補助職員及び 2 名の調査委託要員がおり、車 1 台では活動に支障をきたすことから、計 4 名で 3 台の車両を使い、議員活動を行っている。この 3 台分のガソリン代について、政務調査活動とそれ以外の活動を明確に区分する事が困難なことから 1 / 2 に按分し充当したものである。」とのことであった。

確かに、現状の運用指針上も問題ないと考えられるが、車両を複数台使用する場合において、単純に按分割合上限である 1 / 2 を全ての車両に適用することが、実際の各活動における使用割合と合致するか疑問が残るところでもある。

今後、車両を複数台使用する場合における按分充当基準については、検討を行う必要があると思われる。

(2)人件費（意見）

当該議員の人件費として充当されている内容としては、1名が常勤事務補助職員として雇用されているが、その他に次の支出が含まれている。

領収書内容：平成25年12月31日 政務調査事務委託費 150,000円

報告書摘要：H25.4月～9月調査委託料 充当額 150,000円

領収書内容：平成26年3月31日 政務調査事務委託費 160,000円

報告書摘要：H25.10月～H26.3月調査委託料 充当額 160,000円

領収書の発行者は、2枚とも同一者である。

当該支出については、「政務調査事務委託」となっているが、交付条例に定める使途基準においては、「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」とされ、あくまで活動主体は議員本人でなければならない。

支出内容としては、使途基準に定める調査研究費に属する調査委託費と考えることができ、当該議員においても、今後は支出項目について見直し、調査研究費で計上する旨の意思を確認しているが、その場合においては、委託した調査の内容を明瞭にすべきであると考えられる。

調査を委託することを否定するものではないが、政務活動費として充当する以上、調査委託の内容が明瞭に表示できるように努めるべきと言える。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費に対する指摘であるが、調査研究費の使途にも定められており、使途基準に反するものではない。

人件費として計上しているが、調査研究費として認識しており、今後は支出項目について見直し、調査研究費で計上することとしたい。

< 3 2 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 3 2 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)	未作成	未作成	未作成
調査研究費			
・視察に係る報告書	未作成	未作成	未作成
・県外海外視察に係る行程表	×	海外提出済み	×
事務所費			
・賃貸借契約書			
人件費			
・雇用契約書	未作成	×	未作成
・賃金台帳	未作成	×	未作成
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	未作成	×	未作成
・業務日報	未作成	×	未作成
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	未作成	×	未作成
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物	×	×	×
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×	×	×
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	×	×	×
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			

(1)人件費(結果)

追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。

< 3 3 > 議員

追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。

(1)資料購入費（意見）

収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。

平成 26 年 1 月 16 日 「胃がんはピロリ菌でなくせる」 1,260 円

資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。

少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

公明党参議院議員の 氏の講演に参加した際に購入。

氏の働きかけにより、国民の健康保持・医療費の抑制のため、慢性胃炎に対するピロリ菌除菌の保険適用が図られた。胃ガンはピロリ菌除菌でかなりの確率でなくせるとの、氏の主張に同調し、その取組み内容を理解し、県民へ知らせるべく政務活動の資料として購入したもの。

< 3 4 > 議員

追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。

(1)人件費（意見）

当該議員においては、人件費のみを政務活動費として充当している。

充当内容は次のとおり。

						(単位:円)
H23年度	A	B				計
H23.4	100,000	160,000				260,000
5	85,000	175,000				260,000
6	50,000	210,000				260,000
7	160,000	100,000				260,000
8	160,000	100,000				260,000
9	160,000	100,000				260,000
10	160,000	100,000				260,000
11	160,000	100,000				260,000
12	160,000	100,000				260,000
H24.1	160,000	100,000				260,000
2	160,000	100,000				260,000
3	160,000	100,000				260,000
全額充当	1,675,000	1,445,000				3,120,000
H24年度	A	B	C	D		計
H24.4	160,000	100,000				260,000
5	160,000	100,000				260,000
6	160,000	100,000				260,000
7	160,000	100,000				260,000
8	160,000	100,000				260,000
9			140,000	120,000		260,000
10			140,000	120,000		260,000
11			140,000	120,000		260,000
12			140,000	120,000		260,000
H25.1			140,000	120,000		260,000
2			140,000	120,000		260,000
3			140,000	120,000		260,000
全額充当	800,000	500,000	980,000	840,000		3,120,000
H25年度			C	D	E	計
H25.4			150,000	130,000		280,000
5			150,000	130,000		280,000
6			150,000	130,000		280,000
7			150,000	130,000		280,000
8			150,000	130,000		280,000
9			150,000	130,000		280,000
10			150,000	130,000		280,000
11			150,000		110,000	260,000
12			150,000		110,000	260,000
H26.1			150,000		110,000	260,000
2			150,000		110,000	260,000
3			150,000		110,000	260,000
全額充当			1,800,000	910,000	550,000	3,260,000

雇用契約書によると、勤務場所は議員の後援会事務所であるが、上記のように、常に常勤の事務補助職員を2名雇用し人件費の全額を政務活動費として充当している。

今回、追加資料の提出がないため、勤務実態が確認できないが、後援会事務所と併設されていることを鑑みると、当該事務補助職員が政務活動のみに従事していることは考えられないことから、内容を再度精査する必要があると考える。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

(議員説明)

県政を推進する上で、各部各課にまたがる政策の精査と資料の勉強、今後の対策等について本会議及び各種委員会に出席して理事者と議論を行い、もって、県民の議員に対する期待に応える、これを日常行なうために複雑・多岐・広範にわたる政策の勉強をするために政策スタッフ2人でも不足するような状態で、今日まで議会活動を行ってまいりました。この考えが政務調査費に2名分を充当してきた基本的な考え方です。

なお、政務活動費を充当していないスタッフもあり、そのスタッフが政務活動以外の業務を行っており、2名を政務活動専属としていたものです。

< 3 5 > 議員

＜ 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 ＞			
議員名(又は会派名) < 3 5 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)	提出済み	提出済み	
調査研究費			
・視察に係る報告書	×	×	
・県外海外視察に係る行程表	×	×	
事務所費			
・賃貸借契約書	提出済み	提出済み	
人件費			
・雇用契約書	提出済み	提出済み	
・賃金台帳	在庫なし	在庫なし	
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	在庫なし	在庫なし	
・業務日報	在庫なし	在庫なし	
・扶養控除等申告書及び年末調整書類			
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物	在庫なし	在庫なし	
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	在庫なし	在庫なし	
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	提出しない	提出しない	
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領 該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。 該当する書類を提出する場合は「」を記載してください。 該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「×」を記載してください。 提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。 該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。 該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
備考(何かコメントがあれば記入下さい)			
会計帳簿類は、提出した領収書と支出収入の報告書を代用する。 在庫なしの書類は、県議会議員を退職後、事務所を退去した際に廃棄してしまった。 広報誌の配付リストは個人情報保護法上、提出はできない。			

(1)調査研究費（意見）

平成 24 年 11 月 18 日に、衆議院議員 氏と意見交換ということで、東京往復の航空券代 73,340 円を充当している。

しかし、当該議員は、平成 24 年 10 月 22 日には佐世保市で開いた後援会の会合で、衆議院選挙への立候補を表明しており、同 10 月 25 日には政党の 記念パーティーに参加している。

そして、衆議院議員の 氏についても、 事務所時代における秘書の同僚であり、同年 12 月 16 日の第 46 回衆議院議員総選挙に同じ政党から出馬している。

本人ブログによれば平成 24 年 11 月 19 日に公認候補者となっていることから、当該意見交換については、選挙活動のおそれがあり、精査の必要がある。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

11 月 18 日の意見交換は、会派で以前に地方分権についての意見交換のために衆議院議員を訪ねたことからの流れであり、議員辞職する前の会派内の最後の勉強会のため、総務省からいただいた資料を元に意見交換を行なった。従って、選挙活動という指摘には当たらないと考えている。

(2)資料作成費・広聴広報費（意見）

当該議員は、県政報告新聞の印刷を、議員の親族が経営する企業に委託していた。総論でも述べたが、このように、委託先が親族等である取引の場合には、金額の妥当性等第三者との取引以上に慎重になることが望まれる。

平成 23 年度の下記の県政報告新聞の印刷代としての支出に関しては、発行部数の記載がないため、その単価の妥当性等の検証ができない状況である。

平成 23 年 7 月 30 日	770,000 円
平成 23 年 9 月 15 日	910,000 円
平成 23 年 12 月 25 日	826,000 円
平成 24 年 3 月 25 日	880,000 円
合計	3,386,000（うち半額の 1,693,000 円充当）

（なお、この取引は資料作成費ではなく、広報費（広聴広報費）で計上すべきものであり、平成 24 年度においては、広報費（広聴広報費）で計上されている。）

なお、平成 24 年度の計上額は下記の通りである。

平成 24 年 4 月 10 日	525,000 円	(20,000 部)
平成 24 年 6 月 20 日	483,000 円	(15,000 部)
平成 24 年 9 月 28 日	525,000 円	(20,000 部)
合計 1,533,000 (うち半額の 766,500 円充当)		

平成 24 年度の印刷代で計算すると、1 部あたりの単価が税抜で 25 円 ~ 30.6 円となる。これを基に平成 23 年の印刷部数を換算すると、各回 25,000 部 ~ 35,000 部となり、1 議員の発行部数としては、相当大量であり、又、他の議員における県政報告紙の印刷単価から考えても、フルカラーで数枚程度の冊子として作成する程度の高額な単価と言える。さらに、上記の発送費用は計上されていない。

現状、当該広報誌の現物が保管されていなかったため、作成費の多少を確認することはできないが、その金額の妥当性については、説明責任が存在すると言えることから、交付規程第 6 条の定める、「証拠書類の整理保管」に鑑み、広報誌原本についても証拠書類として整理保管することについて検討を行う必要があると思われる。

この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

(議員説明)

平成 23 年は、委員会の委員長を務め、県政改革を大胆に進めていたことと、100 条委員会の副委員長も務めていたので、カラーの 6 頁から多いときには 8 頁になる新聞を作成していたため、印刷費が高額になったと記憶している。また、郵送費を計上していないことに関しては、私が 議員の秘書をしていたときに、事務所は約 7 万部の新聞を 1 週間で支援者へ配るシステムを作っていたが、そのノウハウを学んで、1 期目から自身の選挙区でそのシステムを使っていたので、郵送による配付は原則行っていなかった。

(3) 人件費 (意見)

当該議員は、人件費の支出に関して雇用契約書を作成し収支報告書にも添付をしていた。当該雇用契約書を確認したところ、平成 24 年 9 月 1 日付けで雇用した事務職員に関して、雇用契約書において、雇用期間が「平成 24 年 9 月 1 日から平成 24 年 11 月 23 日まで」と記載されていた。

この、平成 24 年 11 月 23 日は、当該議員が県議会議員を辞職した日であるが、雇用日である 9 月 1 日時点において議員辞職日が決定していたとは考えられないことから、当該雇用契約書は、後日遡及して作成されたものとする他ない。

証拠書類である契約書を遡及作成することは行うべきことではなく、今後このようなことがないように措置を講じるべきと言える。

この件に関して、議員から以下のとおり説明がされている。

(議員説明)

雇用契約書は、当該雇用者にも確認したが、当初、雇用の期限をつけずに契約していた。その後、議員辞職後に議会事務局に提出するときに書類の妥当性を考えて議員辞職日を雇用期限として追加記入したために指摘の内容になったが、雇用の事実はあるのでなんら問題はないと考える。

< 3 6 > 議員

< 政務活動費(政務調査費) 提出依頼資料チェック表 >			
議員名(又は会派名) < 3 6 >			
提出書類名	提出の有無		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総括			
・会計帳簿類(現金出納簿、総勘定元帳等)			
調査研究費			
・視察に係る報告書	×	×	
・県外海外視察に係る行程表	×	×	
事務所費			
・賃貸借契約書	提出済み	提出済み	
人件費			
・雇用契約書	提出済み	提出済み	
・賃金台帳	-	-	
・勤務実績簿(出勤簿・タイムカード等)	-	-	
・業務日報	未作成	未作成	
・扶養控除等申告書及び年末調整書類	-	-	
広報費			
・議会だより等の広報誌の現物	×	×	
・広報誌作成に係る請求書(広報誌作成に係る部数及び単価が判る書類)	×	×	
・広報誌の配布先リスト等、配布した実績が判る書類	×	×	
各年度において支出の事実がある項目について書類の写しを提出下さい。			
<p>提出の有無欄の記載要領</p> <p>該当する書類を収支報告書に添付している場合は、「提出済」と記載してください。</p> <p>該当する書類を提出する場合は「<input type="checkbox"/>」を記載してください。</p> <p>該当する書類に政務調査(活動)費を充当していない場合「<input checked="" type="checkbox"/>」を記載してください。</p> <p>提出できない場合は、「未作成」「廃棄」「紛失」「在庫なし」などと記載してください。</p> <p>該当する書類はあるが提出しない場合は「提出しない」と記載してください。</p> <p>該当書類の一部分の提出となる場合は、一部と記載し提出できない理由を()書きで記載してください。(記載例:一部(廃棄))</p>			
<p>備考(何かコメントがあれば記入下さい)あ</p> <p>契約により社員を派遣してもらっているため、勤務管理は派遣元で実施。</p> <p>派遣元に出勤し、退勤は政務事務所にてタイムカードにて保管中。</p> <p>扶養控除等は派遣元会社で保管</p>			

(1)資料購入費（意見）

収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。

平成 23 年 8 月 18 日 「国語辞典」 3,045 円

資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。

少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。この件に関して、議員から以下のとおり説明があっている。

（議員説明）

資料購入費を政務調査費に充当する際の要件については充分理解いたしており、資料作成・報告書作成等々に欠くべからざる図書であるとの認識にて対応いたしました。

会 派 別

自由民主党・愛郷の会

平成 23 年 4 月改選以降の変遷

平成 24 年 2 月：自由民主党・清風会と自由民主党維新の会が合流し自由民主党・県民会議
設立

平成 24 年 5 月：自由民主党に会派名変更

平成 26 年 3 月：無所属愛郷の会と合流し自由民主党・愛郷の会設立

< 収支報告書内容一覧 >

平成 23 年度

会派名 自由民主党清風会・維新の会 県民会議		H 23年度	H 23年度	H 23年度	計
収入		1,600,000	5,600,000	720,000	7,920,000
支出	調査研究費	873,115	1,777,070	0	2,650,185
	研修費	0	0	0	0
	広聴広報費				0
	要請陳情等活動費				0
	会議費	0	1,600	0	1,600
	資料作成費	0	0	0	0
	資料購入費	0	16,792	13,512	30,304
	広報費	0	0	0	0
	事務所費				0
	事務費	237,990	394,639	430,048	1,062,677
	人件費	474,000	3,238,500	276,750	3,989,250
	【支出計】	1,585,105	5,428,601	720,310	7,734,016
残余		14,895	171,399	0	186,294

平成 24 年度・平成 25 年度

会派名 自由民主党		H 24年度	H 25年度	計
収入		8,440,000	9,040,000	17,480,000
支出	調査研究費	1,901,750	1,969,510	3,871,260
	研修費	0	0	0
	広聴広報費			0
	要請陳情等活動費			0
	会議費	141,905	0	141,905
	資料作成費	504,000	0	504,000
	資料購入費	133,104	131,904	265,008
	広報費	0		0
	事務所費			0
	事務費	1,524,179	1,399,945	2,924,124
	人件費	4,266,000	4,181,200	8,447,200
	【支出計】	8,470,938	7,682,559	16,153,497
残余		0	1,357,441	1,357,441

会派名 無所属愛郷の会		H 23年度	H 24年度	H 25年度	計
収入		440,000	480,000	480,000	1,400,000
支出	調査研究費	0	0	0	0
	研修費	0	0	0	0
	広聴広報費			0	0
	要請陳情等活動費			0	0
	会議費	130,000	0	0	130,000
	資料作成費	0	0	0	0
	資料購入費	23,126	19,184	36,162	78,472
	広報費	0	0		0
	事務所費				0
	事務費	5,873	7,705	30,030	43,608
	人件費	123,900	247,061	318,599	689,560
	【支出計】	282,899	273,950	384,791	941,640
残余		157,101	206,050	95,209	458,360

(1)調査研究費

視察報告書について（意見）

当該会派においては、定期的に県外・海外視察を行っている。

当該視察に関して、収支報告書及び添付資料、さらに追加提出資料を確認したところ、以下の視察については、領収書及び行程表は添付されていたが、視察報告書が添付されていなかった。

H25.2.7～9	東京・三重・大阪	16名参加	1,406,180円
H26.2.6～8	沖縄視察	17名参加	1,969,510円

この件について、会派控室にて担当議員にヒアリングをおこなったが、概ね会派全員が参加しているため、会派として視察報告書を作成していないとのことであった。

調査研究活動に関しては、その活動に実質があるか否かが重要であり、その支出が適法であるか否かの判断基準は、一般的に次のようにされている。

調査目的と県政の関連性

調査方法及び内容等に関する具体的説明の有無

調査方法の妥当性

調査活動と支出経費の相当性

調査結果の保存の有無等

なお、調査研究に実質があった場合の支出の適合性の判断基準については、

支出の対象となった活動が県政と関連性を有するかどうか

支出の対象となった活動が必要かつ合理的なものかどうか

と言われている。（政務調査費ハンドブックより）

このことにより考察するに、調査研究活動として視察を行なった場合においては、上記判断基準によりその支出が適法であるか否かが判断できるような内容の視察報告書を作成するのが必須と言える。

政務活動費は公金であるとの意識を強く持ち、県政にいかに役立てることができるか、視察の成果について、広く情報公開を推進すべきと考える。

この件に関して、会派から以下のとおり説明があっている。

（会派説明）

県外・海外視察については、報告書作成義務が無かったため報告書の作成は行っていなかった。しかしながら、今回の指摘を受け、今後、義務が無くとも視察報告書を作成し、成果についても県民に対し情報の提供を行ない広く意見の集約に努めたい。

視察料金内訳について（意見）

上記にも掲載しているが、H26.2.6～8の沖縄視察（17名参加 1,969,510円）の視察代金の内訳については、旅行会社の見積書にて確認すると、次のようになっている。

（共通料金）

貸切バス（大型バス）	3日間	378,000円	
バスガイド料金	3日間	63,000円	
乗務員経費・高速代他		94,500円	

（個別料金）

航空券代 全員分合計		962,000円	
ホテル代金	1泊目	226,100円	13,300円×17名
”	2泊目	226,100円	13,300円×17名
その他		19,810円	
合計		1,969,510円	

このように、3日間の貸切バス代で378,000円を要している。貸切バスは大型であり、定員が50～60名と大きく、今回の17名の視察において必要だったか疑問が残るところである。17名であれば小型バスでも乗車可能であり、その場合には当然に金額が抑制できる。

今回、2泊別のホテルに宿泊しているが、宿泊料金を見ると、政務活動費において沖縄地区で充当できる上限額である13,300円で2泊とも同じ料金であることも疑問が残るところである。

このような疑問が生じていることから、果たして当該見積り内容が、社会通念上妥当な内容であったのか、再度内容の精査が必要と言える。

また、現在このような視察を行なう場合には、1社のみに見積りを依頼しているとのことであったが、今後は複数の業者から見積りを取り寄せる等を行い、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう努めるべきと思われる。

この件に関して、会派から以下のとおり説明があっている。

（会派説明）

今回の視察については、事前に旅行業者から見積もりを徴し、内容は妥当なもの判断し、決定したものである。宿泊代については、議員に手出しが出ないよう、充当上限額の範囲内で旅行代理店に選定をお願いしたに過ぎず、バス代についても、これまでの例から、特別高額だとは思わないが、今後は複数の業者の見積もりを取り寄せる等、見積もり内容について事前に適切な処理が必要と考える。

今後、社会通念上疑義が起らないよう対応していく。

(2)人件費（意見）

当該会派においては、常勤事務補助職員を 1 名雇用し、人件費支給額の全額を政務活動費として充当している。当該事務補助職員の業務内容等について、会派控室にて担当者にヒアリングを行った。

当該事務職員は、フルタイムで会派控室に 1 名で常勤しており、会派所属議員の様々な活動について補助業務を行っているとのことであり、完全に政務活動のみに従事しているのか疑問が残る。

このことから、当該事務職員の人件費を全額政務活動費として充当することには精査が必要であり、勤務実態に応じた適正な按分を検討すべきであると言える。

現在の運用指針においては、按分の上限が 1/2 となっているが、勤務時間等を勘案し、適正な額を按分充当するように検討を行うべきと考える。

この件に関して、会派から以下のとおり説明があっている。

（会派説明）

議員の様々な仕事というのは、議員の一般質問などのための資料収集や担当部局との意見交換の際の対応などを指しており、これらのことは会派として行なわせているものであり、政務活動費を充当することに問題はないと考える。

なお、政党活動については、党の長崎県連合会に職員がおり、会期中の議会活動に関する庶務は、公費で雇用しているアルバイトが行なうなど、基本的に政務活動費を充当している職員とは完全に分業している。

(3)事務費（結果）

当該会派においては、所属議員に利用させるために、ノート PC やタブレットを購入している。

今回、当該 PC 等の管理状況を確認したところ、ノート PC は会派控室から持ち出し禁止にしており、タブレットについては各議員が持ち出し利用しているとのことであったが、備品台帳等の作成・保管はしていないとのことであった。

改選等により、所有者・利用者の区分が曖昧になる恐れもあることから、会派で購入した備品類については、備品台帳等を作成し、管理を徹底させるべきと考える。

改革 21・新生ながさき

平成 23 年 4 月改選以降の変遷

平成 26 年 2 月：新生ながさきが合流し、改革 21・新生ながさきに

< 収支報告書内容一覧 >

会派名 改革 21・新生ながさき		(合流後)				
		H 23年度	H 24年度	H 25年度	H 25年度	計
収入		6,160,000	6,520,000	6,000,000	760,000	18,680,000
支出	調査研究費	957,525	2,328,980	26,870	0	3,313,375
	研修費	460,727	752,350	492,515	0	1,705,592
	広聴広報費			2,968,975	0	2,968,975
	要請陳情等活動費			0	0	0
	会議費	149,824	48,385	160	0	198,369
	資料作成費	114,106	0	2,887	0	116,993
	資料購入費	84,300	150,000	158,400	9,425	392,700
	広報費	454,515	653,520			1,108,035
	事務所費					0
	事務費	1,510,366	885,201	674,748	30,243	3,070,315
	人件費	1,746,641	1,746,248	1,774,156	47,834	5,267,045
	【支出計】	5,478,004	6,564,684	6,098,711	87,502	18,141,399
残余		681,996	0	0	672,498	681,996

(1)調査研究費（意見）

当該会派は、平成 24 年度において、次の海外視察を行なっている。

H25.3.26～29 3泊4日韓国（釜山、雪岳、ソウル）参加 11 名 2,191,235 円全額充当

< 行程表 >

3月26日 10:50 福岡空港発 昼食

午後 釜山博物館・射撃場火災現場視察

3月27日 午前中 釜山視察 昼食後列車にてソウルへ

午後 雪岳リゾート施設視察

3月28日 午前中 雪岳視察 車にてソウルへ到着後昼食

午後 自治体国際化協会ソウル事務所訪問
ハンファグループ本社訪問

3月29日 午前中 韓国旅行業協会訪問 視察後昼食
午後 観光後空港へ

当該視察において、上記内容中、下線部分の視察については詳細な視察報告書が添付されている。一方、分の視察については、何ら報告書が作成されていない。

調査研究活動として視察を行なった場合においては、その支出が適法であるか否かが判断できるような内容の視察報告書を作成するのが必須と言える。

政務活動費は公金であるとの意識を強く持ち、県政にいかに役立てることができるか、視察の成果について、広く情報公開を推進すべきと考える。

この件に関して、会派から以下のとおり説明があっている。

(会派説明)

行程表に記載されている「午前中、釜山視察」「午前中、雪岳視察」については、行程表を作成した旅行者が入れたもの。「昼食後、列車にてソウルへ」となっているが、たぶん「朝食」の誤りと思われ、実際には、業者作成の行程表に記載のとおり「ソウル到着後、昼食」となっている。行程表では、どちらも午前中となっているが移動時間も含まれており、「午前中、釜山視察」となっている3月27日は、9時20分釜山発の列車でソウルへ移動となっており、「午前中、雪岳視察」となっている3月28日もホテル9時発でソウルへの移動となっており、移動時間が2～3時間程度かかり、観光を行なっている時間はない。

また、最終日に「観光後空港へ」と記載されているのは、視察終了後、帰国便まで時間があつたため、その時間を利用して行なったものではあるが、飛行機の出発時間が18:40分であり、ソウルの出発時間が15:00であることから、実際に行動できる時間は限られており、今回の視察に占める時間としても社会通念上、認められる範囲ではないかと考える。

(2)人件費（意見）

当該会派においては、常勤事務補助職員を 1 名雇用し、人件費支給額の全額を政務活動費として充当している。当該事務補助職員の業務内容等について、会派控室にて担当者にヒアリングを行った。

当該事務職員は、フルタイムで会派控室に 1 名で常勤しており、会派所属議員の様々な活動について補助業務を行っているとのことであり、完全に政務活動のみに従事しているのか疑問が残る。

このことから、当該事務職員の人件費を全額政務活動費として充当することには精査が必要であり、勤務実態に応じた適正な按分を検討すべきであると言える。

現在の運用指針においては、按分の上限が 1/2 となっているが、勤務時間等を勘案し、適正な額を按分充当するように検討を行うべきと考える。

この件に関して、会派から以下のとおり説明があっている。

（会派説明）

当該事務補助員の会期中の人件費は公費により支給されており、政務活動費を充当しているのは、閉会中の 書類作成 政務活動費の処理・管理 議員会議の資料作成 県職員との連携 備品管理 電話・来客対応やメール対応 資料・情報の収集と整理 等々の会派・所属議員の政務活動に関する様々な業務である。

(3)事務費（結果）

当該会派においては、所属議員に利用させるために、タブレットを購入している。

今回、当該タブレットの管理状況を確認したところ、各議員が各自の責任の下に利用しているとのことであったが、備品台帳等の作成・保管はしていないとのことであった。

改選等により、所有者・利用者の区分が曖昧になる恐れもあることから、会派で購入した備品類については、備品台帳等を作成し、管理を徹底させるべきと考える。

旧新生ながさき（平成 26 年 2 月解散）

会派名 新生ながさき		H 23年度	H 24年度	H 25年度	計	
収入		1,320,000	960,000	440,000	2,720,000	
支出	調査研究費	676,400	619,580	0	1,295,980	
	研修費	362,400	224,290	317,300	903,990	
	広聴広報費			100,000	100,000	
	要請陳情等活動費			0	0	
	会議費	7,046	0	5,000	12,046	
	資料作成費	28,832	0	0	28,832	
	資料購入費	13,180	27,402	0	40,582	
	広報費	65,433	0		65,433	
	事務所費				0	
	事務費	260,454	15,679	74,368	350,501	
	人件費	0	0	0	0	
		【支出計】	1,413,745	886,951	496,668	2,797,364
	残余		0	73,049	0	73,049

(1)研修費（結果）

当時の新生ながさき会派において、平成 24 年 3 月 31 日付けにて、次の内容の収支報告書添付領収書があり、全額を研修費として充当している。

領収書	
	2012 年 3 月 31 日
新生ながさき 様	
¥ 1 2 0 , 0 0 0	
但 研修費として（8 月～3 月 @5,000×3 名×8 か月）	
上記正に領収しました	
長崎市江戸町 2 番 13 号	
<u>連立会派</u>	

当該領収書の内容を見ると、「新生ながさき」が研修費 120,000 円を「連立会派」に支払っていることになっており、「連立会派」が 120,000 円を受領したことになる。

そもそも当時、会派である「新生ながさき」自体が連立会派に入っており、領収書内容に不可解な点があると言える。

この件について、会派からの説明によると、当時、新生ながさき 3 名が、研修費として勉強会の費用負担分を連立会派の会計担当者へ毎月 5 千円を納めていたものを計上したとのことであった。

当該勉強会の開催にあたる費用（会議室代や講師代等）については、他の会派の政務調査費からの領収書からも、一部であるが確認でき、又、新生ながさき会派においても、2011 年 6 月 30 日付けの会議室代領収書（5,540 円）、2011 年 9 月 2 日の会議室料領収書（1,506 円）については、当該費用負担分から支払われているとの説明である。

また、その外にも連立会派を組む会派である改革 2 1（当時）などの書類から研修費に充当していると見られる金額が一部ではあるが、認められるとの申し出があった。

しかし、一部であっても、当該費用負担分から支払われている上記経費を充当することにより、費用負担分全額を 120,000 円充当すると、二重に充当したことになる。

これらのことから、逆に当該 120,000 円から勉強会等に使用したと考えられる経費を控除した残りについては、使途が判明しないと言うべきである。

以上により、再度内容について精査を行う必要があると考える。

この件に関して、会派から以下のとおり説明があっている。

（会派説明）

「当該領収書の内容を見ると、『新生ながさき』が研修費 120,000 円を『連立会派』に支払っていることになっており、『連立会派』が 120,000 円を受領したことになる。

そもそも当時、会派である『新生ながさき』自体が連立会派に入っており、領収書内容に不可解な点があると言える。」と述べているが、受領者は連立会派であり、管理者は連立会派の会計等の担当者である。ちなみに議員ではない。なぜ受領者が連立会派だと不可解なのか。事実として連立会派に納めているので、どう書けばいいのか理解に苦しむ。

新生ながさきは間違いなく支払っていること、そしてその払い先は連立会派であること、これ以上でも以下でもない。領収書記載の期間が 2011 年 8 月からなのは、同年 6 月に連立会派が結成され、7 月に毎月まとめて払う形にした方が一回一回支払う必要がないと判断したからである。連立会派とは、県政史上初のことでもあったので、政策のすり合わせや今後の政策課題や議会改革等について、たびたび勉強会を重ねた。6～7 月には、そのつど会議室費や資料費等を支払っており、大変手間がかかったため、今後は勉強会の開催経費をまとめて連立会派の会計から出して欲しいと依頼し、この形となった。そして、それを年度末に政務調査費として請求したものである。

「当該勉強会の開催にあたる費用（会議室代や講師代等）については、他の会派の政務調査費からの領収書からも、一部であるが確認でき、又、新生ながさき会派においても、2011 年 6 月 30 日付けの会議室代領収書（5,540 円）、2011 年 9 月 2 日の会議室料領収書（1,506 円）については、当該費用負担分から支払われているとの説明である。しか

し、一部であっても、当該費用負担分から支払われている上記経費を充当することにより、費用負担分全額を 120,000 円充当すると、二重に充当したことになる。また、逆に当該 120,000 円から勉強会に使用した上記経費を控除した残りについては、使途が判明しないとすべきである。」

この中の間違いは、「6月30日付け～」の箇所である。この会議室代領収書は当該費用負担分から支払われていない。なぜなら、この領収書は6月付けであり、当該領収書の研修費の徴収は8月からである。

改革21の政務活動報告書から確認できる(もちろん自由民主党からも確認できる)が、3会派のそれぞれの会議室代負担金は明記されている。それによると、新生ながさきの会議室代は、6月が5,540円、7月が4,000円、8月～10月が6,202円(注1,506円()+4,696円)、11月～2月が6,990円となっている。この中で当該領収書の研修費が該当するのは8月分からである。

そこで、確かに9月2日付けの領収書(1,506円())が重なっている。これも改革21の政務活動報告書から確認できるが、勉強会は原則 ホテルでしていたものの、イレギュラーで に行ったため、この分だけ独立して領収書が存在し、貼付していたものを当時の担当者が破棄し忘れたものと思われる。一方では、7月分の4,000円の領収書は破棄しており、計上せずに請求漏れしている。この請求漏れしている7月分と9月付け領収書の破棄を間違ったと思われる。

最後に、「勉強会に使用した上記経費を控除した残りについては、使途が判明しないとすべきである。」という点だが、確かに領収書は勉強会における会議室代しか見つからない。講師代や講師を含んだ懇親会費の領収書があると思われるが、見つからないことを重く受け止めたい。

県政改革県民の会（平成 26 年 2 月解散）

< 収支報告書内容一覧 >

会派名 県政改革県民の会		H23年度	H24年度	H24年度	H25年度	計
収入		2,600,000	400,000	2,320,000	1,800,000	4,120,000
支出	調査研究費	2,130,000	0	1,913,500	825,535	2,739,035
	研修費	0	0	0	0	0
	広聴広報費				500,000	500,000
	要請陳情等活動費				0	0
	会議費	176,443	0	127,490	0	127,490
	資料作成費	0	0	0	0	0
	資料購入費	135,946	0	0	0	0
	広報費	0	0	0		0
	事務所費					0
	事務費	156,408	389,122	289,817	523,435	813,252
	人件費	0	0	0	0	0
	【支出計】	2,598,797	389,122	2,330,807	1,848,970	4,179,777
残余		1,203	10,878	0	0	0

(1)調査研究費（意見）

当該会派においては、次の海外視察を行なっている。

H24.3.19～24 インド行政・学校訪問と世界遺産視察 5泊6日 2,130,000円

H25.2.3～9 香港・マカオ・台湾世界遺産視察 6泊7日 1,913,500円

上記の海外視察の行程表を確認すると、あまりにも時間的余裕があり、概ね半分の時間は視察に充てられていない可能性が考えられる。

この件について、会派から以下のとおり説明があっている

（会派説明）

視察について時間的余裕があるとの指摘ですが、インドにおいては道路事情が非常に悪く、日本では考えられないような道路事情であります。距離的には200キロとか300キロといった程度ですが、長崎から福岡まで高速を使わないで走るような感じで、その上に道路事情が非常に悪く、州を変わるときに州税の支払があり、ここでも待たされてきました。日本のようにサービスエリアはあまりなく、トイレひとつ探すのも大変な状況でした。ガイドは平気で青空トイレを使ってくださいといったことで、移動に要

する時間は日本で考えられるような状況ではありませんでした。

日程表では、余裕のあるように見えるのですが、現地の状況を日本の現状に照らされると、説明では納得を得られないと考えています、昼食にしても、わが国での慣行とは違って、思うように料理が出てこなかったところもあり、郷に入っては従うしかないといったあきらめの気持ちでした。

世界遺産の取り組みにおいても、それぞれの文化遺産によっては軍隊の管理下に置かれているものもあり、世界遺産の取り組みについて非常に参考になることが多く、視察の目的に沿うように日程を消化したのと考えています。特に仲間の一人は場所によっては車椅子の使用をしなければならず、仲間で荷物も持ちながら、車椅子を押すこともあわせ、それぞれの乗り換え場所における移動に時間を要したことも報告させていただきます。

(2)事務費（結果）

当該会派において、会派解散直前の平成 26 年 2 月 3 日において、デジタルカメラ 4 台を 263,760 円で購入し、その全額を充当している。全額充当の根拠もないが、解散後の管理状況も不明である。

現在の使用状況を確認する必要もあると考えるが、会派が解散した場合の備品管理について明確なルールを定め、制度作りを検討すべきと考える。

第 3 . 費用弁償について

費用弁償の法的根拠

地方公共団体における議会の議員に対する費用弁償等に関しては、地方自治法第 203 条において次のように定められている。

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

当該自治法に基づき、長崎県においては、議員に対する費用弁償について、「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」を定めており、当該条例第 5 条において「公務旅費」、同第 6 条において「応招旅費」を規定している。

(公務旅費)

第 5 条 議員が公務のため旅行したとき（次条第 1 項の会議等に出席するため旅行したときを除く。）は、その旅行について、費用弁償として旅費（以下「公務旅費」という。）を支給する。

2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行における日当は旅行諸費とし、旅行諸費及び車賃の額については、長崎県職員の旅費に関する条例（昭和 2 9 年長崎県条例第 4 7 号）の規定を準用する。

3 公務旅費は、議員の住所地を起点として計算する。ただし、公務上の滞在地から旅行する場合は、その地を起点として計算する。

4 県庁から旅行した場合又は県庁での公務の場合における、議員の住所地から県庁までの公務旅費は、あらかじめ議長が合理的と認めた経路及び方法により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、この経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

(応招旅費)

第 6 条 議員が招集に応じ、議会の会議、委員会及び協議等の場（長崎県議会会議規則（昭和 3 8 年長崎県議会規則第 1 号）第 1 1 5 条の規定により設けられた協議等の場をいう。）（以下「会議等」という。）に出席するため旅行したときは、その旅行について、費用弁償

として旅費（以下「応招旅費」という。）を支給する。

2 応招旅費の額については、前条第2項に定める公務旅費の額に準じる。ただし、宿泊料及び旅行諸費については、次のとおりとする。

(1) 宿泊料については、宿泊1日につき8,200円の範囲内で、議長が別に定める額を支給する。ただし、やむを得ない事情により、この範囲内で宿泊することができない場合は、宿泊1日につき13,300円の範囲内で現に宿泊に要した額を支給することができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、住所地から県庁までの距離が100キロメートル以上であり、かつ、住所地が離島地区（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第2項の規定により離島振興対策実施地域として公示された地区）の議員（以下「離島議員」という。）に対する宿泊料については、宿泊1日につき10,000円を支給する。

(3) 会議等に出席した日は、旅行諸費に代えて、公務諸費を支給するものとし、公務諸費の額は1日につき3,000円とする。ただし、議員が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行中に負担した有料道路利用料については、公務諸費の額として加えることができる。

3 応招旅費のうち宿泊料については、住所地から県庁までの距離が50キロメートル以上である議員に対し、旅行の行程に必要であると認められる次の各号のいずれかに該当し、かつ実際に宿泊した場合に限り支給する。

(1) 翌日も連続して会議等が開催される日

(2) 離島議員の場合で、知事提出の議案（決算認定に係る議案を除く。）が会議に上程された日から、当該議案が議決される日の前日までの間（会議等が開催されない休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日）、日曜日、土曜日、議案調査日及び議事整理日を含む。）で議長があらかじめ指定する日

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議等開催日の前日及び会議等開催日において、議長が必要と認める場合

4 前項第2号において、議員が帰宅した場合は、帰宅に要する旅費を支給する。

5 第3項に掲げるもののほか、天災その他やむを得ない事情により議長が特に必要と認める場合は、宿泊料を支給する。

6 前条第3項及び第4項の規定は、応招旅費についても準用する。

なお、当該条例については、「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する取扱要綱」を定め、運用に当たっており、また、特に海外視察研修に関しては、「議員の海外研修視察に関する派遣要綱」を定めている。

費用弁償の見直しについて

長崎県においては、平成 24 年度から導入した通年議会に合わせて、費用弁償の見直しを進め、平成 24 年 4 月 1 日に「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正を行っている。改正の内容は次のとおり。

費用弁償の見直し概要について

1. 改正の主旨

通年議会の実施に伴う会議日数の増等に伴い、会議等に出席するための旅費（応招旅費）の見直しを行うもの

2. 改正の概要

<改正前>

- 支給形態：公務諸費＋交通費、宿泊料
 - 公務諸費：会議出席 1 日につき 5, 0 0 0 円
 - 交通費
 - ・公共交通機関を利用する場合：その運賃額
 - ・自家用車を使用する場合：車賃 2 5 円／km＋有料道路利用料
 - 宿泊料：1 泊定額 1 3, 3 0 0 円
 - ・住所地から県庁までの距離が 5 0 km 以上である議員が、旅行行程上、必要と認められる場合で、かつ実際に宿泊した場合に支給（宿泊証明の提出が必要）
- <住所地から県庁までの距離が 5 0 Km 以上である議員>
- ・実際に宿泊した場合に限る。（宿泊証明又は宿泊届が必要）

<改正後>

- 支給形態：公務諸費＋交通費、宿泊料
- 公務諸費：会議出席 1 日につき 3, 0 0 0 円
- 交通費
 - ・公共交通機関を利用する場合：その運賃額
 - ・自家用車を使用する場合：車賃 2 5 円／km＋有料道路利用料
- 宿泊料
 - <住所地から県庁までの距離が 5 0 km 以上である議員>
 - ・有料宿泊施設に宿泊した場合：8, 2 0 0 円を上限として実費額
 - ・有料宿泊施設以外を借上げている場合：1 泊定額 8, 2 0 0 円
 - <離島議員>
 - ・1 泊定額 1 0, 0 0 0 円

3. 施行日

- 平成 2 4 年 4 月 1 日

監査結果及び意見

1. 海外研修視察承認申請書の記載について（意見）

海外研修視察については、「議員の海外研修視察に関する派遣要綱」第4条（旅行承認申請書の提出）において、「議員が、海外研修視察をする場合は、目的、計画及び内容を明確に記載した海外研修視察承認申請書を議長に提出し、承認を得るものとする。」とある。

また、「海外研修視察承認申請書」については、「1.旅行期間」、「2.旅行先」、「3.旅行目的及び期待される効果 研修、視察の目的、内容及び期待される効果（具体的に）」の3点を記載する様式となっており、見積書の添付が求められている。

ここで、平成25年8月19日から22日にかけて行われた韓国への視察の「海外研修視察承認申請書」の「3.旅行目的及び期待される効果」に明確に記載されている目的は、「新釜山港の開発状況視察、物流港の計画について調査」であり、その他については「等」と記載されている。

「海外研修視察承認申請書」の記載は、新釜山港の開発状況視察、物流港の計画等について調査「等」であり、「2.旅行先」としても「韓国（釜山、済州島、光州）」と書かれている上に、訪問先名の分かる日程表も添付されているため、他の視察先も明示されている。また、調査報告書によると、他の視察先についても一定の成果はあったものと推察される。

しかしながら、「海外研修視察承認申請書」は、「議員の海外研修視察に関する派遣要綱」に定める旅行の趣旨に合致するかどうかを判断する根拠として提出させるものであり、視察の目的、内容及び期待される効果について、明確に記載される必要がある。

今後は旅行行程や訪問先と共に、目的及び期待される効果についても申請書に可能な限り詳細に記載した上で、申請・承認が行われることが望まれる。

派遣期間	派遣先	目的
H25.8.19 ～ 8.22 (4日間)	韓国	・新釜山港の開発状況視察、物流港の計画等について調査等

2．海外研修視察の相見積りについて（意見）

海外研修視察については、計画から実際の視察に至るまですべて議員が自ら取り仕切るものであり、議員が旅行会社を自主的に手配している。議長の承認を得るための「海外研修視察承認申請書」の提出の際、旅費の算定を行う目的のため、見積書の添付を求めているが、現状複数の業者から見積書を徴取しての検討はなされていない。

予算の執行においては、経済的・効率的な執行がなされることが求められる。公費のより効率的な執行を図るために、複数の旅行業者から見積書を徴取させるなど、最大の効果を最少の経費で挙げられる制度となるような検討が望まれる。

3．海外研修視察報告書の記載について

海外研修視察については、「議員の海外研修視察に関する派遣要綱」第7条（報告書の提出）において、「議員は、研修及び視察についての報告書を帰国後1ヶ月以内に議長に提出しなければならない。また、議長は、その提出があったものについて、議会に報告するものとする。」として、報告書の提出を求めている。

当該報告書を閲覧したところ、以下の視察について報告書の記載内容が十分でないものが見受けられた。

(1)平成23年7月26日～フィリピン視察（意見）

平成23年7月26日から29日にかけて行われたフィリピンへの視察について、商業・経済の中心地（マカティ地区）への視察が行われているが、その点につき報告書への記載がなされていない。

視察した議員の説明によると、「当該マカティ地区はマニラ首都圏の副都心と言われており、経済発展するフィリピンの新しい姿を視察するためにコースに組み入れたが、個別の企業にアポイントを取ることが困難で、また時間の制約もあったことから、大半は車窓から街並みや高層ビル群の視察を行なった。」との事であった。

確かに、時間的な制約等により予定していた内容の視察ができない場合も考えられるが、そのような場合においても、実際に視察した証拠として報告書の記載を行うようにすべきと思われる。

(2)平成25年7月16日～シンガポール視察（意見）

平成25年7月16日から19日にかけて行われたシンガポールへの視察については、展示内容の説明部分が、報告書の中での位置付けは低いと考えられるが、日本語として意味を成さない箇所がある。また、視察先によっては報告内容が簡便な部分もあった。

報告書については、視察内容が視察の目的に適ったものであったかを議長へ報告する手段であると考えられる。当該観点からも、報告書においては、現地で受けた説明やそこから学んだ内容を、可能な限り本県との関係に照らして記載する等、今後報告内容に関して一定の目安を設け、詳細かつ丁寧に記載するよう検討すべきである。

(3)平成 26 年 3 月 29 日～ドイツ、オーストリア視察（結果）

平成 26 年 3 月 29 日から 4 月 5 日にかけて行われたドイツ、オーストリアへの視察については、世界遺産（ヴィース教会、ノイシュバンシュタイン城、ザルツブルグ市内、ウィーン市内）への視察が、2 つある視察目的の 1 つとされており、数日間に渡って行われているにも関わらず、その点につき報告書への記載がなされていない。

視察した議員の説明によると、「世界遺産となっている教会をはじめとした歴史的建造物を視察することができ、長崎の将来を考えるにあたって大変有意義であった。なお、報告書については、世界遺産の視察部分の記載が漏れており、不十分であったことは反省し、今後はこのようなことのないように改めていきたい。」とのことであった。

当該視察については、「海外研修視察承認申請書」において視察した議員が自ら視察目的として申請していることから鑑みると、当然に報告書により視察内容の報告がなされるべきである。チェック体制を強化するなど、今後このようなことがないようにすべきである。

派遣期間	派遣先	目的
H23.7.26 ～7.29 (4日間)	フィリピン	・海外援助活動（机・椅子の寄付：佐世保市、平戸市、大村市、西海市、各教育委員会及び県関係機関関与）、現地小中学校落成式式典等出席、日本人学校、視察等
H25.7.16 ～7.19 (4日間)	シンガポール	・長崎市の臨港部・都心部再整備を推進するための先進事例の調査・研修
H26.3.29 ～4.5 (8日間)	ドイツ、 オーストリア	・ドイツ・オーストリア林業・再生エネルギーと世界遺産視察（長崎県林業振興の為、世界遺産の取り組み状況）

4．海外研修視察、委員会現地調査の報告の情報開示について（意見）

視察報告の情報開示について、「議員の海外研修視察に関する派遣要綱」に基づき作成されている海外研修視察の具体的な報告書は、情報公開制度の手続きを踏めば閲覧できるものの、県議会のホームページ上等で積極的に開示されている訳ではない。ホームページ上には、目的、派遣期間、派遣先、派遣議員名を簡潔に記載した報告書が掲載されている。また、委員会の県外・県内現地調査については、目的、日時、調査先、出席委員、概要が県議会ホームページ上に簡潔に掲載されている。

視察・調査の成果に関しては、最終的には議員・委員会活動への反映を通して、住民の福祉の増進につながるものである。よって、現地で見聞した内容を積極的に開示するしくみとすることで、県民と広く情報を共有できることとなるため、より一層の住民の福祉の増進につながるものと考えられる。

海外研修視察の廃止などを行っている地方公共団体もある中で、視察を継続してきたその意義を十分に認識し、具体的な海外研修視察報告書をホームページ上に掲載したり、委員会現地調査の報告内容を充実させたりする等、率先した取り組みが行われることを期待したい。

5．費用弁償の支給方法について（意見）

議員に対する費用弁償の支給方法は、現金払いと口座振替払いの選択制となっており、現金払いと口座振替払いが混在している。

ここで、現金払いと口座振替払いとを比較すると、一般的に、現金払いは、現金を扱うこととなるため、紛失等が生じるリスクがあり、また、支給事務も煩雑になる傾向にある。一方で、口座振替払いは、現金を扱わず、取引の証跡も残るため、紛失等が生じるリスクが低く、また、支給事務も簡便になる傾向にある。したがって、現金を扱うことによる紛失等の事故防止と支給事務の簡素化による事務コストの削減とを期待して、口座振替への支給方法の統一が、一般に広く導入されているところである。

紛失等の事故防止及び事務コストの削減の観点から、支給事務の現状について、議会事務局に確認したところ、紛失等の事故防止の点に異論はなく、現金払いの場合は、現金の準備ができてから各議員へ渡すまでの間、現金を保管する必要があるとのことであった。

また、口座振替へ支給方法を統一した場合の事務コストの削減効果については、支給方法を統一した方が確かに事務コストの削減につながると見込まれるケースもあるとのことであった。現在、すでに口座振替が行われており、議員数も40名超にわたることを考慮す

ると、口座振替への統一が事務コストの削減につながる可能性は高いものと考えられる。

現金を扱うことによる紛失等の事故防止の観点と、事務コストの削減とを勘案すると、口座振替が望ましいと言える。したがって、費用弁償の支給方法について見直しを検討する必要があると考えられる。

6．一定の要件に該当する議員に対する応招旅費（宿泊料）について（意見）

平成 24 年 4 月 1 日の応招旅費の見直しにより、住所地から県庁までの距離が 50 キロメートル以上ある議員において、会議等に出席のため自ら借り上げている有料宿泊施設以外の宿舎等に宿泊したときの宿泊料が 1 泊定額 13,300 円から 8,200 円（離島議員は 10,000 円）へと引き下げられた。

自ら借り上げている有料宿泊施設以外の宿舎等とは、他者から賃借した住宅を指すものである。

当該宿泊料の支給は、議員が宿泊した旨を記載した書類に基づいて行われており、宿泊施設の利用という役務の提供の対価として支払ったことに対する費用弁償とは違う性質のものであると言える。

有料宿泊施設を利用した場合には、原則宿泊 1 日につき 8,200 円以内の実費精算払いであることを鑑みると、例えば他者から賃借した住宅等である場合に、賃借料及び諸経費等から、1 日当りの負担額を算定し宿泊料を計算することにより実費払いと同様の効果が得られ公平性が担保されることが考えられる。

平成 24 年 4 月 1 日の見直しにかかる宿泊料定額の引き下げについては、県議会・県政改革特別委員会で十分に議論され改善されたものである。しかし、費用弁償の趣旨は、あくまで実費弁償であるとの意識の下、公平性が担保される仕組みが望ましいと言える。

第3章 議会の議決に付すべき契約等の検証について

議会の議決に付すべき契約等の法的根拠

普通地方公共団体においては、地方自治法第96条により、その権限の内容として、議会が議決すべき事項を特定している。

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- (15) その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる

当該地方自治法の要請により、長崎県においては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」を定めている。

なお、当該条例は下記の全3条から構成されている。

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」

（趣旨）

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

今回の監査に当っては、当該条例に規定する契約及び財産の取得又は処分及び、地方自治法第96条第1項第6号に定める財産の無償譲渡（以下、「議会の議決に付すべき契約等」と言う。）について検証を行った。

監査の視点としては、契約等の事務自体のみならず、議会への説明責任も着眼点としている。

なお、議会における契約議案の審議についての説明責任に関しては、法務相談事例集における次の質疑応答を参考資料としている。

（質問）議会における契約議案の審議はどのような点についてなされるべきか。

（回答）

（1）法令の規定

予定価格が条例で定める額以上の工事又は製造の請負契約については、その締結前に議会の議決を得ることとされています。（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2、別表第3）

ここで、「条例で定める契約は、議決をまっしてはじめて正規に締結されうることとなる

のであるが、相手方も契約内容も特定されていなければならないので、執行機関においてあらかじめ相手方との仮契約を締結しておくことになろう」とされています（逐条地方自治法・第3次改訂版（学陽書房）329p）。

なお、地方公営企業の業務に関する契約の締結については、企業としての迅速な意思決定の必要性和企業経営の専門職としての管理者の判断の尊重という観点から、地方公営企業法第40条第1項により地方自治法第96条第1項第5号の適用から除外されているところです。

(2)議会の審議

行政実例は「議案には工事請負契約書を添付する必要は別はない」、「契約の目的、方法、相手方等を明記すればよい」としており（昭和25年12月6日自行発代319号佐世保市議会事務局長宛・行政課長回答）したがって「議会は契約の内容そのものについて細部にわたる審査をするのではなく、このような基本的な事項について、その適否を判断すればよく、また、判断の対象はそれらに限られることとなる」と解され、具体的には次のように説明されています（自治体契約ゼミナール（ぎょうせい）2894p以下）。

契約の目的

歳入歳出予算及びその提案にあわせて提出された事項別明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書等、あるいは予算案等の審議の経過、予算成立後の事情の変化等に照らし、正当なものであるか否かを基準として判断する。

契約の方法

当該契約の相手方及び金額を決定する方法が妥当であったか否かがポイントとなる。

契約の金額

請負代金としてその金額が妥当か否かが判断される（単に金額が高すぎるだけでなく、安すぎることも問題となる）。

契約の相手方

相手方の技術力、資力、信用等が審議の対象となる。

以上により、議会審議時においては、上記～及びその他の重要事項について十分に説明を行ったかがポイントになると考えられる。

監査対象とした議会の議決に付すべき契約等

今回、監査の対象としたのは、平成23年度から平成25年度までにおける議会の議決に付すべき契約等であり、内容は次の一覧表のとおりである。

当該契約等の内、疑義が生じたものに対して において監査結果及び意見を述べている。

整理番号	対象課(室)名	議案番号	議案提出日	件名
1	道路建設課	第95号議案	平成23年6月27日 提出	一般国道251号橋梁整備工事(有明川橋上部工)
2	港湾課	第113号議案	平成23年9月9日 提出	巖原港社会資本総合整備交付金工事(橋梁上部工) 一部変更
3	漁業取締室	第114号議案	平成23年9月9日 提出	長崎県漁業取締船建造工事
4	教育環境整備課	第133号議案	平成23年11月25日 提出	旧松浦東高等学校 財産の処分
5	都市計画課	第137号議案	平成23年11月25日 提出	浦上川線仮橋鋼材 財産の処分
6	道路建設課	第139号議案	平成23年11月25日 提出	一般国道202号橋梁整備工事(雪川橋上部工)
7	都市計画課	第54号議案	平成24年2月21日 提出	長崎県立総合運動公園新陸上競技場新築工事(1工区) 一部変更
8	都市計画課	第55号議案	平成24年2月21日 提出	長崎県立総合運動公園新陸上競技場新築工事(2工区) 一部変更
9	道路建設課	第56号議案	平成24年2月21日 提出	一般県道諫早外環状線道路改良工事((仮称)1号トンネル)
10	道路建設課	第57号議案	平成24年2月21日 提出	一般国道207号改良事業に伴う道路改良工事
11	道路建設課	第58号議案	平成24年2月21日 提出	一般国道251号橋梁整備工事
12	農村整備課	第64号議案	平成24年2月21日 提出	田尻地区東排水機製作据付工事
13	教育環境整備課	第102号議案	平成24年8月29日 提出	旧長崎南商業高等学校 財産の処分
14	道路建設課	第103号議案	平成24年8月29日 提出	主要地方道野母崎宿線道路改良工事
15	道路建設課	第104号議案	平成24年8月29日 提出	主要地方道棧原小茂田線道路改良工事
16	道路建設課	第41号議案	平成25年2月18日 提出	主要地方道佐世保吉井松浦線橋梁整備工事(吉井1号橋上部工)
17	道路建設課	第42号議案	平成25年2月18日 提出	主要地方道野母崎宿線道路改良工事((仮称)茂木トンネル)
18	道路建設課	第43号議案	平成25年2月18日 提出	一般県道諫早外環状線道路改良工事((仮称)3号トンネル)
19	道路建設課	第44号議案	平成25年2月18日 提出	一般県道唐崎岬線道路改良工事(ハトラキトンネル)
20	港湾課	第90号議案	平成25年6月5日 提出	長崎港防災安全対策工事(3工区)
21	港湾課	第91号議案	平成25年6月5日 提出	ストラドルキャリア取得
22	道路建設課	第106号議案	平成25年9月5日 提出	一般国道382号道路改良工事
23	道路建設課	第136号議案	平成25年11月21日 提出	一般県道諫早外環状線道路改良工事
24	医療人材対策室	第207号議案	平成26年3月4日 提出	看護研究研修センター(仮称)等新築工事
25	教育環境整備課	第208号議案	平成26年3月4日 提出	長崎県立鶴南特別支援学校五島分教室の校舎取得
26	道路建設課	第209号議案	平成26年3月4日 提出	一般県道諫早外環状線道路改良工事((仮称)2号トンネル)
27	砂防課	第211号議案	平成26年3月4日 提出	立岩地区地すべり対策工事
28	道路建設課	第135号議案	平成23年11月25日 提出	主要地方道有川新魚目線道路改良工事((仮称)広瀬トンネル)

監査結果及び意見

整理番号 1 . 一般国道 251 号橋梁整備工事（有明川橋上部工）

1 . 議案概要

議案番号	第 95 号議案 平成 23 年 6 月 27 日提出
工事名	一般国道 251 号橋梁整備工事（有明川橋上部工）
工事場所	雲仙市愛野町～諫早市森山町
工事内容	延長 212.0(212.0)メートル 幅員 7.0(12.0)メートル 橋梁上部工製作・架設工（鋼 3 径間連続鋼床版箱桁橋） 工場製作工 1,314 トン 架設工 1 式（クレーンベント架設）
相手方	株式会社大島造船所
契約金額	1,168,650,000 円
契約の方法	制限付一般競争入札 総合評価方式（簡易型）
所管部署	道路建設課

2 . 概要

島原地域と諫早地域を短時間で連絡する地域高規格道路である島原道路の一部を構成する国道 251 号（愛野森山バイパス）の有明川橋上部工である。愛野森山バイパスは、雲仙市愛野町甲から諫早市森山町田尻を事業区間とし、延長 1.8 km である。

総合評価落札方式（簡易型）の概要

総合評価落札方式とは、施工部分に技術提案を求め、その提案に対して価格のみならず技術や品質を加えた総合評価により落札者を決定する方式である。

総合評価落札方式（簡易型）により建設工事の入札を実施する場合の事務処理については、「長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領」、「長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領別紙総合評価落札方式（簡易型）契約書約定事項」、「長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針」、「総合評価落札方式（簡易型）落札者決定基準および様式」等により定められている。

以下、評価基準等に係る部分の抜粋である。

「長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領」

10 総合評価及び落札者決定の方法並びに総合評価の基準 別添「総合評価落札方式（簡易型）落札者決定基準（標準例）」を参考に、3 に定める学
--

識経験を有する者の意見を聴取した上で定めるものとする。

「長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針」

4 評価基準

- (1) 評価基準は、企業の技術力に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下、「評価項目等」という。）とする。
- (2) 評価基準は、入札公告において明らかにするものとする。
- (3) 評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- (4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない企業の技術力は評価しないものとする。
- (5) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。必要に応じ、入札前に技術資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札公告において明らかにするものとする。
- (6) 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。

「総合評価落札方式（簡易型）落札者決定基準」

2. 落札者決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、次の(1)～(2)の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者決定者とする。

- (1) 入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内であること。
- (2) 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方法により算定する。

(1) 評価値の算出式

$$\text{評価値} = [(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}] \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値の端数処理は行わないこと。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

(2) 標準点と加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とし、加算点の満点は20点とする。

(3) 加算点の算出式

加算点は、「(4) 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出式により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値}$$

(4) 評価の基準

別表のとおり。

別表 評価の基準（標準例） 【一般土木工事・簡易型】

評価項目	評価内容	配点例	評価基準
技術提案 (略)	配置予定技術者の能力 (略)		
企業の施工能力 (略)			

評価の基準（標準例）の推移

平成 22 年 4 月 1 日適用分から平成 26 年 4 月 1 日適用分における評価項目、評価基準、配点例の推移は、以下に示すとおりである。

概ね変更はないが、企業の施工能力に関する評価項目「管内の施工実績」、「安全管理の状況」、「下請け次数の制限」については、次のとおり変更されている。

「管内の施工実績」については、平成 22 年 4 月 1 日適用分は 2 段階評価（5 件以上、5 件未満）であったが、平成 22 年 10 月 1 日適用分から 3 段階評価（5 件以上、3 件以上 5 件未満、3 件未満）となっている。

「安全管理の状況」については、平成 25 年 4 月 1 日適用分から削除されている。

「下請け次数の制限」については、公共工事の品質確保のため、元請下請け関係の適正化を図り、過度な重層下請けによる下位専門業者へのしわ寄せを改善するため、平成 25 年 7 月 1 日適用分から新設されている。

また、平成 26 年 4 月 1 日適用分からは、技術提案を 8 項目化するとともに評価内容に対する着目点の導入を行っている。

技術提案(加算合計 4点) H25.7.1 ~
簡易な施工計画(加算合計 4点) ~H25.6.30

配置予定技術者の能力(加算合計 6点)

評価項目	評価基準	適用日							
		H26.4.1	H25.7.1	H25.4.1	H24.8.1	H23.4.1	H22.10.1	H22.4.1	
配置予定技術者の施工実績	同種工事	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	類似工事	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
	実績なし	0	0	0	0	0	0	0	0
配置予定技術者の工事成績評定	80点以上	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
	75点以上80点未満	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73
	70点以上75点未満	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
	65点以上70点未満	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58
	65点未満または工事成績評定なし	0	0	0	0	0	0	0	0
表彰(優秀現場技術者)	知事表彰または部長表彰	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	機関長表彰	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35
	なし	0	0	0	0	0	0	0	0
配置予定技術者の資格A	1級取得後5年以上又は技術士3カ月以上	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	1級取得後3年以上5年未満	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13
	1級取得後3カ月以上3年未満	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
配置予定技術者の資格B	あり								
	なし								

企業の施工能力(加算合計 10点)

評価項目	評価基準	適用日							
		H26.4.1	H25.7.1	H25.4.1	H24.8.1	H23.4.1	H22.10.1	H22.4.1	
企業の施工実績	同種工事	1.6	1.6	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
	類似工事	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	なし	0	0	0	0	0	0	0	0
工事成績の評定	80点以上	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	75点以上80点未満	0.53	0.53	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	70点以上75点未満	0.35	0.35	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	65点以上70点未満	0.18	0.18	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	65点未満または工事成績評定なし	0	0	0	0	0	0	0	0
施工実績件数 (土木一般工事、舗装工事以外は、())	10件以上(2件以上)	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	8件以上10件未満(削除)	0.53	0.53	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	6件以上8件未満(1件)	0.35	0.35	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	4件以上6件未満(削除)	0.18	0.18	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	4件未満(実績なし)	0	0	0	0	0	0	0	0
優秀工事表彰	知事表彰または部長表彰	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	機関長表彰	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
	なし	0	0	0	0	0	0	0	0
年間受注高の状況 (土木一般工事のみ対象)	比率0.25未満	0.9	0.9	1	1	1	1	1	1
	比率0.25以上0.5未満	0.68	0.68	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
	比率0.5以上0.75未満	0.45	0.45	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	比率0.75以上1.0未満	0.23	0.23	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	比率1.0以上1.25未満	0	0	0	0	0	0	0	0
継続的専門能力啓発システム (CPDS)	比率1.25以上1.5未満	-0.45	-0.45	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5
	比率1.5以上	-0.9	-0.9	-1	-1	-1	-1	-1	-1
	100ユニット以上	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
基幹技術者の配置	100ユニット未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	配置する	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
地域 精 通 度	配置しない	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	1.2	1.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
	管内にまたる営業所あり	1.2	1.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
	管内に特認営業所あり	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	なし	0	0	0	0	0	0	0	0
地域 貢 献 度	管内の施工実績	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	5件の施工実績あり	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	3件以上5件未満の施工実績あり(H22.4.1 N/A)	0.6	0.6	0.65	0.65	0.65	0.65	-	-
3件未満の施工実績(H22.4.1 5件未満の施工実績)	0	0	0	0	0	0	0	0	
社会貢献活動の実績A	活動実績あり	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	活動実績なし	0	0	0	0	0	0	0	0
社会貢献活動の実績B	いずれか該当あり	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	なし	0	0	0	0	0	0	0	0
労働賃金の支払い	誓約する	0.9	0.9	1	1	1	1	1	1
	誓約しない	0	0	0	0	0	0	0	0
従業員数	30人以上	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	10人以上30人未満	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	10人未満	0	0	0	0	0	0	0	0
下請け次数の制限	誓約する	0.9	0.9						
	誓約しない	0	0						
安全管理の状況	なし					0	0	0	0
	あり					-1	-1	-1	-1

3. 監査結果及び意見

(1) 公平性・競争性の確保について（意見）

当該工事の競争参加資格要件として、営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件や同種工事の施工実績に関する条件が、下記のとおり付されている。

営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	九州内に営業所を有する者で、鋼構造物工事業のうち、鋼橋上部工事に係る総合数値等が 1,100 点以上であること。
同種工事の施工実績に関する条件	平成 7 年度から平成 21 年度に完成した公共工事の元請けとして、次のいずれかの施工実績があること。 単体又は共同企業体の代表構成員としては、鋼道路橋（2 車線以上）の製作及び架設工事の施工実績。 共同企業体のその他構成員としては、鋼道路橋（2 車線以上）の製作及び架設工事について 2 回以上の施工実績。

この条件を満たす長崎県内の業者は、現在では株式会社大島造船所の 1 者のみである。かつては、他に、三菱重工業株式会社、佐世保重工業株式会社、辻産業株式会社が該当していたが、現在この 3 者は鋼橋工事を行っていない。なお、九州内では見込対象数は 20 数者となる。

このため、当該工事の競争参加資格要件として、営業所等の所在地を県内に限定せず、九州内に営業所を有する者にまで広げている。これは、複数業者が参加することで、公平性・競争性を確保しようとする趣旨であり、妥当な判断であるといえる。

一方、当該工事の評価の基準（評価項目、評価内容、配点）を見ると、地域精通度や地域貢献度に関する評価項目があるなど、県内業者のみが該当すると思われる評価項目が見受けられる。

地域精通度や地域貢献度等に関する評価項目は、県内（管内）業者が複数参加できる場合に、県内（管内）業者間において差別化を図るための評価項目である。

当該工事の入札結果一覧及び総合評価落札方式評価表（簡易型）は、下記のとおりである。価格は C 社が最も低かったが、加算点が最も高かった大島造船所が、評価値が最も高くなり、落札となっている。

入札結果一覧表

商号又は名称	第1回	標準点	加算点	評価値	結果
株式会社大島造船所	¥1,113,000,000	100.000	18.050	10.606	落札
B社	¥1,120,500,000	100.000	10.100	9.826	
C社	¥1,105,662,000	100.000	15.030	10.404	
D社	¥1,110,000,000	100.000	11.850	10.077	

総合評価簿札方式評価表(簡易型)

商号又は名称	施工計画 (4点)	配置予定技術者の能力 (計9点)					企業の施工能力 (計10点)										加算点 (合計20点)		
		配置予定技術者の施工実績 1.5点	配置予定技術者の工事成績 2.3点	表彰(優秀現場技術者) 0.7点	配置予定技術者の資格 1.5点	企業の施工実績 2.4点	工事成績の評価 1点	施工実績件数 1点	優秀工事表彰 0.3点	継続的専門能力啓発システム(CPDS) 0.5点	基幹技能者の配置 0.2点	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 1.4点	地域の施工実績 1.3点	社会貢献活動の実績A 0.5点	社会貢献活動の実績B 0.2点	労務賃金の支払い 1点		従業員数 0.2点	安全管理の状況 0点
株式会社 大島造船所	4	0.75	2.3	0	1.5	2.4	1	1	0.3	0.5	0.2	1.4	1.3	0	0.2	1	0.2	0	18.05
B社	3	1.5	0	0	1.5	2.4	0	0	0	0.5	0.2	0	0	0	0	1	0	0	10.10
C社	4	1.5	1.73	0	1.5	2.4	0.75	1	0	0.5	0	0	0.65	0	0	1	0	0	15.03
D社	4	1.5	0	0	1.5	2.4	0.75	0.5	0	0	0.2	0	0	0	0	1	0	0	11.85

このうち、地域精通度や地域貢献度等に関する評価項目、評価内容、評価基準及び配点は下記のとおりである。

評価項目	評価内容	評価基準	配点
地域 精通度	<p>「主たる営業所」は、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく入札参加資格名簿(以下:格付表という)に掲載された日から広告日までの期間が連続して1年以上経過している主たる営業所とする。(格付表に掲載された日及び広告日含む。)</p> <p>「受任営業所」は、格付表に掲載された日から広告日までの期間が連続して1年以上経過している受任営業所とする。(格付表に掲載された日及び広告日含む。)</p> <p>以下に示す場合は、変更後の営業所が格付表に掲載された日から広告日が1年未満の期間は、「受任営業所」として評価する。(格付表に掲載された日及び広告日含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「受任営業所」から「主たる営業所」への変更。 ・「主たる営業所」から「受任営業所」への変更。 	県内に主たる営業所あり	1.4
		県内に受任営業所あり	0.7
		なし	0
管内の施工実績	<p>長崎県(公社等は除く)が発注し、平成7年度から平成21年度に完成した最終請負金額2,500万円以上の工事で、県内において元請として施工した実績とする。施工実績の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員の施工実績とする。</p>	5件の施工実績あり	1.3
		3件以上5件未満の施工実績	0.65
		3件未満の施工実績	0
地域 貢献度	<p>平成17年度から平成21年度において、県内における社会貢献活動(災害支援協定に基づく活動を含む。)とする。</p> <p>対象となる社会貢献活動</p> <p>ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動とし、当該企業名で登録したものとする。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名で登録したものとする。ただし、登録制度があっても企業名での登録ができないものについては、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明できるもの、かつ当該企業の従業員が10名以上参加したことを企業の代表者が証明できるものとする。 <p>イ) 災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害支援協定に基づく支援活動。 ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練で、所属団体の長が島原振興局長と連携して実施するもの。 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検で、所属団体の長が実施するもの。(「災害支援協定」とは「大規模災害並びに事故発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定」を長崎県の各地方機関長と各業界団体の長が協定締結するものをいう。) <p>活動回数 対象期間内で合計10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。なお、回数算定は、ア)、イ)に該当するものの合計とし、1日を1回とする。</p>	活動実績あり	0.5
		活動実績なし	0
社会貢献活動の実績B	<p>公告日において、当該企業に所属する従業員が県内に所在する消防分団の消防団員であるものとする。</p> <p>当該企業に所属する従業員が、「観光ナガサキを支える道守」の養成講座において「道守」「特定道守」「道守補」に認定されており、かつ、公告日が認定証の有効期限の範囲内にあるものとする。(公告日と認定日及び有効期限日同日である場合も含む。)</p> <p>平成21年度の「地域産業の担い手育成プロジェクト」等による、専門学校生の企業実習に協力したものとする。</p>	いずれか該当あり	0.2
		なし	0
従業員数	<p>当該企業が長崎県内に雇用する従業員とする。</p> <p>公告日において、当該企業に常勤している建設業従事職員数とする。</p>	30人以上	0.2
		10人以上30人未満	0.1
		10人未満	0

このとおり、長崎県内に拠点があることや従業員を長崎県内に常勤雇用することのほか、長崎県アダプト事業等に基づく公共施設の清掃美化活動等の実績、従業員が県内消防分団の団員であること等、県外業者にとっては不利な評価項目、評価内容、評価基準及び配点となっている。

この項目は、工事に必要な地元調整などが比較的スムーズに進み、品質の向上につながることを考慮すれば、一定必要と考えるが、県内に1者のみの場合には、公平性・競争性に関して、評価の基準に配慮する必要があると思われる。

整理番号 2 . 厳原港社会資本総合整備交付金工事（橋梁上部工） 一部変更

1 . 議案概要

議案番号	第 113 号議案 平成 23 年 9 月 9 日提出
事案名	厳原港社会資本総合整備交付金工事（橋梁上部工） 一部変更
契約金額	1,732,306,800 円
所轄部署	港湾課、財政課

2 . 概要

契約の締結の一部変更について

平成 23 年 2 月定例会で可決された厳原港社会資本総合整備交付金工事（橋梁上部工）に係る契約中契約金額「1,595,160,000 円」を「1,732,306,800 円」に変更するもの。

当該工事について、修補設計に伴う鉄筋の増量、支承工の変更、並びに施工計画の見直しに基づく請負代金額の変更に伴い契約を変更しようとするものであるが、このことについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があり、これが、この案を提出する理由である。

契約変更の状況

・原契約

契 約 日：平成 23 年 3 月 18 日

工 期：平成 23 年 3 月 18 日から平成 25 年 1 月 5 日まで

請負代金額：1,595,160,000 円（うち消費税等の額 75,960,000 円）

・変更第 1 回（工期の変更） 議会の議決不要

契 約 日：平成 23 年 6 月 30 日

工 期：平成 23 年 3 月 18 日から平成 25 年 3 月 29 日まで

・変更第 2 回（増額） 議会の議決済み

契 約 日：平成 23 年 10 月 4 日

請負代金額：1,732,306,800 円（うち消費税等の額 82,490,800 円）

・変更第 3 回（減額） 議会の議決なし

契 約 日：平成 25 年 3 月 4 日

請負代金額の減額：1,298,850 円（うち消費税等の額 61,850 円）

3. 監査結果及び意見

(1) 契約金額変更（減額）に伴う議会の再承認・条例違反の長期間継続に関して（結果）

当該工事については、上記2. 概要にも記載のとおり、変更契約3回目（減額）時には議会の議決を経ていない。

県における議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、地方自治法の要請により「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、下記のように定められている。

なお、同条例は下記の全3条で構成されている。

（趣旨）

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくはは売払い（土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

以上であるが、では、議会の議決を得た工事契約で、その後の事情変更等により、契約を一部変更する事態が生じた場合に、再議決が必要か否か検証してみる。

この件に関しては、下記の行政実例が回答されている。

議会の議決を得た契約の変更と議会の議決

議会の議決を得た契約で、その後の事情変更等により、契約を一部変更する事態が生じた場合の議会の再議決については、前に議会の議決を得た事実の変更に関する契約である限り、すべて議会の議決を要するものであるが、議決を得た請負金額の減額変更の結果、条例に規定する金額（5億円）に達しなくなったときは、当該契約の変更については、更に議会の議決は必要ないと解されている（S37.9.10 行実）

（以下請負金額等についての行政実例等）

1. 予定価格、請負金額ともに5億円の金額を超える契約について、契約変更の結果、請負金額が、

(イ) 当初の議決金額を下回るが（減額）、5億円をこえる場合

(ロ) 当初の議決金額を下回り（減額）、5億円を下回る場合

(ハ)当初の議決金額をこえる場合(増額)
(イ)(ハ)は、再議決が必要であり、(ロ)はその必要はない。

2.請負金額は5億円を下回るが、予定価格が5億円をこえるため議会の議決を得た契約について変更の結果、請負金額が
(イ)当初の議決金額を下回る場合(減額)
(ロ)当初の議決金額を上回るが(増額)、なお5億円を下回る場合(S43.9.20行実)
(ハ)当初の議決金額を上回り(増額)、更に5億円をこえる場合
(ハ)は、再議決が必要であり、(イ)(ロ)はその必要はない。

3.予定価格、請負金額ともに5億円を下回るため、長において契約を締結したが、その後設計変更を加える必要が生じ、請負金額が5億円をこえることとなった場合……議会の議決が必要(S12.11.10行実)

つまり、議会の議決を得た事実の変更に関する契約である限り、議決を得た請負金額の減額変更の結果、条例に規定する金額である5億円に達しなくなった場合を除き、増額又は減額の別に関わらず、1円の契約金額変更においても、すべて議会の再議決を要することとなる。

今回、契約変更に際しての再議決の状況を確認したところ、増額変更契約の場合には全ての契約で議会の再議決を得ていたが、減額変更契約の場合には、当該工事を含め、過去に遡及しても全てにおいて、議会に対して何らの手続きも行われておらず、議会の再議決を得ていないことが判明した。

工事契約においては、減額変更契約事案は頻繁に発生する事であり、確かに少額の減額変更全てにおいて議会の再議決を得るのは、手続き上事務処理が膨大になり、工期の遅延等事業遂行に支障をきたす恐れが考えられる。

しかし、他の自治体における議会の議決に付すべき契約等に関する条例において、「当初予定価格のパーセント以内の変更契約については、議会の議決に付することを要しない」や、変更金額によって「専決処分をすることができる」旨等の条文を追加している場合もあるが、長崎県においては現在そのような条文体系になっておらず、例え1円の減額変更契約においても、議会の再議決が必要な状態となっている。

いずれにしても、現状は地方自治法違反及び条例違反の状態が長期間継続していることになっており、条例の改正も視野に入れ、早急に適正な措置を講じるべきである。

整理番号 3 . 長崎県漁業取締船建造工事

1 . 議案概要

議案番号	第 114 号議案 平成 23 年 9 月 9 日提出
工事名	長崎県漁業取締船建造工事
工事内容	漁業取締船 1 隻 <船名 ながさき> (主要目) 長さ(船体) 29.9 メートル 幅(型) 5.8 メートル 深さ(型) 2.8 メートル 計画総トン数 76 トン 船質 軽合金製 計画最大速力 42 ノット以上(毎時) 推進方式 ウォータージェット推進
相手方	瀬戸内・前畑長崎県漁業取締船建造工事共同企業体
契約金額	605,850,000 円
契約の方法	一般競争入札
所管部署	漁業取締室

2 . 概要

漁業取締体制

長崎県では、密漁等に対する対策として、漁業取締室を設置し漁業取締体制を整備している。

(1)漁業取締室 48名(職員 4 名、県警派遣警部補 1 名、県警 OB2 名、取締船員 41 名)
(うち司法警察員 46 名)

(2)漁業取締船 5 隻、借上航空機、借上船舶による取締

漁業取締船	トン数	巡航速力	乗組員数	進水年月日	推進方式
かいおう	99	40 ノット以上	8	H20.1.25	ウォータージェット
はやぶさ	99		8	H20.3.25	
ながさき	77		8	H24.8.2	
かいりゅう	140	30 ノット程度	9	H5.1.25	プロペラ
おおとり	64		8	H2.11.30	

(なお、今回の監査対象は、H24.8.2 進水である漁業取締船「ながさき」である。)

3. 監査結果及び意見

(1)共同施工方式の履行状況に関する発注者の確認責任について（意見）

当該契約については、入札参加資格要件にも記載のとおり、県外企業であるA社が代表構成員となり、県内企業であるB社がその他構成員として共同企業体（以下、「JV」という。）を結成し、一般競争入札により落札し施工を行っている。

代表構成員は、建造工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札、契約の締結、代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとされている。（共同企業体協定書、第7条より）

JV方式による目的としては、技術的難度が高い軽合金製漁業取締船の建造について、共同施工によって中小造船業者の技術の向上と育成を図り、併せて、建造工事の高品質と安定的施工を確保することとされており、「長崎県漁業取締船建造工事共同企業体取扱要領」より）県内中小造船業者の技術力育成が、その趣旨であると伺える。

建造難易度の高い軽合金製船の建造実績がある県外企業とのJVにより、県内造船業の技術力向上を目標としているものであり、入札参加資格要件においても、「経営の形態は共同施工方式であること」が明記されている。

今回、監査に当たり各種資料の確認及び担当者へのヒアリングを行ったが、その他構成員である県内企業のB社の社員等技術者が、当該建造工事についてどの程度携わっていたか確認でき得る資料が存在していない。

当該B社と、県外企業であるA社は、過去においてもJVを結成し、確認でき得る限り2隻について県発注の漁業取締船の建造を請け負っているが、当該2隻についてもA社が代表構成員であり、B社はその他構成員であった。

JV方式により県内中小造船業者の育成と技術力向上を目的とするのであれば、発注者である県においては、建造工程における施工体制や人員数等、その他構成員である県内企業の施工状況等を確認すべきであると言える。

今後、同様な工事を発注する場合は、その趣旨を十分に理解し、発注者責任を履行し、県内中小造船業者の育成と技術力向上に寄与できるように監督体制を整えることを検討されたい。

整理番号 4 . 旧松浦東高等学校 財産の処分

1 . 議案概要

議案番号	第 133 号議案 平成 23 年 11 月 25 日提出
事案名	旧松浦東高等学校 財産の処分
処分内容	土地：予定面積 76,289.91 m ² 建物：予定面積 9,812.56 m ²
相手方	松浦市
処分方法	無償
契約の方法	随意契約
所管部署	教育環境整備課

2 . 概要

譲渡経緯

平成 23 年 3 月末をもって廃校となった、旧松浦東高等学校跡地の活用について検討していたところ、平成 23 年 7 月に地元の松浦市より市営工業団地（造成後の名称、松浦市東部工業団地）として利用したい旨の申し出があった。

その後、県との協議を重ねた結果、平成 23 年 10 月 31 日付けにて普通財産譲与申請書が提出され、平成 23 年 11 月 21 日に譲与仮契約を締結し、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により長崎県議会の議決を経て、平成 23 年 12 月 16 日に譲与本契約を締結している。

（以下、平成 23 年 11 月 1 日起案「普通財産の譲与について（伺）」より一部抜粋）

処分しようとする理由

平成 23 年 3 月 31 日に廃校となった旧松浦東高等学校の跡地について、松浦市が計画する市営工業団地の用地を目的として、財産の譲与申請書が出された。市営工業団地としての活用は、地元地域の活性化や雇用の創出を生み出し、本県の産業振興に寄与することから、公共の用又は直接その用に供するものに準じるものであるため、松浦市に対し無償で譲渡するものである。

時価見積額及び単価、建物及び工作物等の解体費用並びに価格算定の根拠

譲渡金額の算定にあたっては、当該土地の内、松浦市から寄附された土地については松浦市へ譲与し、県が購入した土地等については、土地の鑑定評価額から建物等の解体費用を差し引いた結果、無償で譲渡するものとした。

また、建物についても、用途が解体を条件とした工業団地造成であり、建物の残存価格より解体費用が上回ること、本来県が解体すべき費用を松浦市が負担することから、無償で譲渡するものとしている。

以上の算定根拠は以下のとおり。

(1) 時価見積額及び単価（千円未満切り上げ）

2社の不動産鑑定会社が算出した評価額の平均値を採用

学校用地	66,348.91 m ²	162,555,000 円 (2,450 円 / m ²)
旧実習地	9,941.00 m ²	56,117,000 円 (5,645 円 / m ²)
合計	76,289.91 m ²	218,672,000 円

(2) 建物及び工作物等の解体費用（千円未満切り上げ）

土木部建築課（建物）と県土地開発公社（工作物等）が算定した解体費用を採用

建物	154,762,000 円	
工作物等	37,346,000 円	
合計	192,108,000 円	参考：建物の残存価格 126,306,966 円

(3) 価格算定の根拠

松浦市から寄附された土地	34,260.00 m ² ・・・譲与
県が購入していた土地	42,029.91 m ² ・・・売払い
売払い額	102,974,000 円 (2,450 円 / m ²)
解体費用	192,108,000 円
差引額	0 円 (無償譲渡)

譲与する理由及びその根拠

(1)理由

松浦市から県へ寄附された土地は、松浦市が学校の用に供することを理由に寄附したものであり、廃校となり用途廃止をした土地は、その目的を終えたことになるため、松浦市が計画する工業団地造成事業に供する。

市営工業団地としての活用は、公共の用または直接その用に供するものとは言えないが、学校跡地の有効活用が図られると同時に、地域の活性化や雇用の創出を生み出し、県の産業振興に寄与することから、松浦市から寄附された土地は、公共の用または直接その用に供するものに準じるものとして市へ譲与する、としている。

(2)根拠：長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第3条第1号及び第3号に準じる

契約方法及び理由

(1)契約方法：随意契約

(2)根拠：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

平成4年4月24日付4管第57号総務部長通知「普通財産（土地、建物）の処分契約に付す条件について」による。

長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第3条第1項各号に基づき処分するとき。

3. 監査結果及び意見

(1) 随意契約の根拠について（意見）

今回の無償譲渡に関して、資料の確認及び担当者へのヒアリングを行った。
まず、当該契約が随意契約により無償にて譲渡となった根拠法令について確認してみる。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。

担当者へのヒアリングでは、当該条文の内、「その他の契約で～」に該当するため随意契約とする根拠である旨の回答を得ている。

平成 4 年 4 月 24 日付 4 管第 57 号総務部長通知「普通財産（土地、建物）の処分契約に付す条件について」

処分の方法

処分の契約の方法（以下「処分契約」という。）は一般競争入札によることが原則であるが、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当するときは随意契約によることができるものとする。

なお、処分契約が次のいずれかに該当するときは、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとして、同条同項第 2 号の規定により随意契約によることができるものとする。

一 長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第 3 条第 1 項各号に基づき処分するとき。

長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第 3 条第 1 項各号

普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を国又は他の地方公共団体その他公共団体に譲与し、又は減額譲渡するとき。

(2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲与するとき。

(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括

承継人に譲渡することを、寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲与し、又は減額譲渡するとき。

- (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲与するとき。

今回の無償譲渡は第 1 号及び第 3 号を根拠にしている。

さらに、教育環境整備課（以下、「同課」という。）内において、次のように事務取扱基準を設けている。

廃校に伴う県有財産の譲与等に関する事務取扱基準

1 目的

この取扱基準は、県立高校の再編整備により廃校した学校の財産処分について、廃校した学校の県有財産（以下「県有財産」という。）を市町へ譲与する場合の事務処理に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 譲与

県有財産を譲与できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。ただし、国庫補助金の返還がある場合を除く。

- (1) 市町有地上の県有財産（建物）で、市町が公共の用又は直接その用に供するため、県有財産（建物）を必要とする場合。
- (2) 市町等から県に寄附された県有財産について、県での用途がなく市町が公共の用又は直接その用に供するため、県有財産を必要とする場合。
- (3) 市町等から県に寄附された県有財産と購入等により取得した県有財産の両方をもつ学校について、県での用途がなく市町が公共の用又は直接の用に供するため、県有財産を一括して必要とする場合。

ただし、知事が特に認める場合に限る。

今回の無償譲渡は、第 2 項第 3 号を根拠にしている。

県では、県有財産管理運用本部会議において、未利用地の分類基準を定めており、その中では、公共的利用計画がない場合には、3 年間で限度に公共的な活用を検討し、最終的に公共的な活用が見込めない場合は、公募により一般競争入札による処分（売却）を行うことが明記されている。

上記のように、根拠法令等から、今回の譲渡に関して松浦市へ随意契約により無償で譲渡するには、松浦市が当該県有財産を公共の用又は直接の用に供する必要がある。

しかし、県は松浦市が市営工業団地として活用することについて、公共の用又は直接の用に供するに当たらないと認識しておきながら、地元地域の活性化や雇用の創出を生み出し、本県の産業振興に寄与するとし、公共の用又は直接その用に供するものに準じるものであるとの理由から、知事承認の下、随意契約により松浦市へ無償譲渡を行った。

ここで、松浦市の現況及び当時の状況等から、今回の市営工業団地造成が果たして公共の用又は直接の用に供するものに準じていると考えられるかの検証を行う。

松浦市には、今回の譲渡が行われた平成 23 年当時、既に 5 つの工業団地・適地が存在しており、旧松浦東高等学校跡地の同地区には、平成 7 年から分譲を開始していた今福工業団地がある。

今回の譲渡において、松浦市が提出した普通財産譲与申請書の添付資料には、今回の松浦市東部工業団地整備の理由について、「今福工業団地の南東に位置することから、隣接もしくは一体的な工業団地としての整備が期待され、また整備中の西九州自動車道が完成すれば、そのポテンシャルはさらに向上するものと期待される。」との記載がある。

しかし、当該添付資料においては、今福工業団地には全体の 72%にあたる 28,436.42 m² が分譲可能な適地として存在する旨の説明があり、その当時、それだけの分譲残地が存在していたことを証明している。

では、松浦市における他の工業団地の状況はどうであろうか。松浦市のホームページを基に、松浦市東部工業団地の状況と合わせてまとめたのが次の表である。

名称	平野工業団地	坊ノ上地区(松浦港)	松浦東部工業団地
位置	長崎県松浦市福島町	松浦市御厨町里免	松浦市今福町北免
分譲用地総面積	40,327.25平方メートル	22,735平方メートル	約60,000平方メートル
分譲済面積	3,315.03平方メートル	9,221平方メートル	0平方メートル
分譲可能面積	37,012.22平方メートル	13,514平方メートル	約60,000平方メートル
分譲価格	4,800円/平方メートル	山側 6,700円/平方メートル 海側7,800円/平方メートル	6,000円/平方メートル
賃貸価格	年185円/平方メートル	年222~224円/平方メートル	
地域指定	半島振興対策実施地域(半島振興法)	半島振興対策実施地域(半島振興法)	
	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)
	同意企業立地重点促進区域(企業立地促進法)	同意企業立地重点促進区域(企業立地促進法)	同意企業立地重点促進区域(企業立地促進法)
	長崎県工場等立地促進補助金指定工場団地		
都市計画	なし	準工業地域 臨港地区/商港区(一部)	非線引き都市計画区域(用途指定なし)
電力	普通高圧 6kV	普通高圧 6kV	普通高圧 6kV
	特別高圧 66kV(福島変電所まで5km)	特別高圧 66kV(志佐変電所まで8km)	特別高圧 66kV(山代変電所まで6km)
交通	高速 西九州自動車道(三川IC)まで1時間(32km)	高速 西九州自動車道(佐々IC)まで40分(21km)	高速 西九州自動車道(佐々IC)まで40分(35km)
	空港 福岡空港まで1時間40分(82km)	空港 福岡空港まで2時間15分(105km)	空港 福岡空港まで1時間50分(90km)
	長崎空港まで1時間50分(82km)	長崎空港まで2時間(95km)	長崎空港まで1時間40分(80km)
	港湾 福島港まで3分(2km)	港湾 調川港まで15分(8km)	港湾 伊万里港まで20分(17km)
	駅 JR筑肥線伊万里まで30分(20km)	駅 松浦鉄道御厨駅まで5分(1.5km)	駅 松浦鉄道今福駅まで3分(3km)
用水	上水道 250㎡/日	上水道 50㎡/日	上水道 300㎡/日
立地企業名	ライト技研(株)	智洋水産(株) 漁業等へ賃貸借	
その他	緑地緩和対象区域(企業立地促進法)		
松浦市ホームページより 平成26年8月現在			

上記のように、監査日である平成 26 年 8 月現在においても、該当する平野工業団地及び坊ノ上地区において、分譲可能敷地面積の約 80%にあたる、合計 50,526.22 m²もの分譲残地が存在しており、平成 23 年当時の今福工業団地の分譲残地と合わせると、その当時少なくとも 78,962.65 m²の広大な分譲残地が存在していたことになる。

また、西九州自動車道が完成することにより、工業団地のポテンシャルがさらに向上する見込みとあるが、松浦市から福岡への全線が開通するか、若しくは、松浦市から佐世保への全線が開通するかしないと、その見込みは意味をなさないものであると考えられる。

そのことを鑑みると、そもそも現在においても、その区間が開通する見込みは立っていない状況であり、西九州自動車道の完成による優位性を見込んだところで、今後相当期間の待機期間があるのは明らかと考えられる。

長崎県内の他自治体に存在する工業団地においても、交通の便の良し悪しにより分譲状況に差が出ていることは周知の事実である。

そのような状況において、松浦市東部工業団地の約 60,000 m²を造成したところで、企業が進出し、分譲地の売却が見込めたのか、甚だ疑問が残るところである。

なお、今福工業団地は現在、全敷地分譲済みであるが、松浦市東部工業団地においては、平成 25 年 8 月から分譲開始後 1 年超を経過した現在においても、全く分譲ができていない。

以上のことから、平成 23 年当時、松浦市において新たに工業団地を造成しても、早期に企業が進出するとの見込みを持つことは、可能性としては相当低かったと言わざるを得ず、結果として雇用の創出を生むこともなく、地域が活性化することもないばかりか、松浦市においては、生産性のない土地の保有が拡大することになり、当該土地の管理費ばかりが増大することになることは、容易に想定できたと考えられる。

確かに企業立地は、先を見通し企業ニーズに応える形で整備する必要があることは理解できる。しかし、今回の場合においては、「公共の用、又は直接その用に供するもの」に準じると言えるか疑問が残る状況であったと考察される

今回の譲渡が、公共の用又は直接の用に供しないものと認識されていた場合は、原則として公募により一般競争入札により売却することになっていた。

その場合、旧松浦東高等学校敷地全体の鑑定評価額 218,672,000 円及び、解体を前提としなければ建物についても売却対象となることから、当該建物の残存価格 126,306,966 円の合計約 3 億 5 千万円弱が売却価格の基礎となったことが考えられる。

実際に、一般競争入札により売却するとなると、測量や地質調査のための費用等が生じることや、普通科高校と異なり、旧園芸高校施設としての広大地あるいは農業実習施設等が数多く存在することから、応札してくる者が現れるか不明であること等が考えられるが、いずれにしても本来一般競争入札により契約を行うべきところ、随意契約により無償で譲渡したことにより、県は、県の財政として収支改善に寄与すべき相当額の歳入を得る機会を喪失してしまったと言える。

県は、今後適正な状況把握に努め、適正な契約ができる体制を整備するよう検討を行うべきと思われる。

(2) 議会審議における適正な情報開示について（意見）

今回の譲渡に関しては、平成 23 年 11 月定例県議会において審議が行われている。平成 23 年 11 月 24 日付けにて、同課から「旧松浦東高等学校財産の松浦市への無償譲渡について」の文書において、概要の説明がなされている。

当該文書において無償譲渡の根拠として次のような記載がある。

2 無償譲渡の根拠

- (1) 松浦市から県へ寄附された土地 34,260 m²については、市営工業団地としての活用が地域の活性化や雇用を創出し本県の産業振興に寄与するものであり、「長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第 3 条第 1 号及び第 3 号」に規定する公共用としての目的に準じることから、松浦市へ譲与する。
- (2) 県が購入した土地 42,029.91 m²については、土地鑑定評価額から建物等の解体費用を控除することになるが、解体費用が土地代を上回っているため、無償で譲渡する。
- (3) 建物については、松浦市の負担による解体を条件としていることから、無償で譲渡する。

確かに、当該文書(1)において「公共用としての目的に準じる」旨の記載はあるが、当該契約全体が、「公共用としての目的に準じる」ことを拠り所に、随意契約の根拠としたことについては、一切説明がなされていない。

平成 23 年 12 月 12 日開催の文教厚生委員会における審議の議事録を確認しても、「公共用としての目的に準じる」こと、及びそれにより随意契約とした旨の口頭説明は一切行われておらず、あたかも今回の譲渡が「正に公共用に供する目的」であり、随意契約は当然であると誤解されるような説明を行っていると言える。

本来一般競争入札に付すべき契約方法を随意契約とした理由については、契約議案の審議上、重要な項目であると言えるが、今回の契約について、県は議会に対する説明責任を果たしていないと言わなければならない。

県は、議会において適正な審議が行われるように、審議の判断過程において重要な意味を形成する事項については、文書記載のみならず、十分な内容の説明を行うことにより、説明責任を果たすと考えられる。

今後、審議に際して重要な事項については、適正な情報開示を行い、十分な内容説明を行うべきと考える。

整理番号 5 . 浦上川線仮栈橋鋼材 財産の処分

1 . 議案概要

議案番号	第 137 号議案 平成 23 年 11 月 25 日提出
事案名	浦上川線仮栈橋鋼材 財産の処分
処分内容	鋼材重量 4,165.36 t 価格 161,880,841 円
相手方	株式会社 滝口商店
処分方法	売却
契約の方法	一般競争入札
所管部署	都市計画課

2 . 概要

譲渡経緯

都市計画道路浦上川線の橋梁等工事のため仮栈橋を設置したが、長期間に亘り設置する必要があったため鋼材を購入して設置していた。

平成 22 年 11 月に浦上川線を全線供用したため、仮栈橋の撤去を行い鋼材について処分することとなったもの。

処分する理由

当該仮栈橋は 1 工区 (H14.9.20 完成) から 4 工区 (H20.5.28 完成) に分けて完成し、浦上川線における橋梁等が全線供用した平成 22 年 11 月に、その用途を終えた。

そこで、これを一旦県有財産として登録し、他の用途に使用する予定がないことから、撤去処分が適当と認め、長崎県公有財産取扱規則第 13 条第 3 項の規定に基づき行政財産の用途を廃止し、同規則第 27 条の規定により、撤去処分としたものである。

なお、当該撤去処分における起案伺い文書において、「撤去後、スクラップ鋼材として売り払う」との理由記載があり、同添付の仮栈橋鋼材売り払い評価調書においては、平成 22 年 12 月現在における鋼材スクラップの長崎地区建設物価基準の価格から、搬出に係る費用を控除し評価が行われている。

3. 監査結果及び意見

(1) 処分する県有財産の評価算定における考え方について（意見）

今回、当該鋼材の売り払いに関して、資料の確認及び担当者へのヒアリングを行った。

当該鋼材については、撤去処分に係る起案文書等でも分かるとおり、県は「スクラップ鋼材」として認識し、評価を行っている。

当該鋼材の売り払いについては、平成23年10月において適正な手続きの下で一般競争入札が行われているが、当該入札に係る予定価格の積算を行うにあたり、8社の業者に見積り依頼を行い、7社から回答がっており、当該見積価格も予定価格算定の参考としている。

当該参考見積の内容は次のとおり。

【参考見積】 見積依頼:平成23年8月 鋼材重量:4,165.36tで計算							(単位:円)
	業者	業者	業者	業者	業者	業者	業者
鋼材残存価格(税別)	160,628,580	137,456,880	140,455,939	135,374,200	106,658,110	100,286,820	83,307,200
見積運搬費控除	10,000,000	1,200,000	11,330,720	20,826,800	22,200,000	24,992,160	22,000,000
差引価格	150,628,580	136,256,880	129,125,219	114,547,400	84,458,110	75,294,660	61,307,200
〃 (税込)	158,160,009	143,069,724	135,581,480	120,274,770	88,681,016	79,059,393	64,372,560
鋼材単価(税抜)	38,563	33,000	33,720	32,500	25,606	24,076	20,000
(参考:単価の幅)	35,000~40,000	33,000	33,720	32,500	24,000~28,000	20,000~27,000	20,000
(単純単価(税抜))	36,162	32,712	31,000	27,500	20,276	18,076	14,718
建設物価 長崎地区H23.9月号 @27,500円【鋼材スクラップ価格】							

当該参考見積においては、通常契約案件で採用している異常値(±30%超)を除外して参考価格を考えた場合、建設物価の鋼材スクラップ価格単価から県において算出した運搬費を控除した価格が近似値であったたこともあり、最終的には建設物価の単価を基準に予定価格の算出を行っている。

ここで注視すべきは、業者間における鋼材残存価格の大幅な差異である。

最高値の業者 と、最安値の業者 との間では、当該価格において約2倍近くの差がある。

建設物価における鋼材スクラップ価格が市場売買価格と近似値であると考えた場合、業者においては、参考見積価格で買い取りを行い、そのまま市場に売却しても利益が見込めるが、他の業者 ~ における参考見積価格では到底利益が見込めない価格と言える。

さらに、最終的な一般競争入札の結果は次のとおり。

【一般競争入札】 入札執行日:平成23年10月5日 鋼材重量:4,165.36t						(単位:円)
	業者A	業者B	業者C	業者D	業者E	業者F
入札価格(税抜)	154,172,230	152,850,000	151,234,567	129,100,000	125,100,000	75,294,660
結果	落札					
入札単価(税抜)	37,013	36,696	36,308	30,994	30,033	18,076

このように、一般競争入札において業者 A が落札したが、落札価格は鋼材スクラップ価格を基準に算出した予定価格の実に約 1.5 倍程度の価格であり、最安値である業者 F とは約 2 倍の価格差異があった。

また、単に落札した業者 A のみならず、入札価格の上位 3 社（業者 A・B・C）においては、入札価格にほとんど差がなく、結果として、建設物価における鋼材スクラップ価格が市場売買価格と近似値であると考えた場合においては、そのまま市場で売却しても到底利益が見込めない価格と考えられ、その評価には大幅な差異があると言ふべきである。

以上により考察するに、当該県有財産である鋼材を売り払うにあたり、単にスクラップ鋼材として評価することが果たして適正であったのか、と言う疑問が生じるのである。

このことについて県の担当者へのヒアリング等を行ったが、古いものでは約 10 年に亘り水中に存在しており、腐食がすすんでいる物も多く存在するのであるから、今までの通例においても、スクラップ鋼材として認識するのが当然であり、その基準で評価すべきである。さらに、積算見積りに採用する建設物価においても、鋼材単価の算定にあたっては、「新品」「中古（新品同様の規格鋼材 新品単価の約 9 割の価格）」「スクラップ鋼材」の基準の他になく、また、中古として評価した場合、鋼材の品質に対して県が保証をする必要があり、以上を勘案するとスクラップ鋼材として評価する他ない、とのことであった。

確かに、一般的に考えて、そのような評価となることに異論があるわけではないが、それでは上記資料にあるように、業者によって当該鋼材価格の評価に大幅な差異があること、又、スクラップ鋼材市場単価との整合性についても説明ができない状況であると言える。

ここで、現在の世間の鋼材市場について、インターネットのホームページ等において調べた結果、次のような市場であることが考えられる。

< 鋼材市場 > イメージ図		
正規規格品鋼材 (新品) 市場		高
中古鋼材 (規格品) 市場	↑ ↓ 売買 単価	
中古鋼材 (規格品外 加工して販売等) 市場		
スクラップ鋼材市場		低

イメージ図にあるように、鋼材市場においては、 の、規格品として使用できない中古鋼材を買い取り、加工して販売する市場が存在しており、全国に多数の業者が存在し、取引が一般化していると考えられる。

現在、県においては、イメージ図 の規格品外中古鋼材の買取り市場（以下、「中古買取り市場」と言う。）の存在を認識できておらず、積算見積算定の基礎となる建設物価においても、当該市場を反映する単価が存在していない状態である。

現状では、今回と同様な事案が発生した場合において、十分に中古買取り市場において売買可能な鋼材が存在していても、それより単価が低いスクラップ鋼材での評価にて予定価格の算定を行うことになる。

今回の入札でも存在していたように、応札業者が、仮にスクラップ鋼材での評価しかできない業者のみであった場合、入札が不調とならず、適正な市場価格からは相当に低い価格での落札があることも考えられ、県の財政として収支改善に本来寄与すべき歳入に、相当額のロスが生じることになる可能性を含んでいると言える。

県は、県有財産について当然に適正な価格での評価を行うべきであり、今後、時代とともに変化する市場状況の把握を行い、新たな市場が発生した場合等においては、適正に対応すべきである。

整理番号 6 . 一般国道 202 号橋梁整備工事 (雪川橋上部工)

1 . 議案概要

議案番号	第 139 号議案 平成 23 年 11 月 25 日提出
事案名	一般国道 2 0 2 号橋梁整備工事 (雪川橋上部工)
相手先	横河・西海 特定建設工事共同企業体
契約の方法	一般競争入札 (総合評価方式)
所管部署	道路建設課

2 . 概要

一般国道 202 号の旧雪川橋は、架設から約 50 年が経過し老朽化が著しいとともに幅員が狭小であり、車両の離合に支障をきたしているため、架け替えを行うことにより、円滑な交通の確保や交通安全の向上を図るため、新たな雪川橋を建設し、その上部工を行うものである。

工事個所 西海市大瀬戸町雪浦

工事内容 延長 152 (152) メートル、幅員 6.0 (11.4) メートル 橋梁上部工製作・架設工 (鋼 3 径間連続非合成箱桁橋) 工場製作工 590 トン、架設工 1 式

相手方 横河・西海特定建設工事共同企業体

代表者 福岡市博多区博多駅東二丁目 15 番 19 号 株式会社 横河ブリッジ福岡営業所

契約金額 729,330,000 円

契約方法 一般競争入札

提案理由 一般国道 202 号橋梁整備工事 (雪川橋上部工) の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

3. 監査結果及び意見

(1)設計内容変更について（意見）

平成 25 年 10 月 25 日に契約変更がなされている。

変更理由は下記の事項が生じたため、設計金額が当初 810,317,550 円（税込）から、変更後 788,436,600 円に減額になったためである。

（変更理由）

現場環境の再検証により、塗装・防食仕様の見直し及び桁端部塗装範囲の増工を行う。

仮棧橋工において、当初、下部工完了時に一旦撤去予定であった覆工板について、架設作業の円滑化とコスト面のメリットを勘案し、架設完了時まで存置させることによる運搬費等の数量減を行う。

照明灯の灯具仕様をナトリウムランプから L E D に変更する。

その他、諸数量の増減を行うものである。

保管されている変更理由書には上記のように記載がなされているが、変更内容を確認したところ、路面の排水対策の排水枘加工が当初の設計には入っておらず、変更契約により追加している事が判明した。

現地の状況によっては、このようなことが発生することも考えられるが、設計当初に最大限考慮できるよう、当初設計の精度を高めるべきであると言える。

整理番号 7・8 . 長崎県立総合運動公園新陸上競技場新築工事 (1 工区)(2 工区)

一部変更

1 . 議案概要

議案番号	第 54・55 号議案 平成 24 年 2 月 21 日提出
事案名	長崎県立総合運動公園新陸上競技場新築工事 (1 工区)(2 工区) 一部変更
契約金額	(1 工区) 3,284,059,800 円 (2 工区) 2,038,092,000 円
所轄部署	都市計画課

2 . 概要

(1 工区)

平成 23 年 2 月定例会で可決された長崎県立総合運動公園新陸上競技場(仮称)新築工事(1 工区)に係る契約中契約金額「3,255,000,000 円」を「3,284,059,800 円」に変更するもの。

(2 工区)

平成 23 年 2 月定例会で可決された長崎県立総合運動公園新陸上競技場(仮称)新築工事(2 工区)に係る契約中契約金額「1,989,750,000 円」を「2,038,092,000 円」に変更するもの。

長崎県立総合運動公園新陸上競技場(仮称)新築工事(1 工区)(2 工区)について、工事着手後発生した当初想定と異なった現場状況等に対処するための請負代金額の変更に伴い契約を変更しようとするものであるが、このことについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があり、これが、この案を提出する理由である。

3. 監査結果及び意見

(1) 土工事の設計変更について（意見）

当該工事の契約額増額変更の理由の一つに、土工事の設計変更（約 1,930 万円）があげられている。平成 24 年 2 月定例議会の環境生活委員会（土木部）において、「土工事の設計に際しては、既存建物解体後に現況を調査して新築工事に反映させるのが本来の姿であるが、既存競技場をできるだけ長く利用することに重点をおいたため、建物解体後の敷地形状を正確に把握することができず想定で設計を行うことになり、その想定と実際の形状が異なったので、土工事の数量を変更することになった。」旨の理由説明がなされている。

今回の競技場建替え工事は、競技場を利用できない期間を極力短くすることに特段の配慮をしたこともあり、現況調査が不十分な状態で当初の設計を行わざるをえなかったことは致し方ないことと考えられ、想定と違った場合の設計変更も当初より予定されていたことではある。しかし、今回の想定は既存建物の竣工図面等がない状態でなされたものであり、その竣工図面等が存在していれば、もう少し変更幅は少なかったものと推察される。

県で定める文書の保存期間は最長で 30 年までであるが、建築物等の図面等の保存については特段規定されておらず、図面等の保存はこれまで担当部署の判断に任されていた。そのため、今回のように建築してから長い年月を経過している既存競技場のような建物の図面等については、所在が不明となっているものが他にもあるのではないかと考えられる。

建築物に限らず長い期間で使用されるものの図面等については、その使用期間中は保存を義務付ける等の検討を行う必要があると思われる。

整理番号 9 . 一般県道諫早外環状線道路改良工事 ((仮称) 1 号トンネル)

1 . 議案概要

議案番号	第 56 号議案 平成 24 年 2 月 21 日提出
工事名	一般県道諫早外環状線道路改良工事 ((仮称) 1 号トンネル)
工事場所	諫早市貝津町
工事内容	延長 330(500)メートル 幅員 7.0(12.0)メートル トンネル工 330 メートル もたれ式擁壁工 113.3 メートル
相手方	西海建設・増崎建設特定建設工事共同企業体
契約金額	1,309,190,400 円
契約の方法	制限付一般競争入札 総合評価方式 (簡易型)
所管部署	道路建設課

2 . 概要

島原地域と諫早地域を短時間で連絡する地域高規格道路である島原道路の一部を構成する一般県道諫早外環状線の (仮称) 1 号トンネル工である。一般県道諫早外環状線は、諫早市北部の破籠井町の国道 34 号交差点を起点に、貝津町の諫早インターに接続する道路である。現在、「諫早インター工区」と「長野～栗面工区」を整備しており、(仮称) 1 号トンネルは、諫早インター工区内にある。

3 . 監査結果及び意見

(1) 債務負担行為調書の記載方法について (意見)

当該議案は、契約の締結に関する議案である。平成 23 年 12 月 22 日に仮契約を締結し、当該議決を受けて、平成 24 年 3 月 16 日に本契約となったものである。当該工事の工期は平成 24 年 3 月 16 日から平成 25 年 7 月 31 日と複数年度にわたるため、その前提として、平成 22 年度一般会計予算審議において、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、議会に示し、承認を得なければならない (債務負担行為)。

地方自治法

(予算の調製及び議決)

第 211 条

2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

地方自治施行令

第144条 地方自治法第二百十一条第二項に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次のとおりとする。

(3) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

2 前項第一号から第四号までに規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

地方自治法施行規則

第15条の2 予算に関する説明書の様式は、別記のとおりとする。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出(見込み)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国(都道府県)支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円

備考 限度額の金額表示の困難なものについては、当該額に文言で記載することができること。

下記は、平成23年2月定例県議会において、環境生活委員会に示した債務負担行為調書である。

事項	限度額	当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			理由	予算 明細書 の頁	
		期間	金額	国庫	地方債	その他			
道路新設改良費	10,150,000	平成24年度から平成26年度まで	限度額に同じ	7,392,500	2,481,600		275,900	一般国道251号(愛野森山バイパス)、一般国道384号(新上五島町袴ノ木、同三日ノ浦)、主要地方道有川新魚目線(新上五島町広瀬)、主要地方道棧原小茂田線(対馬市厳原町)の道路改良工事について一括契約をするため、債務負担をしようとするものである。	

道路建設改良費

(単位:千円)

路線名	箇所名	全体額	当該年度額	債務負担額			
			23年度	24年度	25年度	26年度	計
一般国道251号	愛野森山BP・盛土1	700,000	100,000	600,000			600,000
"	愛野森山BP・盛土2	600,000	100,000	500,000			500,000
一般国道384号	橋ノ木10工区	200,000	100,000	100,000			100,000
"	橋ノ木11工区	400,000	150,000	250,000			250,000
"	三日ノ浦3工区	300,000	150,000	150,000			150,000
"	三日ノ浦4工区	300,000	150,000	150,000			150,000
"	三日ノ浦・トンネル工	2,200,000	100,000	1,100,000	1,000,000		2,100,000
主要地方道有川新魚目線	広瀬・トンネル工	3,000,000	600,000	1,200,000	1,200,000		2,400,000
主要地方道棧原小茂田線	上見坂・トンネル工	4,000,000	100,000	1,800,000	1,700,000	400,000	3,900,000
計		11,700,000	1,550,000	5,850,000	3,900,000	400,000	10,150,000

(仮称)1号トンネルの債務負担行為に関しては、この定例県議会における平成23年度一般会計予算審議のなかで審議されるべきであるが、上記、債務負担行為調書において「一般県道諫早外環状線」が記載されていない。

債務負担行為については、事項、期間及び限度額の議決を受けていることから、その予算の範囲内で執行が認められる。しかし、環境生活委員会に提出した債務負担行為調書に路線名、箇所名などが記載されていることで、記載のない路線については、債務負担行為の承認がなされていないように見える。

このような示し方をするのであれば、誤解が生じないようにする必要があると思われる。

整理番号 10 . 一般国道 207 号改良事業に伴う道路改良工事

1 . 議案概要

議案番号	第 57 号議案 平成 24 年 2 月 21 日提出
事案名	一般国道 2 0 7 号改良事業に伴う長崎本線喜々津・東園間 107 k 700M 付近及び長崎本線喜々津・市布間 107 k 400M 付近道路改良工事
相手先	九州旅客鉄道株式会社
契約の方法	1 者随意契約
所管部署	道路建設課

2 . 概要

工事概要

長崎本線喜々津・東園間 107 k 700m 付近及び長崎本線喜々津・市布間 107 k 400m 付近の一般国道 207 号の道路改良事業。

随意契約の理由

諫早市多良見町木床における一般国道 207 号の道路改良工事である。

J R 九州長崎本線に近接した区間の道路拡幅工事であるため、施行においては軌道敷内の信号移設や鉄道敷の上空及び隣接地で作業を行わなければならない。このため、工事は列車の運行管理及び調整をはかりながらの作業となるため、高度で特殊な技術力が必要となる。このことから鉄道事業者である J R 九州による工事実施が不可欠であり、工事協定により委託するものである。

3. 監査結果及び意見

当該工事に関してはJR九州長崎本線に近接した区間の道路拡幅工事であるため、施行においては軌道敷内の信号移設や鉄道敷の上空及び隣接地で作業を行わなければならない。このため、工事は列車の運行管理及び調整をはかりながらの作業となるため、高度で特殊な技術力が必要となる。このことから鉄道事業者である九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）との1社随意契約での工事実施が不可欠である。

そこで長崎県（以下、「県」という。）は平成24年2月2日にJR九州と基本協定書を締結し、JR九州の軌道に影響する改良工事についてはJR九州に工事の委託を行い、また、JR九州が実施する改良工事に伴う改良事業の実施に際しては、工事負担金をJR九州に拠出している。

JR九州への工事委託及び負担金拠出においては、国土交通省と鉄道事業者の間の「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」について（通知）（平成21年1月22日）（以下、申し合わせという。）に基づき、県とJR九州は、この申し合わせを参考として契約及び負担金拠出の透明性確保のための取組を行ってきたところである。

実際に県としては、まずJR九州と基本協定書を締結し、その後年度ごとの実施協定書を作成し、それに基づいた手続きを執行している。

「申し合わせ事項」については、国交省と鉄道事業者が協議をして決めている事項であり、国交省からは、関係機関に対して、この「申し合わせ事項」を参考に運用することが通知されている。

このため、JR九州は「申し合わせ事項」にない書類は提出しない方針であり、この内容を変更するためには、国交省を含め全国的な調整が必要となることから、県がJR九州と直接協議をすることは困難であるが、下記のような問題点も考えられる。

(1)負担金工事、委託工事の積算等について（結果）

県では、鉄道事業者が実施する改良工事に伴うJR九州の設備等の改良事業工事（負担金工事）に関する設計及び積算を行っておらず、また、提示されている計画予算、事業費負担額調書には、作業ごとの「一式」等の内容にて金額が記載されているものしかなく、詳細な検査は実施できない状況にある。

また、委託工事に関しては、県独自で積算を行い、JR九州から提出された事業費負担額調書と比較検討を行っているが、これについても総額での比較検討をしている状況である。

鉄道事業者への負担金拠出、委託費支出に関する更なる透明性の確保のためには、積算や工事内訳書等について、より一層詳細な情報及び資料等を提示することをJR九州に要望すべきである。

(2)基本協定書について（結果）

県は年度の事業費総額の40%を限度に前金払いを実施しているが、その事に関しては基本協定書に記載がなされていない。本来は前金払に関する条項を記載すべきである。また、協定書には損害賠償等の条項も記載されていない。

例えば監査日現在において、現在の工事の進行状況に関して質問したところ、大幅な工事の遅れが生じている状況とのことであったが、何の保証もされない現在の協定書は県としてのリスクが非常に高いものであると言わざるを得ない。

(3)管理費の設定根拠について（結果）

管理費に関しては、計画予算、事業費負担額調書に単に「率による」と記載され、工事額の約6.9%が計上されているが、その根拠に関しては県側も不明との事である。

上記(1)の記載と同じく、より一層詳細な情報及び資料等を提示することをJR九州に要望すべきである。

(4)検査方法の見直しについて（結果）

通常の委託工事であれば、検査に関して、請負工事と同等の検査方法を用いて実施すべきであるが、現状では、あくまでJR九州が行っている。

県においてはJR九州からの引渡し時に実際に検査を行っているが、それに関する相互確認の資料等は作成されておらず、検査の実効性確認のためにも書類の整備が必要である。

整理番号 12 . 田尻地区東排水機製作据付工事

1 . 議案概要

議案番号	第 64 号議案 平成 24 年 2 月 21 日提出
事案名	田尻地区東排水機製作据付工事
工事場所	諫早市森山町、雲仙市吾妻町
工事内容	ポンプ設備 横軸斜流ポンプ 1,800 mm 2 台 原動機設備 ディーゼルエンジン 294kw 2 台 ポンプ廻り配管類 一式
落札者	西島・双峰設備特定建設工事共同企業体
契約の方法	一般競争入札 総合評価落札方式（簡易型）
契約金額	668,850,000 円
所轄部署	農村整備課

2 . 概要

この工事は、農地における湛水被害の軽減を図るため、水利施設整備事業として排水機を製作して東排水機場に設置する工事である。

総合評価落札方式（簡易型）により、代表構成員たる県外企業（㈱西島製作所：本社は大阪府高槻市、営業所は佐賀市）とその他の構成員たる県内企業（双峰設備㈱：本社は佐世保市）との 2 社で構成する共同企業体が落札した。出資比率は最小限度 45%が入札の要件とされており、共同企業体協定書において、㈱西島製作所佐賀営業所 55%、双峰設備㈱ 45%の出資割合で協定されている。

3. 監査結果及び意見

(1) 県内企業の技術力向上に向けた取り組みについて（意見）

当該工事は設計価格において、約9割が排水機の製作に要し、残りの約1割がその据付工事に要するものと積算されている。排水機の製作については、検査設備等を備えた相当の工場設備を保有又は確保していなければ製作することが不可能なため、実質的には県内企業単独で応札できる企業はないものと考えられており、実際においても、排水機の製作は大阪にある代表構成員の自社工場で行われ、主ポンプ設備も代表構成員が自主製作している。

また、本工事のような工場製作を含む工事の場合においては、工場製作のみを施工している期間は同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は工場製作に係る主任技術者（監理技術者）の専任義務は緩和されており、この工事における工場製作工に係る主任技術者（監理技術者）に関する条件では、工場製作のみの期間は技術者の専任制を義務付けないとされている。

国土交通省の「共同企業体の在り方について」における活用の基本方針には、「建設業の健全な発展と建設工事の効率的施工を図るため、公共工事の発注は単体発注を基本的前提とするとともに、共同企業体の活用は、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲にとどめるものとする。」「共同企業体の対象工事については、共同施工の体制を経済的に維持し得る工事規模を確保するとともに、受注者においては適正に技術者を配置し、合理的な基準の下で運営することにより工事の適正かつ円滑な施工を行うものとする。」等が掲げられている。

長崎県が発注する建設工事の共同請負施工による場合の取り扱いについては、「長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領」に定められており、その要領の目的において「県内建設業者の技術の向上のため、共同請負施工により、県内建設業者の育成と経済的地位向上を図ることを目的とする。」と規定されており、県外企業と県内企業との2企業構成の組み合わせによる共同企業体の場合の県内企業の出資比率については、原則として45%以上と規定されている。（注：平成26年3月において見直しが行われ、各構成員の工事に関与する割合に応じて定めることができるようになった。この場合においても、県内企業の最小限度出資比率は2企業構成の場合は30%以上、3企業構成の場合は20%以上としている。）

当該工事について共同企業体を対象とした工事にした理由は、県内企業の経済的地位の向上に留まらず、工事实績のある施工能力の高い県外企業と共同で施工することにより、県内企業の技術力の向上を主たる要因としているものである。

当該工事の据付工事部分については、現地企業としての強みを生かした工事の施工ができることは容易に理解できるが、主要部分である排水機の製作については、工場が県外にあることに加え、主任技術者の専任が義務付けられていないため、県内企業の技術者の製

作についての関与度合が確認できない。

そもそも、工場製作を含む工事の場合の主任技術者の専任義務付けが緩和されている理由は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合に限定されていると考えられ、本工事のように県外の工場で製作が行われる場合については、その工場に常駐していなければ技術の吸収ができないと思われる。

従って、このような共同施工体制の場合は、県内企業の技術力向上に寄与するためには、県内企業の技術者について、専任を義務付ける事を検討する必要があると考える。

整理番号 13 . 旧長崎南商業高等学校 財産の処分

1 . 議案概要

議案番号	第 102 号議案 平成 24 年 8 月 29 日提出
事案名	旧長崎南商業高等学校 財産の処分
処分内容	土地：予定面積 41,272.45 m ² 建物：予定面積 9,319.48 m ²
相手方	長崎市
処分方法	無償
契約の方法	随意契約
所管部署	教育環境整備課

2 . 概要

譲渡経緯

平成 20 年 3 月末に廃校となった旧長崎南商業高等学校跡地の敷地については、跡地利用方法について地元市である長崎市及び地元自治組織とも協議を重ねていたが、教育環境整備課における利用計画もなく、また県としての公用・公共用及び公益事業用に再利用する見込みもなく、単独利用も不可能と判断されることから、未利用地の有効利用を図るためにも、企業立地用地として整備を進める方針を示した長崎市に対して無償で譲渡するもの。

長崎市からは平成 24 年 3 月 22 日に市営工業団地としての活用検討の打診があり、平成 24 年 8 月 16 日付けにて普通財産譲与申請書が提出され、平成 23 年 8 月 21 日に譲与仮契約を締結、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により長崎県議会の議決を経て、平成 24 年 10 月 15 日に譲与本契約を締結している。

なお、当該工業団地は長崎 IC から約 10 分の好立地。長崎市において平成 25 年 3 月末までに建物解体が完了し、平成 25 年 10 月には自動車部品メーカーへの一括分譲が決定している。

(以下、平成 24 年 8 月 16 日起案「普通財産の譲与について(伺)」より一部抜粋)

時価見積額及び単価、建物及び工作物等の解体費用並びに価格算定の根拠

長崎市が公共用として活用する土地 (16,272.45 m²) については譲与し、企業立地用地として活用する土地 (25,000 m²) については、土地の鑑定評価額から建物等の解体費用を差し引いた結果、無償で譲渡するものとする。

(1)時価見積額及び単価（万円未満切り上げ）

2社の不動産鑑定会社が算出した評価額の平均値を採用

平地部分 29,003.95 m² 224,400,000 円（7,737 円 / m²）

法地部分 12,268.50 m² 4,200,000 円（342 円 / m²）

合計 41,272.45 m² 228,600,000 円

(2)建物及び工作物等の解体費用（千円未満切り上げ）

土木部建築課（建物）と県土地開発公社（工作物等）が算定した解体費用を採用

建物 165,266,000 円

工作物等 35,974,000 円

合計 201,240,000 円

（なお、県が算出した建物の残存価格は 265,752,189 円である。）

(3)価格算定の根拠

売払額 193,425,000 円（企業立地用地部分 25,000 m²、7,737 円 / m²）

解体費用 201,240,000 円

差引額 0 円（無償譲渡）

譲与する理由及びその根拠

(1)理由

企業立地用地としての活用は、公共の用または直接の用に供するものとは言えないが、学校跡地の有効活用が図られると同時に地域の活性化や雇用の創出を生み出し本県の産業振興に寄与することから、土地の鑑定評価額から建物等の解体費用を差し引いた結果、長崎市へ無償で譲渡する。

企業立地用地以外の土地については、長崎市が道路、公園・緑地等を引き続き管理することから、長崎市へ譲与する。

(2)根拠：長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第3条第1号に準じる

契約方法及び理由

(1)契約方法：随意契約

(2)根拠：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

平成4年4月24日付4管第57号総務部長通知「普通財産（土地、建物）の処分契約に付す条件について」による。

長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第3条第1項各号に基づき処分するとき。

3. 監査結果及び意見

(1)無償譲渡部分に関する根拠法令等の適用誤りについて（結果）

当該譲渡が随意契約により無償譲渡となった根拠法令の考察に関しては、先述「旧松浦東高等学校財産処分」を参照

今回の無償譲渡に関して、資料の確認及び担当者へのヒアリングを行った。

企業立地用地とした土地の面積 25,000 m²については、処分当時の平地部分 29,003.95 m²から、危険区域に属する平地部分(多目的広場:引き続き現況のまま長崎市が管理)1,733.47 m²及び造成にあたって設置する公園道路 1,345.80 m²・造成緑地 850.45 m²を控除し算定している。

当該控除部分に関しては、現況のまま利用する既存緑地である法面部分と合わせて無償譲渡となっているが、その理由としては前述のとおり、「企業立地用地以外の土地については、長崎市が道路、公園・緑地等を引き続き管理することから、長崎市へ譲与する。」とされており、「普通財産の譲与及び減額譲渡に関する事務取扱基準」(以下、「取扱基準」という。)における次の事項を根拠としている。

普通財産の譲与及び減額譲渡に関する事務取扱基準

(平成9年9月2日 総務部長決裁(財政課合議))

2.(譲与)

条例第3条第1号の規定により、普通財産を譲与できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 現に道路、水路、公園・緑地の用に供されている県有地を、他の地方公共団体その他公共団体において引き続き同一の用に供するため必要とする場合。

ここで、当該無償部分の内容について考察してみる。

A. 現況のまま利用する既存緑地である法面部分

現に緑地の用に供されている県有地であり、譲渡後も長崎市が引き続き緑地として管理するため、取扱基準に合致し、無償譲渡は問題ないとする。

B. 平地部分の内、危険区域である多目的広場部分及び危険区域に伴う造成緑地部分

危険区域であり、利用ができないことから、譲渡後も長崎市が引き続き現況の状態で管理するので、取扱基準に合致し、無償譲渡は問題ないとする。

C. 造成にあたって設置する公園道路

公園道路について、県は造成後も長崎市が引き続き緑地等を管理するために必要な道路として無償譲渡としているとの説明であったが、譲渡前の状況では学校敷地部分であり、道路の用途では使用しておらず、工業団地の造成により新たに設置する部分であり、取扱基準の主旨に合致しないと考える。

よって、今回の譲渡の内、工業団地造成にあたって設置する公園道路については、企業立地用地整備の一部と考えるべきであり、他に根拠となる法令等もないことから、無償で譲渡することは取扱基準の適用誤りと言わなければならない。

以上のことより、本来企業立地用地として譲渡した面積は、平地部分 29,003.95 m²から危険区域に属する平地部分 1,733.47 m²及び造成緑地部分 850.45 m²を控除した、約 26,400 m²とすべきである。

売払額を再計算してみる。(千円未満切り上げ)

$$25,000 \text{ m}^2 \times 7,737 \text{ 円} / \text{m}^2 = 193,425,000 \text{ 円}$$

$$26,400 \text{ m}^2 \times 7,737 \text{ 円} / \text{m}^2 = 204,256,800 \text{ 円}$$

解体費用として見積もられた 201,240,000 円を差し引いても、3,016,800 円の譲渡金額が発生することになると考えられる。

本契約も済み、長崎市においては分譲も完了しているが、以上の結果を踏まえ、県は長崎市と再度協議すべきである。

(2) 議会審議における適正な情報開示について（意見）

今回の譲渡については、平成 24 年 8 月定例月議会にて審議が行われている。

審議に先立ち、県から議案資料として提出された文書は次のとおり。

教育環境整備課				
旧長崎南商業高等学校跡地の長崎市への譲渡について				
1	譲渡額	無償		
2	譲渡する財産			
(1)	所在地	長崎市北浦町 2 8 8 5 番 1	ほか	
(2)	種目及び数量	土地：41,272.45 m ²		
		建物：9,319.48 m ²		
(3)	相手方	長崎市長 田上 富久		
3	譲渡額の算定方法			
(1)	全体の敷地面積 41,272.45 m ² のうち、25,000.00 m ² を長崎市営の企業誘致用地として売払い、残りの 16,272.45 m ² については、現況の法面、水路、緑地帯として公共的に活用することから無償で譲渡する。			
(2)	建物については、長崎市が解体するため無償で譲渡する。			
(3)	売払う土地 25,000.00 m ² については、土地鑑定評価額から建物等の解体費用を控除することになるが、解体費用が土地代を上回っているため無償で譲渡する。			
4	譲渡額の内訳			
	内 容	面積(m ²)	m ² 単価(円)	金額(円)
	市へ売払う土地	25,000.00	7,737 (鑑定評価額)	193,425,000
	市へ無償で譲渡する土地	16,272.45		0
	建物解体費用【長崎市負担】			201,240,000
	合 計	41,272.45		0
5	議会の議決			
	地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決が必要である。			

今回の譲渡も、先に平成 23 年 11 月において審議済みの「旧松浦東高等学校跡地財産処分」(以下、「旧松浦東」と言う。)時と同様、工業団地造成を前提とした譲渡は、長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第 3 条第 1 項第 1 号における「公共の用に供する」目的に準じることを根拠に随意契約としているが、上記説明文書において、当該「準じる」旨の記載は一切ない。

これは、平成 24 年 8 月定例月議会、文教厚生委員会説明資料においても同様である。

事 件 案		
		教育環境整備課
件 名	要 旨	議案書の項
第 102 号議案 「財産の処分について」(旧長崎南商業高等学校の財産処分)	1 財産を処分する理由 平成 20 年 3 月 31 日をもって廃校となった旧長崎南商業高等学校の土地及び建物について、企業立地用地としての活用を目的として長崎市から譲渡申請があったため、長崎市へ無償で譲渡しようとするものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。 2 処分する財産の内容 財産の名称及び種類、数量 旧長崎南商業高等学校の土地及び建物 土地 予定面積 41,272.45 m ² 建物 予定面積 9,319.48 m ² 所在地 長崎市北浦町 2885 番 1 ほか 相手方 長崎市桜町 2 番 22 号 長崎市長 田上 富久 処分の方法 無償譲渡	条 20

また、平成 24 年 9 月 26 日開催の文教厚生委員会における審議の議事録を確認しても、契約方法を随意契約とした理由については、一切の説明がない。

「旧松浦東」時と同様に、本来一般競争入札に付すべき契約方法を随意契約とした理由については、契約議案の審議上、重要な項目であると言えるが、今回の契約についても、県は議会に対する説明責任を果たしていないと言える。

そればかりか、「旧松浦東」にて先例が出来たこともあり、説明文書においても「公共の用に供する」目的に準じる旨の記載まで一切なされていない。

県は、議会において適正な審議が行われるように、審議の判断過程において重要な意味を形成する事項については、十分な内容の説明を行うことにより、説明責任を果たすと考えられる。

審議に際して重要な事項については、適正な情報開示を行い、十分な内容説明を行うべきと考える。

(3)情報公開基準の検討について（意見）

県は、情報公開の一環として、長崎県のHP上において「限度額を超えた随意契約情報」を掲載し、随意契約とした理由を公開している。内容は次のとおり。

限度額を超えた随意契約情報

[公開方法]

平成19年4月以降に県が締結した契約のうち、限度額を超えて随意契約を行った契約情報について1件ごとに公開します。

但し、次に掲げる契約情報を除きます。

不動産の買入・借入、地上権・地役権の取得などの特定の者を対象とする契約

随意契約については、地方自治法施行令や長崎県財務規則により一定の金額以内の契約の場合については、契約事務を迅速かつ効率的に処理するために認められています。

しかしながら、上記の限度額を超える場合において、契約でその性質又は目的が競争入札に適さない場合、競争入札に付することが不利と認められる時などは、随意契約ができることになっております。

そこで、随意契約の透明性・公平性の確保の観点から、その理由を公開するものです。

平成19年10月に4月～8月分を公開し、以後、1ヶ月ごとの執行状況について毎月分を翌々月初旬に公開していきます。（決算事務等と重なる繁忙期は公開が遅れる場合があります。）

[用語解説]

1 随意契約ができる契約の内容及び限度額一覧

（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び長崎県財務規則第105条の2）

契約の内容	限度額
1. 工事又は製造の請負	250万円
2. 財産の買入れ	160万円
3. 物件の借入れ	80万円
4. 財産の売払い	50万円
5. 物件の貸付け	30万円
6. 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

2 限度額を超えて随意契約ができる場合

(地方自治法施行令第167条の2第1項より)

第2号：不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

第3号：身体障害者更生施設、精神障害者授産施設等で制作された物品を買い入れ又は、シルバー人材センター等から役務の提供を受けるとき。

第4号：新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として知事の認定を受けた者よりその新商品の買入れをするとき。

第5号：緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

第6号：競争入札に付することが不利と認められるとき。

第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

第8号：競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

第9号：落札者が契約を締結しないとき。

県では「旧松浦東」及び今回の譲渡は、土地の鑑定評価額（売払い額）から建物の解体費用を控除した結果、差し引きマイナスになることにより、結果的に無償譲渡となっていることから財産の売払いではないとしているが、もともと財産の鑑定評価額（売払い額）としては各々1億円～2億円程度であり、財務規則105条の2における限度額50万円を超過している。

また、今回の各譲渡は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の根拠としている。

結果的に無償譲渡となったとしても、その契約内容については金額的にも重要性が高く、随意契約とした根拠からも、今後、情報公開について十分に検討を行うべきと考える。

整理番号 16 . 主要地方道佐世保吉井松浦線橋梁整備工事 (吉井 1 号橋上部工)

1 . 議案内容

議案番号	第 41 号議案 平成 25 年 2 月 18 日提出
工事名	主要地方道佐世保吉井松浦線橋梁整備工事 (吉井 1 号橋上部工)
工事内容	延長 468(468)メートル 幅員 6.0(9.5)メートル 橋梁上部工 (PC5 径間連続箱桁橋) 387 メートル 橋梁上部工 (PC2 径間連結ポステン少主桁橋) 81 メートル
相手方	日本ピーエス・山口組特定建設工事共同企業体
契約金額	1,452,675,000 円
契約の方法	一般競争入札
所管部署	道路建設課

2 . 概要

事業概要

佐世保市中心部を起点とし、佐世保市吉井町を經由して松浦市へ至る最短ルート of 幹線道路となる。

当該計画区間は、国道 204 号との接続箇所及び吉井町中心部の幅員が狭く、線形が極めて不良であるため、大型車の交通が困難であるとともに、松浦鉄道との平面交差もあるため車両の通行に支障をきたしている状況であり、本路線を整備する事により、車両の円滑かつ安全な交通の確保を図るものである。

工事場所：佐世保市 吉井町 大渡

契約時期：仮契約 平成 24 年 12 月 10 日

本契約 平成 25 年 3 月 22 日

工期：平成 25 年 3 月 22 日から平成 27 年 3 月 25 日まで

落札方式：総合評価落札方式 (簡易型)

支払条件：前金払、中間前金払又は部分払 有り

3. 監査結果及び意見

(1) 契約書記載内容の不備について（結果）

当該工事に係る請負契約書を確認したところ、部分払いに関して第 38 条に記載があり、当該部分払いについての債務負担行為に係る契約の特則に関して第 43 条に記載がある。

契約書形式として、第 38 条が原則条項であり、第 43 条が特則条項であることが分かるが、当該工事に係る請負契約書において、前提となる原則条項である第 38 条において、部分払いができないように（～この請求は、工期中 0 回を超えることができない。）記載されているにもかかわらず、特則条項である第 43 条において部分払いが平成 24 年度及び平成 25 年度において各 1 回、合計 2 回請求できるようになっている。

理由としては、債務負担行為事案であるのに、単年度契約時の契約書記載内容によって作成したためであるとのことであった（中間前金払と部分払の選択）。

このように、前提となる原則条項を覆して特則条項にて請求を許すことは、契約書記載内容として適正ではないと言えることから、早急に修正が必要である。

なお、道路建設課所管における今回の監査対象事件について、他に 4 件、同様に契約書記載内容の不備が発見された。

議会議決案件でない契約も含めて、全庁的に再点検を行い、修正が必要な場合には、早急に修正を行うべきである。

（部分払い）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場棟にある工場製品に対応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中()回を超えることができない。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第 43 条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。～以下、省略～

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

()年度	()回

(2)支払限度額工期の変更について（意見）

当該工事については、債務負担行為事案であることから、各会計年度における請負代金の支払限度額を設定している。

当該支払限度額に関しては、当初契約において契約書第 40 条に記載がある。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 40 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下、「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

24 年度 19,999,350 円

25 年度 732,676,350 円

26 年度 699,999,300 円

2. 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

24 年度 22,222,200 円

25 年度 814,084,950 円

26 年度 616,367,850 円

3. 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

以上のように記載があり、その支払限度額に応じた工期は記載していないにもかかわらず、課内稟議により当初契約時点から数回、各会計年度における支払限度額の工期を変更（延長）する旨を受注者へ通知している。

<平成 25 年 3 月 22 日通知>

平成 24 年度支払限度額に対する工期を以下のとおりとする。

変更前 平成 25 年 3 月 22 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日

変更後 平成 25 年 3 月 22 日 ~ 平成 26 年 2 月 28 日

<平成 26 年 2 月 26 日通知>

平成 24 年度支払限度額に対する工期を以下のとおりとする。

変更前 平成 25 年 3 月 22 日 ~ 平成 26 年 2 月 28 日

変更後 平成 25 年 3 月 22 日 ~ 平成 26 年 3 月 14 日

<平成 26 年 3 月 28 日通知>

平成 25 年度支払限度額に対する工期を以下のとおりとする。

変更前 平成 26 年 3 月 15 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日

変更後 平成 26 年 3 月 15 日 ~ 平成 27 年 2 月 28 日

これは、国の経済対策補正予算に伴い、平成 24 年度及び平成 25 年度の各年度の支払限度額を増工し、事業の進捗を図ることとしたためであるが、そもそも支払限度額に工期という考えはない。

ただし、支払限度額は年度ごとに設定しており、出来高に応じた支払いとなることから、その年度末までに支払限度額に応じた出来高とすることが前提となる。

予算を繰越した場合に支払限度額に応じた出来高完成の「時期」を設定することで、受発注者双方にとって、適切に進捗を管理することが可能となることや、受注者としては、翌年度の支払限度額に応じた前払金の時期が明確になり、資金繰りがしやすくなることは理解できる。

今後は、設定されていない工期の変更を行うのではなく、支払限度額に応じた出来高完成の「時期」を申し合わせるなどの改善をしたほうがよいと思われる。

(なお、同課内の他の工事についても、同様のケースが散見されている。)

整理番号 17 . 主要地方道野母崎宿線道路改良工事 ((仮称) 茂木トンネル)

1 . 議案概要

議案番号	第 42 号議案 平成 25 年 2 月 18 日提出
事案名	主要地方道野母崎宿線道路改良工事 ((仮称) 茂木トンネル)
落札者	戸田・堀内・別所特定建設工事共同企業体 構成員 代表構成員：戸田建設株式会社九州支店 出資割合 50% 構成員：株式会社堀内組 出資割合 30% 構成員：株式会社別所組 出資割合 20%
契約の方法	一般競争入札 (W T O)
契約金額	1,981,563,150 円
所轄部署	道路建設課、会計課

2 . 概要

契約の経緯

平成 24 年 10 月 19 日、公告がなされ、その結果申請期限の同年 11 月 12 日までに 14 の共同企業体からの申請及び技術提案書の提出があった。なお、入札申請者に対しては、同年 12 月 5 日付で「競争参加資格確認通知書」と「技術提案確認通知書」が送付されている。平成 25 年 1 月 11 日、入札が実施され、戸田・堀内・別所特定建設工事共同企業体が落札した。

工事の概要

工事長	958 (1 , 032) m
幅員	5 . 5 (7 . 0) m
契約工期	平成 25 年 3 月 22 日から平成 27 年 12 月 16 日まで
工法	N A T M 発破・機械掘削工法

3. 監査結果及び意見

(1)入札保証金について（意見）

長崎県は長崎県財務規則第 94 条により、一般競争入札の際は入札保証金を納めさせることになっている。しかしながら、同第 96 条により一定の場合には入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができるとしている。

（入札保証金）

第 94 条 契約担任者は、一般競争入札に参加しようとする者をして、入札見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、公有財産の売却に係る入札で予定価格を事前に公表するもの（公有財産売却システムに係る入札を含む。以下「公有財産売却特例入札」という。）については、入札保証金を予定価格の 100 分の 10 以上の額とすることができる。

（入札保証金の納付の免除）

第 96 条 契約担任者は、第 94 条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 令第 167 条の 5 第 1 項の規定により知事が定める資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないとき。
- (3) 入札に参加する者が、官公署又はこれに準ずる公共的団体であるとき又は電気、ガス若しくは水の供給を行う者であるとき。

一部改正〔昭和 40 年規則 53 号・平成 12 年 68 の 4 号・17 年 38 号〕

今回の入札においては第 96 条（2）により入札保証金が全額免除となっている。

このことに関して、同条 96 条では「入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる」となっており、免除の場合、全部免除するかまたは一部免除するかの基準はどのように運用されているかを県の担当者に確認した。

会計課からの回答によると一部免除というケースはなく、「又は一部」の部分については運用されていないとのことだった。

入札保証金の全部又は一部免除については予定価格が大きくなるほど、全部免除の場合と一部免除の場合との違いによる金額が大きくなるので、運用上の基準を明確にすべきと考える。

整理番号 18 . 一般県道諫早外環状線道路改良工事 ((仮称) 3 号トンネル)

1 . 議案概要

議案番号	第 43 号議案 平成 25 年 2 月 18 日提出
工事名	一般県道諫早外環状線道路改良工事 ((仮称) 3 号トンネル)
工事場所	諫早市栗面町 ~ 平山町
工事内容	延長 297(400)メートル 幅員 7.0(12.0)メートル トンネル工 (NATM 機械工法) 297 メートル 擁壁工 160 メートル
相手方	上滝・富永特定建設工事共同企業体
契約金額	1,325,873,850 円
契約の方法	制限付一般競争入札 総合評価方式 (簡易型)
所管部署	道路建設課

2 . 概要

島原地域と諫早地域を短時間で連絡する地域高規格道路である島原道路の一部を構成する一般県道諫早外環状線の (仮称) 3 号トンネル工である。一般県道諫早外環状線は、諫早市北部の破籠井町の国道 34 号交差点を起点に、貝津町の諫早インターに接続する道路である。現在、「諫早インター工区」と「長野～栗面工区」を整備しており、(仮称) 3 号トンネルは、諫早インター工区内にある。

3. 監査結果及び意見

(1)工期の変更に係る議会への情報開示について（意見）

当該工事の工事期間は、平成 25 年 3 月 22 日から平成 26 年 9 月 22 日までの 550 日間であったが、下記変更理由書に示す理由により、平成 27 年 3 月 30 日まで 189 日間延長し、739 日間に変更している（契約変更請書：平成 26 年 7 月 25 日）

道路整備によって、浸水が懸念される地区との排水対策についての協議に不測の日数を要した。また、当該トンネルの掘削に着手したところ、周辺地山からの浸水が著しく、ポンプによる排水処理を行いながらの作業に不測の日数を要した。

以上により、平成 25 年度支払限度額工期を平成 27 年 2 月 27 日まで延長する。また、これに伴い本工事の工期を平成 27 年 3 月 30 日まで延長する。

当該契約は、平成 25 年 2 月定例月議会において審議が行われている。

当該契約の基本的な事項については、平成 25 年 3 月 4 日の環境生活委員会において説明され、適否の判断がなされている。委員会説明資料においては、工事箇所、工事内容、契約の相手方、契約金額、工期、契約の方法等が示されており、当該契約の工期は当然ながら「550 日」と変更前の工期が示されている。

確かに、現行では、工期について議決事項としていないため、変更の議決は必要ではない。しかし、審議の説明資料として示した内容を変更するものであることを考慮すると、工期を変更した旨及び理由については、議会に対し情報開示を行うべきであったと言えることから、今後適正な情報開示へ向けて検討を要すると思われる。

整理番号 19 . 一般県道唐崎岬線道路改良工事（ハトヲキトンネル）

1 . 議案概要

議案番号	第 44 号議案 平成 25 年 2 月 18 日提出
工事名	一般県道唐崎岬線道路改良工事（ハトヲキトンネル）
工事箇所	対馬市豊玉町卯麦
工事内容	延長 180（400）メートル 幅員 5.5（7.0）メートル トンネル工（NATM 発破工法）180 メートル 改良工 220 メートル
相手方	長崎市・対馬市 A・B 特定建設工事共同企業体
契約金額	647,524,500 円（当初） 640,523,100 円（変更後）
契約の方法	一般競争入札（総合評価方式 簡易型）
所管部署	道路建設課

2 . 概要

工事概要

一般県道唐崎岬線道路改良工事（ハトヲキトンネル）は、道路改良事業である一般県道唐崎岬線（佐保工区）の一環として整備されるものである。

唐崎岬線は、対馬の中央部、対馬市豊玉町の西に位置する廻、卯麦地区等と豊玉町中心部の仁位地区とを結び、水崎漁港（第四種漁港）や唐崎漁港（第一種漁港）と国道 382 号とを結ぶ唯一の県道（232 号）である。また、佐保工区は、豊玉町佐保地区から卯麦地区までを結ぶ改良区間であり、現道は幅員狭小で線形が屈曲しており車輛の離合も困難なため、自動車・バス交通の走行性の向上と水産業を主産業とする対馬の経済活性化の支援を目的に整備を行うものである。

【参考】（一般県道唐崎岬線（佐保工区）全体計画）

計画延長 L=1,200m 幅員 W=5.5(7.0)m

事業期間 平成 21 年度から平成 26 年度まで(目標)

主な構造物 鈴江橋 L=41m ハトヲキトンネル L=180m（本議案対象）

3. 監査結果及び意見

(1)適正な情報開示（契約の目的）について（意見）

地方自治法第96条に規定されている議会の議決に付すべき契約・財産の取得及び処分については、その金額等において重要な事件であり、当然に審議は慎重に行わなければならない。当該契約等の事務手続きは当然であるが、決議が適正に行われるよう、執行機関である県側が、議会に対して契約の目的等適正な情報開示を行い、説明責任を果たしているかも同様に重要である。

平成25年3月4日に開催された平成25年2月定例月議会環境生活委員会の議事録を閲覧したところ、本議案の質疑応答等が行われておらず、本議案については補足説明資料を配付していることが言及されている程度である。

その補足説明資料である「平成25年2月定例月議会 環境生活委員会説明資料」及び「平成25年2月定例月議会 環境生活委員会課長補足説明資料」においても、契約（事業）の目的に関する記載は見当たらなかった。

道路建設課担当者によると、事前に資料を提示したうえで説明を行っており、契約（事業）の目的は当然に議員も認識しているとのことである。また、本議案工事の目的、必要性は上記工事概要に記載の通りであり、それらを否定すべき合理的な理由も見当たらなかった。

しかしながら、他の議案では補足説明資料に目的を記載した資料を添付しているものもあり、また、行政実例は「議案には工事請負契約書を添付する必要は別でない」が、「契約の目的、方法、相手方等を明記すればよい」としていることから（昭和25年12月6日自行発代319号佐世保市議会事務局長宛・行政課長回答）議会に対して適正な情報開示を行い、説明責任を果たしたという根拠を残す意味でも、議案もしくは補足説明資料に契約（事業）の目的を明記すべきと考える。

整理番号 20 . 長崎港防災安全対策工事 (3 工区)

1 . 議案概要

議案番号	第 90 号議案 平成 25 年 6 月 5 日提出
工事名	長崎港防災安全対策工事 (3 工区)
工事場所	長崎市小ヶ倉町
工事内容	岸壁 (-7.5m)(改良)(耐震) 80m 基礎工 80m (サンドコンパクション 515 本、 床堀 5,015 m ³ 、捨石 1,218 m ³) 本体工 80m (スリットケーソン製作・据付 4 函) 裏込工 100m 上部工 80m 付属工 1 式 取付工 1 式 (サンドコンパクション 68 本、ケーソン製作・据付 1 函、L 型ブロック製作・据付 8 個)
相手方	上滝・三基・本間特定建設工事共同企業体
契約金額	926,680,650 円
契約の方法	一般競争入札
所管部署	港湾課

2 . 概要

工事概要

長崎市小ヶ倉町における柳ふ頭のコンテナヤード拡充及び災害時の安全対策として耐震工事を行うもの。

当該工事については、数度に亘って設計変更が行われている。
設計変更等の変遷は次のとおり。

・平成 24 年度単価で工事発注

25.4.8 土木部長通知 労務単価の特例措置 (単価増額)

25.5.16 仮契約 25.7.11 本契約

25.8.5 発議 工事打合せ簿 労務単価が設計変更対象 増額内容

25.9.3 発議 工事打合せ簿 設計変更の対象あり 増額内容

25.10.17 発議 工事打合せ簿 設計変更の対象あり 増額内容

26.1.29 契約変更 支払限度額等の変更のみ

26.2.21 建設企画課長通知 インフレ条項 賃金等のスライドに対する運用 (単価増額)

26.4.3 出来高による部分払 26.4.14 インフレ条項協議開始

26.7.10 スライド変更金額承諾 増額

26.7.28 変更契約書 設計図書の変更

3. 監査結果及び意見

(1)不適正な部分払い処理について（結果）

当該工事については、平成26年4月3日付けにて部分払いが行われている。
当該部分払いについては、部分払金の支払時期までに、労務単価の訂正など設計変更（増額）となる事由が発生していたが、請負金額の増額変更契約を行うためには議会の承認を得る必要があるため、その手続きを踏まず、契約金額の変更を行わないまま内部的な設計価格のみを変更積算し、その変更積算した額に基づき部分払金の額を計算して支払いを行っていた。

当該工事の契約においては、部分払金の額は請負金額を基に計算するとされており、請負金額の変更を行っていない段階では、内部的に設計変更した価格ではなく、当初契約した請負金額を基にその計算を行わなければならないため、部分払い金の過払いが生じていることになり不適正である。

(2)工事内容変更に伴う議会への説明責任について（意見）

工事担当者によれば、当該工事は工事範囲を増減することにより工事量の調整が効く内容であり、別工事として又は次の工区としての工事に上乗せして発注することも可能であったため、当初より増額事由が生じた場合は減工設計し、契約金額を変えないことも想定していたとのことであった。結果的に、本工事では工事量を減らして減額を生じさせ、設計金額の増額減額によるプラスマイナス0（ゼロ）ということで請負金額は変更されていない。

予定していた工事数量の変更は、当初において想定し得なかったことが発生した場合や工事着工後に変更することによって改めて工事の進捗・効率性が格段に増すことが判明した場合（このような場合は当初計画が甘いと言わざるを得ない）などやむを得ない場合を除き、安易に行うべきではない。

本工事はある一定の範囲まで工事を進めておく必要があったため計画し発注しているのであり、このように数量変更（減工）することは、議会で承認を得ている工事である以上、再説明が必要であったと思われる。

整理番号 21 . ストラドルキャリア取得

1 . 議案概要

議案番号	第 91 号議案 平成 25 年 6 月 5 日提出
事案名	ストラドルキャリア取得
取得内容	型式 : S3 台数 : 1 台
相手方	ユニキャリア 株式会社
処分方法	有償譲受
価格	100,800,000 円
所管部署	港湾課

2 . 概要

取得概要

・目的、理由

長崎港小ヶ倉柳ふ頭で使用している荷役機械（ストラドルキャリア）は、平成 6 年に製造され既に耐用年数を経過し、老朽化が著しく使用に支障をきたしているため、更新を行い安定した荷役作業を確保するものである。

・納入期限 平成 26 年 3 月 31 日まで

・納入場所 長崎港小ヶ倉柳ふ頭

・契約方法 一般競争入札（特定調達契約）

荷役機械整備体制

元来、ストラドルキャリア 1 台体制を採っていたが、平成 25 年 6 月からの日韓定期航路増便（週 1 便 3 便）による長崎港の貨物量増加及び故障時の運用体制を考慮し、当該新規取得と併せて、平成 26 年 3 月 24 日付けにて中古のストラドルキャリア 1 台を 43,890,000 円（税込）で購入し、2 台体制としている。

取得財源

上記、2 台のストラドルキャリアの取得については、150,000,000 円の公営企業債を発行し、取得財源としている。

（起債内容）

元利均等償還 当初借入額 150,000,000 円 利率 0.7% 償還期間 15 年
利子総額 9,104,219 円 支払総額 159,104,219 円 借入日 H26.5.25

3. 監査結果及び意見

(1) 根拠なき条例の弾力運用と、償還財源が見込めない県債の起債について（結果）

当該ストラドルキャリアの取得については、その取得に係る支出、及び取得財源となる県債の起債について「港湾施設整備特別会計」に計上されている。

地方財政法及び同施行令において、次のように規定されている。

地方財政法

（地方債の制限）

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

(1) 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合

(2) 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）

(3) 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

(4) 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

(5) 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

（地方債の償還年限）

第5条の2 前条第五号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

地方財政法施行令

(公営企業)

第46条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 水道事業
- (2) 工業用水道事業
- (3) 交通事業
- (4) 電気事業
- (5) ガス事業
- (6) 簡易水道事業
- (7) 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- (8) 病院事業
- (9) 市場事業
- (10) と畜場事業
- (11) 観光施設事業
- (12) 宅地造成事業
- (13) 公共下水道事業

以上により、受益者負担の原則の下、港湾施設整備特別会計は、独立採算を求められている。

そのような特色から、当該ストラドルキャリアの取得財源である県債の起債についても、その償還については、当該港湾施設整備特別会計の経営に伴う収入（ストラドルキャリアの使用料収入）をもって、その償還財源としなければならないと言える。

ストラドルキャリアの使用料に関しては、長崎県港湾管理条例により、1台1時間までごとに17,630円と規定されている。

当該起債の説明資料である収支計算においては、次のように記載してある。

長崎港 荷役機械（ストラドルキャリア）収支計算

・ストラドルキャリア 2基整備（H25 新品・中古）

区分	年度	起債額	利子	計	利率
起債	H25	150,000,000 円	9,104,219 円	159,104,219 円	0.7%
	事業計	150,000,000 円	9,104,219 円	159,104,219 円	

・ストラドルキャリア使用料

$$17,630 \text{ 円/h} \times 2 \text{ 基} \times 2 \text{ 時間} \times \text{週} 3 \text{ 便} \times 52 \text{ 週} = 11,001,120 \text{ 円}$$

・償還期間 15 年

$$(150,000 \text{ 千円} + \text{利子} 9,105 \text{ 千円}) \div 11,001,120 \text{ 円} = 14 \text{ 年}$$

・収支 起債元利回収は 14 年後の予定であり、その後も引き続き継続使用が見込める。

このように、十分に採算が取れるとの予測により起債されている。

ここで、当該 2 台のストラドルキャリアを整備し、使用が始まった平成 26 年度（監査時点における平成 26 年 11 月まで）と、旧ストラドルキャリアを使用していた平成 25 年度における、使用料の推移を確認してみる。

平成25年度				平成26年度			
月	使用時間 (h)	単価 (円)	月使用料 (円)	月	使用時間 (h)	単価 (円)	月使用料 (円)
4	8.5	17,630	149,860	4	16	17,630	282,080
5	10.5	17,630	185,120	5	19.5	17,630	343,790
6	9.5	17,630	167,490	6	24	17,630	423,120
7	10.5	17,630	185,120	7	22.5	17,630	396,680
8	12.5	17,630	220,380	8	21	17,630	370,230
9	17	17,630	299,710	9	19	17,630	334,970
10	14.5	17,630	255,640	10	21.5	17,630	379,050
11	17	17,630	299,710	11	21	17,630	370,230
12	16.5	17,630	290,900	12			
1	14	17,630	246,820	1			
2	16	17,630	282,080	2			
3	12.5	17,630	220,380	3			
計	159		2,803,210	計	164.5		2,900,150
(平均)				(平均)			
	13.25		233,601		20.56		362,519
					(参考)	年換算	4,350,225

以上のように、2 基体制となった平成 26 年度においても、実績では年換算で 500 万円にも遠く及ばない使用料収入となっており、起債時に予測・説明した年間使用量収入予定額 11,001,120 円の 4 割程度に止まっている。

このままでは、公営企業債償還に 30 年以上を必要とし、法定耐用年数である 17 年を優に超過することとなり地方財政法に反することとなる。

何故、このように収入予測に乖離が生じているのか理由の確認を行った。

収入推移を見ても分かるように、平成 26 年度においても月平均の使用時間は 20 時間程度であり、週 3 便の月 4 週と考えると、2 基合計で 1 日平均 1.7 時間程度しか稼働していないことになるが、各日のコンテナ量から推測するに、とてもそのような時間ではコンテナの移動は不可能と考えられる。

このことについて、港湾漁港事務所において担当者へヒアリングを行った。

説明によると、実際には、ストラドルキャリアの実稼働時間の内、コンテナを掴んでいる時間のみを使用時間としてカウントし、使用料を算定しているとのことであった。

つまり、コンテナ移動のために、当該コンテナへ向かって移動している時間はカウントせずに、コンテナに到着し、実際に掴んで移動し、目的場所へ降ろすまでの時間のみをカウントしていることになり、総合的に考察すると、実稼働時間の約半分の時間と考えられ、実稼働時間通りに使用料を算定した場合には、収入予測と遜色ない金額になると言える。

ストラドルキャリアの使用料として条例に定められている金額は、使用料であることから、当然に実稼働時間により算定を行うべきであることは言うまでもない。

このような取扱いを行っている理由については、荷役機械の使用料を抑えることにより、港湾事業振興に寄与させるためであり、以前よりこのような算定方法で使用料を徴収していたとのことであるが、当該取扱いを定めた公文書や当該算定方法を指示した課内の通知等は一切存在していない。

ここで問題なのは、条例に定められているにも関わらず、何の根拠も持たず現場の運用により使用料の算定をし、結果的に減免措置を勝手に行っていることであり、条例の意図に反する取扱いを行っている事を鑑みると、明らかに条例違反であると言う他ない。

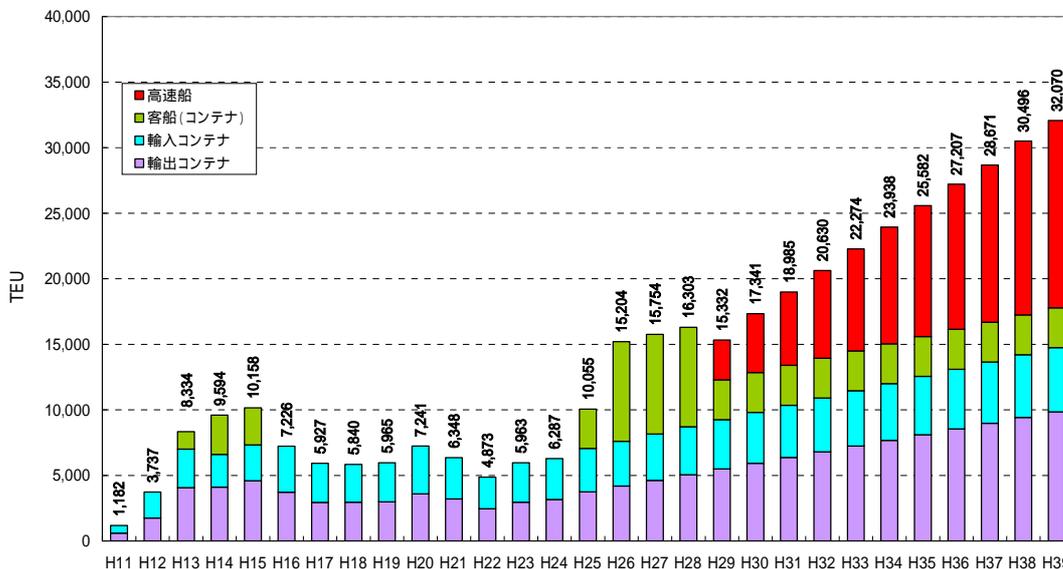
また、起債の償還に関しては、実際に借り入れた元利償還額と比較し、貨物量の推移見込みから耐用年数 17 年以内での償還は可能との回答がなされたが、実際の償還年数 15 年以内では返済できず、公営企業における経費負担の原則に反することになる。

以上を踏まえ、早急に適正な措置を講じるべきである。

(現在の起債制度は、実際の償還期間と耐用年数に基づく料金回収期間のずれが発生することとなり、償還期間内の不足する部分を他会計等から補うような制度設計がなされており、費用収益対応の原則からいえば課題もある。なお、平成 27 年 1 月 14 日に財務省理財局から発表された通知「財政融資資金の貸付条件の変更について」においては、設備等の耐用年数と起債の償還年数を合致させる旨の方向である。)

使用料算定の根拠資料（参考）

外貨コンテナ(釜山航路)取扱の経年推移



年度	輸出					輸入					高速船			本数計	使用料	使用料 税込額
	TEU	20FT	40FT換算	客船	40FT換算	TEU	20FT	40FT換算	客船	40FT換算	TEU	20FT	40FT換算			
H26	4,181	2,598	792	3,800	2,361	3,422	2,126	648	3,800	1,900		0	0	10,425	4,601,430	4,969,544
H27	4,616	2,868	874	3,800	2,361	3,536	2,197	669	3,800	1,900		0	0	10,870	4,795,360	5,178,989
H28	5,051	3,138	956	3,800	2,361	3,649	2,267	691	3,800	1,900		0	0	11,314	4,989,290	5,388,433
H29	5,486	3,409	1,039	1,520	944	3,762	2,338	712	1,520	760	3,040	1,889	576	11,666	5,147,960	5,559,797
H30	5,921	3,679	1,121	1,520	944	3,876	2,408	734	1,520	760	4,499	2,795	852	13,294	5,870,790	6,340,453
H31	6,357	3,950	1,204	1,520	944	3,989	2,479	755	1,520	760	5,594	3,476	1,059	14,627	6,452,580	6,968,786
H32	6,792	4,220	1,286	1,520	944	4,103	2,549	777	1,520	760	6,688	4,156	1,266	15,959	7,034,370	7,597,120
H33	7,227	4,491	1,368	1,520	944	4,216	2,620	798	1,520	760	7,783	4,836	1,473	17,291	7,633,790	8,244,493
H34	7,662	4,761	1,451	1,520	944	4,330	2,690	820	1,520	760	8,898	5,529	1,685	18,640	8,215,580	8,872,826
H35	8,097	5,031	1,533	1,520	944	4,443	2,761	841	1,520	760	9,993	6,209	1,892	19,971	8,815,000	9,520,200
H36	8,532	5,301	1,615	1,520	944	4,557	2,832	863	1,520	760	11,068	6,877	2,095	21,288	9,396,790	10,148,533
H37	8,968	5,572	1,698	1,520	944	4,670	2,902	884	1,520	760	11,983	7,446	2,269	22,475	9,908,060	10,700,705
H38	9,403	5,843	1,780	1,520	944	4,784	2,973	906	1,520	760	13,258	8,238	2,510	23,954	10,560,370	11,405,200
H39	9,838	6,113	1,863	1,520	944	4,897	3,043	927	1,520	760	14,283	8,875	2,704	25,229	11,124,530	12,014,492
H40	10,273	6,383	1,945	1,520	944	5,011	3,114	949	1,520	760	16,743	10,403	3,170	27,668	12,199,960	13,175,957
H41	10,708	6,653	2,027	1,520	944	5,124	3,184	970	1,520	760	19,627	12,195	3,716	30,450	13,434,060	14,508,785
H42	11,143	6,924	2,110	1,520	944	5,237	3,254	991	1,520	760	23,008	14,296	4,356	33,635	14,826,830	16,012,976
H43	11,579	7,195	2,192	1,520	944	5,351	3,325	1,013	1,520	760	26,972	16,759	5,106	37,295	16,448,790	17,764,693
H44	12,014	7,465	2,275	1,520	944	5,464	3,395	1,034	1,520	760	31,618	19,646	5,986	41,506	18,299,940	19,763,935
H45	12,449	7,735	2,357	1,520	944	5,578	3,466	1,056	1,520	760	37,065	23,031	7,017	46,366	20,450,800	22,086,864

20FTコンテナと40FTコンテナの比率は、H24実績を基に算定

H26 - H42合計 145,006,750 156,607,290

		財政投融资資金	地方公共機構借入金	合計
	借入額	115,700,000	29,000,000	144,700,000
H26	上期	268,487	76,273	344,760
H26	下期	404,950	116,000	520,950
H27	上期	404,950	116,000	520,950
H27	下期	404,950	116,000	520,950
H28	上期	404,950	116,000	520,950
H28	下期	404,950	116,000	520,950
H29	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H29	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H30	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H30	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H31	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H31	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H32	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H32	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H33	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H33	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H34	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H34	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H35	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H35	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H36	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H36	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H37	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H37	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H38	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H38	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H39	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H39	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H40	上期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
H40	下期	5,034,569	1,269,674	6,304,243
		123,122,893	31,128,449	154,251,342

(2)公営企業における会計の透明性の確保について（意見）

県における議会議決案件において、現在、財産取得に係る財源に関しては、予算審議において議会への報告・説明等はなされているものの、財源が県債である場合には、その償還原資として予測している使用料収入で起債の元利償還が賄えるか、検証することが望ましいと言える。今後検証できる体制を整備すべく検討が必要と思われる。

整理番号 24 . 看護研究研修センター（仮称）等新築工事

1 . 議案概要

議案番号	第 207 号議案 平成 26 年 3 月 4 日提出
事案名	看護研究研修センター（仮称）等新築工事
工事箇所	佐世保市平瀬町
相手方	西海建設・上山建設・西野建設特定建設工事共同企業体
工事内容	新築 鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ床面積 3088.80 m ²
契約の方法	制限付き一般競争入札（総合評価落札方式（簡易型））
所管部署	医療人材対策室

2 . 概要

看護研究研修センター（仮称）等整備事業は、県内における質の高い看護職員の安定的確保を図るため、卒後研修の充実を通じた、定着促進・離職防止・再就業支援を担う「看護研究研修センター（仮称）」を「佐世保市立看護専門学校」との複合施設として新たに整備する。

なお、合築する「佐世保市立看護専門学校」は、県立佐世保看護学校（平成 28 年 3 月末廃止予定）と校舎を共用しているが、養成機能の充実（学年定員 40 名 80 名）に向け老朽化した校舎の新築建て替えを行うものである。今回の監査にあたっては、「看護研究研修センター（仮称）」及び「佐世保市立看護専門学校」の新築建て替えに伴う契約までの事務手続き及び議会への説明について確認を行っている。

従前の県立佐世保看護学校及び佐世保市立看護学校が共用している校舎は長崎県の所有、そして、その土地についても長崎県の所有物となっていた。

当建物は昭和 48 年に建設されたもので、老朽化が進み耐震化にも対応していない状況であった。このような状況から、新たに看護研究研修センター（仮称）等新築工事が行われることとなった。建物は、鉄筋コンクリート造 3 階建てで、延べ面積は 3088 m²とされている。

当初契約は 498,871,440 円により西海建設・上山建設・西野建設特定建設工事共同企業体を相手方としなされている。その後、労務単価の見直しにより再度議会の承認を受け、最終的な契約金額は 509,771,880 円となっている。

3. 監査結果及び意見

(1) 議会審議における適正な情報開示について（意見）

建替前の建物は、午前中から夕方までに授業を行う佐世保市立看護学校と夜間に授業を行う長崎県立の看護学校とで共用しており、施設については土地・建物共に長崎県の所有となっていた。

今回新築される建物は、新築後は長崎県の看護研究研修センター（仮称）となる1階部分と、佐世保市立看護学校となる2,3階部分の区分が明確になること、そして今後の運営の経費負担等の問題も考え、土地については従来のまま長崎県の所有であるが、1階の看護研究研修センター（仮称）部分については長崎県の所有、2階の佐世保市立看護学校部分については、佐世保市の所有となる見込みである。ただし、建築工事は長崎県が契約主体として行うこととなっている。

財源の負担については、全体の半額を長崎県の基金である地域医療再生基金より充当し、残りの半分については、1階の看護研究研修センター（仮称）部分は、全額長崎県が負担。2階、3階の佐世保市立看護専門学校部分については、長崎県が2/3、佐世保市が1/3の負担との説明が議会に対してなされている。正式には、長崎県と佐世保市との間での「看護研究研修センター（仮称）・佐世保市立看護専門学校の整備に関する覚書」第4条～第6条により、「看護研究研修センター（仮称）」と「佐世保市立看護専門学校」それぞれの整備に係る費用を面積按分にて算出し、これを上記割合により負担することとされている。

当該事業の推進に当たっては、議会及び文教厚生委員会において、その趣旨から契約、財源の負担等について議論が重ねられている。

ただし、この建築に係る議会議事録並びに議会への説明資料を確認しても、新たに建築される建物が、長崎県と佐世保市のそれぞれの登記となることの具体的な説明が見られない。

同じ建物で施設の設置者が異なる場合、区分所有されていることが一般的であり、また、県立佐世保看護学校のあり方検討や建設候補地の検討など「看護研究研修センター（仮称）」及び「佐世保市立看護専門学校」を建設するに至るまで、長年にわたり様々な議論があったことを踏まえると、過去において口頭で説明がなされた可能性を否定するものではない。

しかし、議会が区分所有について認識しているとの判断が仮にあったとしても、所有権の形態がこれまでと異なる形態となることを丁寧に説明した上で、その後の議論を進めることが望ましかったと言える。

この点について、議会に対する説明が不足している部分が生じていたと考えることから、計画当初の段階で説明資料等に区分所有について記載するなど、後世の人がわかるように記録として残すべきであったと考える。

整理番号 25 . 長崎県立鶴南特別支援学校五島分教室の校舎取得

1 . 議案概要

議案番号	第 208 号議案 平成 26 年 3 月 4 日提出
事案名	長崎県立鶴南特別支援学校五島分教室の校舎取得
取得内容	鉄筋コンクリート造 3 階建て 667.15 m ² (五島市立福江小学校 6,689.09 m ² のうち 1 階の専用部分)
相手方	五島市
処分方法	有償譲受
価格	200,119,980 円
所管部署	教育環境整備課

2 . 概要

取得経緯

平成 26 年から県立鶴南特別支援学校五島分教室(小中学部)(以下、「分教室」という)の校舎の利用に供するため。

当該財産は五島市立福江小学校の改築工事により、整備される校舎の一部を分教室の校舎として取得しようとするもので、工事契約は一括して五島市が行い、県は分教室にかかる費用を五島市へ負担金として支払う。

なお、県と五島市は平成 23 年 11 月 9 日付けにて、一体的施設として整備する旨の覚書を締結している。

用途決定日

平成 26 年 3 月 31 日(工事完成引渡し予定日)

五島市の竣工検査後に県に引き渡される。

負担金(代金)の支払時期

長崎県公有財産取扱規則第 10 条の規定にかかわらず、五島市との協定書第 5 条及び 6 条の規定により、県は五島市の請求に基づき、負担金を支払うとともに、五島市は平成 26 年 4 月末までに支払われた負担金の精算を行うこととしていることから、建物の登記については、平成 26 年 3 月末に五島市から引渡しを受けた後、登記事務を行わざるを得ず、登記前の支払を行うことができるものとする。

なお、当該福江小学校改築工事自体の完成が当初の平成 26 年 6 月から遅延しているため、平成 26 年 12 月現在においても、建物の登記は完了していない。

3. 監査結果及び意見

(1) 契約書未作成について（意見）

県の事務において、通常財産の取得時には契約書を作成し双方取り交わしを行う。
当該契約書の作成については、県における財務規則において以下のように規定されている。

（契約書）

第 108 条 契約担任者が、契約をしようとするときは、おおむね次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに記名押印しなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限及び契約保証金に関する事項
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要な事項

（契約書の特例）

第 109 条 250 万円をこえない指名競争契約又は随意契約を締結する場合には、請書又は承諾書をもって前条の契約書に代えることができる。

2 前項の請書又は承諾書には、契約書の例に準じ、必要な事項を記載しなければならない。

（契約書の省略）

第 110 条 次に掲げる場合においては、特に理由のあるものを除き、前 2 条の規定を適用しない。

- (1) 100 万円を超えない指名競争契約又は随意契約を締結するとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品売払の場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取るとき。

このように、契約書を作成し取り交わす趣旨としては、当該契約についての権利義務関係に関する当事者間の合意内容を明らかにすることにあり、当然に履行遅延時の対応等、リスクに対する事項も織り込まれる。

今回、分教室取得に関して監査を行った結果、通常作成すべき契約書が作成されていなかったことが判明した。

理由としては、当該分教室取得が、五島市において一体整備を行い、県は負担金を支出

する事務であるため、一体整備に関する覚書及び工事費等の負担に関する協定書の作成により、契約書の作成に代えたとのことであった。

確かに、当事者間の合意内容を明らかにすることが契約書の機能と考えれば、必ずしも契約書と言う形式にこだわる必要はないと言える。

しかし、今回、一体整備されている福江小学校校舎部分の完成が遅延し、分教室建物の登記が完了していないこと及び覚書・協定書においてリスク対応事項が織り込まれていなかったことを鑑みれば、当該事項まで織り込まれている契約書の形式により作成し、取り交わしを行っていれば、予定通りに登記が完了しない事に関する責任の所在を明らかにすることができたと考えられる。

今後は、一体整備による負担金の支出により財産を取得する場合においても、通常の財産取得時と同様に、契約書を作成し、取り交わしを行うことが必要と言える。

整理番号 26 . 一般県道諫早外環状線道路改良工事 ((仮称) 2 号トンネル)

1 . 議案概要

議案番号	第 209 号議案 平成 26 年 3 月 4 日提出
工事名	一般県道諫早外環状線道路改良工事 ((仮称) 2 号トンネル)
工事場所	諫早市平山町 ~ 貝津町
工事内容	延長 349(410)メートル 幅員 7.0(12.0)メートル トンネル工 (NATM 発破掘削工法) 349 メートル
相手方	西海建設・増崎建設特定建設工事共同企業体
契約金額	1,330,128,000 円
契約の方法	制限付一般競争入札 総合評価方式 (簡易型)
所管部署	道路建設課

2 . 概要

島原地域と諫早地域を短時間で連絡する地域高規格道路である島原道路の一部を構成する一般県道諫早外環状線の (仮称) 2 号トンネル工である。一般県道諫早外環状線は、諫早市北部の破籠井町の国道 34 号交差点を起点に市街地を環状し、貝津町の諫早インターに接続する道路である。現在、「諫早インター工区」と「長野～栗面工区」が整備されており、(仮称) 2 号トンネルは、諫早インター工区内にある。

3 . 監査結果及び意見

(1) 年度ごとの支出負担行為の決裁について (意見)

県出納局が発行している「財務会計事務の手引 (平成 22 年 3 月)」の 73 ページに、支出負担行為の内容及び形式に関する特例的な扱いとして、下記のとおり記載されている。

債務負担行為の手続き

契約時には、全体金額の支出負担行為決議を手書きで起案する。

同時に初年度支払限度額の支出負担行為決議書を財務オンラインシステムで作成する。

決裁は、 の全体額で行い、 の決裁欄を斜線で抹消する。

初年度中の変更、支払は、 により行う。

次年度当初、支払限度額の通知を行うときに、当該年度の支出負担行為決議書を端末機で作成し、決裁欄を抹消する。

以下 と同様。

議会の議決を要する場合の手続き

仮契約のための支出負担行為決議書を端末機により作成し、決裁を受ける。

仮契約日を支出負担行為決議書の整理日(仮契約日と付記)に記入する。

議会の議決により、本契約日を支出負担行為決議書の整理日(本契約日と付記)に と併せて2段書きする。

当該案件についても、この特例的な扱いにしたがって、平成 25 年度から平成 27 年度の全体金額により仮契約締結向及び債務負担行為決議書をワードファイルで作成起案し、決裁を受けており、財務会計システムに入力し作成した初年度支払限度額分の支出負担行為決議書については、決裁を受けていない(取扱者欄の押印のみで、決裁欄は抹消している)。

また、当該案件は、その後の支払限度額の増額、減額、繰越においても同様に、財務会計システムに入力作成した支出負担行為決議書の決裁はを受けていない。

このように、財務会計システムに入力した金額等の情報については、取扱者以外の者によるチェックがなされないこととなっている。このため、入力内容に誤りがあっても、その時点においては発見されない可能性が高くなる。

確かに、入力が誤っていたとしても、結果として支出命令時において入力内容の誤りは発見される可能性が高い(いわゆる発見的(事後的)統制活動)。しかし、入力内容の誤りは適時に発見することが望ましい。

したがって、内部統制でいうところの予防的(事前的)統制活動として、財務会計システムに入力した年度ごとの支出負担行為についても、チェックできるような取り扱いとすることが望ましい。

なお、当該内容は、(仮称)3号トンネル及び4号トンネルにおいても同様である。

整理番号 28 . 主要地方道有川新魚目線道路改良工事 ((仮称) 広瀬トンネル)

1 . 議案概要

議案番号	第 138 号議案 平成 23 年 11 月 25 日提出
工事名	主要地方道有川新魚目線道路改良工事 ((仮称) 広瀬トンネル)
工事場所	南松浦郡新上五島町奈摩郷 ~ 曾根郷
工事内容	延長 997(1,035)メートル 幅員 5.5(8.0)メートル トンネル工 997 メートル
相手方	今村・豊・五島技建特定建設工事共同企業体
契約金額	1,870,176,000 円
契約の方法	一般競争入札 総合評価方式 (簡易型)
所管部署	道路建設課

2 . 概要

工事概要

五島列島、上五島の北部に位置する有川新魚目線の一部を起工するもの。

3 . 監査結果及び意見

(1) 契約変更理由について (結果)

工事において請負代金が減額となる場合については、変更の理由が減額となる内容のものばかりではなく、減額と増額とを差し引きした結果、減額となることもある。

当該工事における内部稟議では、減額の理由の一つとして「当初掘削残土については処分場にて搬出する予定だったが、施工途中において長崎港湾漁港事務所発注の盛土材に使用することになった為、残土処分場への処分費が不要となった。また、運搬先が現場から仮置き場 (小串港) までに変更となり運搬距離が短くなることにより減工となる。」が掲げられている。しかしその一方で、仮置き場 (小串港) において敷鉄板代金が新たに発生したり、残土の重みによる地盤沈下が起こり、その復旧工事も新たに行われていたりして、当初想定しなかった工事費の増額も新たに発生しているが、この増額については減額変更の理由には掲げられていない。

当該工事の請負代金の減額変更は、そもそも議会の承認手続きを失念しているためその理由を議会に説明してはいないが、仮に減額変更の場合であっても、新たに設計すべき事由が生じ増額設計している工事項目が含まれている場合は、議会に対して当然にその増額内容についての説明も行わなければならないと言える。

議会の議決に付すべき契約等の検証についてのまとめ

における各監査結果及び意見にあるように、議会審議を要する契約等に関しては、種々の課題が存在している状況と言える。

契約等自体について問題と思われるものの一つは、行政側における行政裁量権の考え方である。

「整理番号 21 . ストラドルキャリア取得」においては、使用料の徴収について、何の根拠もなく現場の運用により、条例の意図に反する徴収方法によっていることが判明し、これは明らかに条例違反である。

このような裁量を行ったことについては、適正な手続きを図ることは当然として、その理由等に関して議会に説明する責任が存在するのであるが、十分に説明を行ったとは言えないことから、説明責任を果たしているとは言い難く、また、今後、行政裁量権の濫用・逸脱が無いようにするため、根拠条例等に基づいた適正な行政運営を行うべきである。

行政裁量権の考え方以外についても、包括外部監査人の目からは当然に議会審議時に説明すべきと思われる事項について、説明がなされていないケースも散見された。

特に契約内容の変更については、一旦議決された事件について、その内容を変更することであり、重要な変更については再度議会へ説明すべきである。また、例えば建築物の建て替え等において、各種条件が変更になる場合の当該変更項目等についても同様であろう。

今回の監査において、全庁的に、議会議決案件である契約について減額した場合に、再議決が行われておらず、条例違反の状態が長期間継続していることが判明し、また、道路建設課においては、確認する限り 5 件について契約書の記載内容不備が存在した。

これも、現場における運用上の解釈で事務手続きが行われていることを表していると言える。

総括して、県は議会審議における要説明項目を今一度整理・検証し、議会に対して十分に説明責任を果たし、適正に予算執行が行われることを期待したい。

第4章 最後に

今回の監査における総括的な着眼点は、議会費の執行における議会側の「説明責任」と、議会審議における県（行政）側の「説明責任」であった。

議会費の執行において、重要な項目である政務活動費に関して監査を行ったが、テーマ選定後に提出済みの収支報告書及び添付領収書以外の根拠資料の提出を求めたところ、監査事務局から「政務活動費の交付を受ける議員及び会派は、包括外部監査において「関係人」であるから、監査委員との協議を経た上で、提出協力依頼を書面で提出して下さい。」との回答があった。

それにより、報告書【各論】冒頭に掲載した文書を提出し、任意に資料提出を求めたが、包括外部監査人（以下、「監査人」と言う。）としてはどうも腑に落ちなかった。

果たして、包括外部監査において、議員及び会派は「関係人」なのか……。

地方自治法において、包括外部監査の監査への協力に関しては、同法第 252 条の 33 において、次のように規定されている。

地方自治法第 252 条の 33

1 . 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

また、包括外部監査人が行う監査に関しては、同法第 252 条の 38 において、次のような規定がある。

地方自治法第 252 条の 38

1 . 包括外部監査人は、監査のため必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

つまり、監査事務局の見解によると、政務活動費の交付を受ける議員及び会派は、同法 252 条の 33 第 1 項に規定する「当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員」の所謂「当事者」に含まれないため、例えば県から補助金の交付を受ける民間企業等と同様に「関係人」となり、関係人に対しては、同法 252 条の 38 第 1 項により監査委員と協議の上で、任意に資料提出を求めることになる。また、同法 252 条の 33 第 1 項に規定する包括外部監査への協力に努めなければならない対象となっている「議会」とは、議決機関としての「議会」であって、議員は含まれないとの説明であった。

「議会」の組織については、地方自治法第 89 条において「普通地方公共団体に議会を置く」と規定されており、同第 90 条以降は議員定数等に関して、一貫して「・・・議会の議員は・・・」との表現がなされている。

「議会」は議決機関であるが、当該「議会」を構成するのが「議員」であるのは言うまでもないところである。

ここで、再度同法第 252 条の 33 に戻ってみるが、包括外部監査人の監査への協力を行うべき「当事者」たる「議会」とは一体何を指すのであろうか。

議決機関としての「議会」が監査へ何をどう協力できるのか論理が成り立たないと思われ、ここで言う「議会」とは、議会を構成する「議員」が監査への協力主体である趣旨を含んでいると考えるべきではないかと監査人は考察するのである。

今回のテーマ選定後、平成 26 年 6 月の時点において上記の議論が生じたため、監査事務局を通して文書により総務省の見解を照会してもらった。

照会内容としては、包括外部監査人の監査に対する県議会議員及び会派の立場が、包括外部監査人は関係人ではなく当事者との認識であるが、長崎県（監査事務局）側としては関係人として認識しており、当該長崎県側の考え方で問題ないか、との内容である。

その後、この件に関しては何ら連絡もなく、約半年が経過した時期に、監査人から監査事務局へ状況を電話で問い合わせたところ、結果的には総務省から回答の文書はなく、電話口の対応のみで、「地方自治法第 252 条の 33 第 1 項の「議会」は、機関と議員をそれぞれ分けているとは解されない。財務事務の執行に係る監査については、議員にも一般論として協力の努力義務はあると考える。」しかしながら、「今回の場合、財政援助団体等の監査と異なり、財務事務の執行がどこまでか限定するのは難しい面もあるが、地方自治法第 252 条の 33 第 1 項を基にストレートに議員に調査することはできないものと解する。あくまで地方自治法第 252 条の 38 第 1 項に定める関係人に対する調査として、監査委員への協議等、所要の手続きを踏んでいくことが必要である。」旨の回答だったとのことである。

以上のように、総務省からの文書による回答もなく、当該論点については、議論が尽くされていない状況と思われる。

包括外部監査人の監査において、県の公金から議員報酬を受け、又、費用弁償もあり、県議会の議決を行う議会の構成員である議員（及び会派）が、外部の者と同様に「関係人」との立場であることの是非について、今後世論の議論が進んでいくことを願うものである。